

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="112 289 795 1402" style="border: 1px solid black; height: 530px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="807 567 845 1144" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図(5/7)</div> <div data-bbox="866 289 905 808" style="border: 1px solid black; padding: 2px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="955 283 1685 1444" style="border: 1px solid black; height: 553px; width: 246px;"></div> <div data-bbox="1706 378 1745 1323" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2図 ⑤島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(5/8)</div> <div data-bbox="1252 1480 1745 1507" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1804 283 2487 1432" style="border: 1px solid black; height: 547px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="2499 577 2537 1176" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図(5/11)</div> <div data-bbox="1795 1480 2558 1528" style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</div> <div data-bbox="1795 1554 2546 1591" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<div data-bbox="2617 262 2855 483" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                     【女川及び島根】                      記載内容の相違                      ・各プラントのアクセスルートが異なることによる地震随伴火災源の相違                 </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="112 275 795 1356" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="813 552 851 1125" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                     第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図(6/7)                 </div> <div data-bbox="869 275 914 793" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">                     枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。                 </div>	<div data-bbox="955 268 1688 1423" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1703 344 1742 1293" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                     第2図 ⑥島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(6/8)                 </div> <div data-bbox="1246 1451 1748 1482" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">                     本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。                 </div>	<div data-bbox="1813 254 2487 1388" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="2504 537 2543 1140" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                     第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図(6/11)                 </div> <div data-bbox="1798 1451 2561 1503" style="border: 1px dashed blue; padding: 2px; font-size: small;">                     : 地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する                 </div> <div data-bbox="1783 1535 2591 1612" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">                     追而【3号炉原子炉建屋西側を經由したホース敷設ルート変更の反映】                      (上の図においてアクセスルート及び操作場所の変更が必要となった場合は反映する。)                 </div> <div data-bbox="1798 1671 2561 1703" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<div data-bbox="2620 260 2858 478" style="font-size: small;"> <p>【女川及び島根】                      記載内容の相違                      ・各プラントのアクセスルートが異なることによる地震随伴火災源の相違</p> </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="112 289 801 1369" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="816 567 854 1144" style="text-align: center;">第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図(7/7)</div> <div data-bbox="869 289 914 804" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="955 289 1685 1444" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1700 373 1739 1323" style="text-align: center;">第2図 ⑦島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(7/8)</div> <div data-bbox="1246 1476 1745 1507" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1804 289 2475 1432" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="2493 510 2531 1108" style="text-align: center;">第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図(7/11)</div> <div data-bbox="1804 1491 2561 1543" style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</div> <div data-bbox="1789 1585 2546 1623" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<div data-bbox="2620 258 2858 478" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各プラントのアクセスルートが異なることによる地震随伴火災源の相違</li> </ul> </div>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="952 268 1685 1423" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1703 369 1742 1318" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 100px;">第2図 ⑧島根原子力発電所2号炉 地震随伴火災源の抽出機器配置図(8/8)</div> <div data-bbox="1249 1465 1748 1495" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1804 268 2481 1423" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="2496 558 2534 1159" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 100px;">第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図(8/11)</div> <div data-bbox="1804 1465 2561 1495" style="border: 1px dashed blue; padding: 2px; margin-top: 10px;">：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</div> <div data-bbox="1789 1539 2591 1612" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">追而【3号炉原子炉建屋西側を經由したホース敷設ルート変更の反映】 (上の図においてアクセスルート及び操作場所の変更が必要となった場合は反映する。)</div> <div data-bbox="1804 1696 2561 1726" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<div data-bbox="2623 264 2858 478" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各プラントのアクセスルートが異なることによる地震随伴火災源の相違</li> </ul> </div>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1780 241 2567 1459" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="2493 535 2537 1144" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 255px;">第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図(9/11)</div> <div data-bbox="1795 1480 2552 1543" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;"> </span>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する                 </div> <div data-bbox="1795 1585 2552 1638" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>【女川及び島根】                      記載内容の相違                      ・各プラントのアクセスルートが異なることによる地震随伴火災源の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

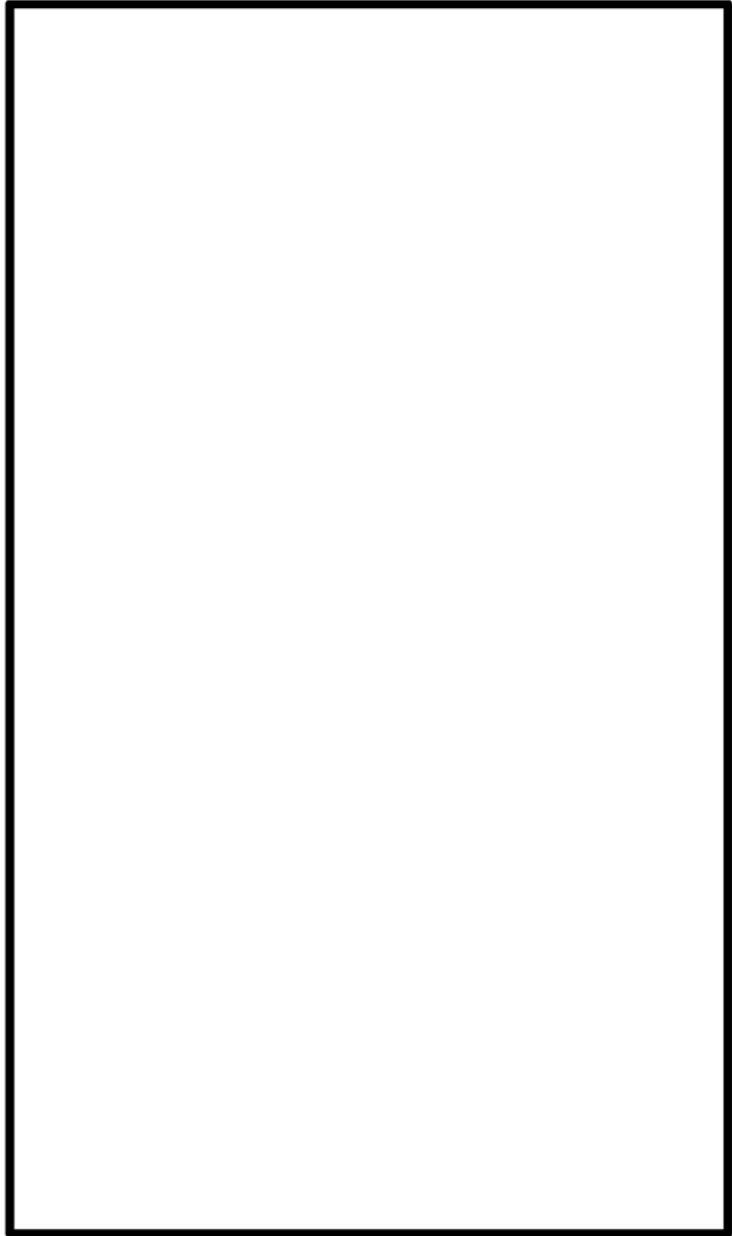
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1783 216 2576 1430" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"> <div data-bbox="1813 260 2481 1388" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="2487 499 2534 1104" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">                     第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図(10/11)                 </div> </div> <div data-bbox="1783 1451 2546 1507" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     : 地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する                 </div> <div data-bbox="1783 1528 2546 1570" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p>【女川及び島根】                      記載内容の相違                      ・各プラントのアクセスルートが異なることによる地震随伴火災源の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">第2図 地震随伴火災源の抽出機器配置図(11/11)</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"></div> <p style="margin-top: 10px;">: 地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p style="margin-top: 10px;">: 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】                      記載内容の相違                      ・各プラントのアクセスルートが異なることによる地震随伴火災源の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(34)</p> <p style="text-align: center;">地震による内部溢水の影響評価について</p> <p>地震発生による内部溢水時のアクセスルートの評価について、「設置許可基準規則」第9条溢水による損傷の防止等の評価を踏まえ、以下のとおり実施する。評価フローを第1図に示す。</p> <p>1. アクセスルートとして使用するエリアの抽出                      アクセスルートとして使用するエリアを抽出する。</p> <p>2. 地震時の溢水源の抽出                      地震時の溢水源として、使用済燃料プール、原子炉ウェル及び蒸気乾燥器／気水分離器ピット（以下「DSピット」という。）のスロッシングを想定する。操作場所へのアクセスルートが成立することを評価する上で、耐震B、Cクラス機器のうち、基準地震動Ssに対する耐震性が確認されていない機器を抽出する。                      なお、内部溢水影響評価の単一想定破損では、重大事故等に至ることはないため、本アクセスルートの評価においては基準地震動Ssによる溢水を考慮して評価する。</p> <p>3. アクセスルートエリアの溢水水位                      アクセスルートエリアの溢水水位については、上層階に関しては床開口部からの排水により床開口部のカーブ高さ（約13cm）程度に抑えられることを想定する。                      最地下階においては上層階からの溢水がすべて集まるものとして溢水水位を算出する。                      なお、実際は床開口部のカーブ高さ以下の滞留水については床ファンネルからの排水により時間経過に伴い、最地下階のドレンサンクへ排水される。                      溢水水位評価概要を第2図に示す。</p> <p>有効性評価及び技術的能力手順で期待している操作において、アクセスルートとなるエリアを第1表、各エリアの溢水水位を第2表に、溢水源を第3-1表～第3-3表に示す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(18)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価</p> <p>地震発生による内部溢水時のアクセスルートの評価について、「設置許可基準規則」第9条溢水による損傷の防止等の評価を踏まえ、以下のとおり実施する。                      評価フローを第1図に、評価概要図を第2図に示す。</p> <p>1. アクセスルートとして使用するエリアの抽出                      アクセスルートとして使用するエリア（以下「アクセスルートエリア」という。）を抽出する。</p> <p>2. 地震時の溢水源の抽出                      地震時の溢水源として、燃料プールのスロッシングを想定する。                      また、操作場所へのアクセスルートが成立することを評価する上で、耐震B、Cクラスの機器のうち、基準地震動Ssによる地震力によって破損が生じるおそれのある機器も抽出する。                      なお、内部溢水影響評価の想定破損では、重大事故等に至ることはないため、本アクセスルートの評価においては基準地震動Ssを考慮して評価する。</p> <p>3. アクセスルートエリアの溢水水位                      アクセスルートの溢水水位は、上層階に関しては床開口部からの排水により、カーブ高さ（約8cm）程度に抑えられることを想定する。                      最地下階においては上層階からの溢水が全て集まるものとして水位を算出する。                      なお、実際はカーブ高さ以下の滞留水については、時間経過に伴い床目皿からの排水により全量排水されることが期待できる。                      有効性評価及び技術的能力手順で期待している操作において、アクセスルートエリアとなるエリアを第1表、各エリアの溢水水位を第2表に示す。</p> <p>有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルートの溢水源となる系統を第3-1表～第3-4表に示す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(34)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について</p> <p>地震発生による内部溢水時のアクセスルートの評価について、「設置許可基準規則」第9条溢水による損傷の防止等の評価を踏まえ、以下のとおり実施する。評価フローを第1図に示す。</p> <p>1. アクセスルートとして使用するエリアの抽出                      アクセスルートとして使用するエリア（以下「アクセスルートエリア」という。）を抽出する。</p> <p>2. 地震時の溢水源の抽出                      地震時の溢水源として、使用済燃料ピットのスロッシングを想定する。また、操作場所へのアクセスルートが成立することを評価する上で、耐震B、Cクラス機器のうち、基準地震動に対する耐震性が確認されていない機器を抽出する。                      なお、内部溢水影響評価の想定破損では、重大事故等に至ることはないため、本アクセスルートの評価においては基準地震動による溢水を考慮して評価する。</p> <p>3. アクセスルートエリアの溢水水位                      アクセスルートエリアの溢水水位については、上層階に関しては床開口部からの排水により床開口部の堰高さ（約5cm）程度に抑えられることを想定する。                      最地下階においては上層階からの溢水がすべて集まるものとして溢水水位を算出する。                      なお、実際は床開口部の堰高さ以下の滞留水については床目皿からの排水により時間経過に伴い、最地下階のサンクタンクへ排水される。                      溢水水位評価概要を第2図に示す。</p> <p>有効性評価及び技術的能力手順で期待している操作において、アクセスルートとなるエリアを第1表、各エリアの溢水水位を第2表に、溢水源を第3-1表～第3-3表に示す。</p>	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載表現及び名称の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載表現、名称及び堰高さの相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 地震発生による内部溢水時のアクセスルート評価フロー</p>	<p>第1図 地震随伴の内部溢水評価フロー図</p>	<p>第1図 地震発生による内部溢水時のアクセスルート評価フロー</p>	<p>【女川及び島根】                  判断基準の相違                  ・泊の最終貯留区画内のアクセスルートは扉を経由せずに操作場所までアクセス可能なため、通行可否の判断基準を一律20cm以下とせず21cm以上かつ70cm未満の場合は、扉の通行の必要性等を個別に確認した上で判断する。</p>
<p>第2図 溢水水位評価概要</p>	<p>第2図 水位評価概要図</p>	<p>第2図 溢水水位評価概要</p>	<p>【女川及び島根】                  設備の相違                  ・泊は、防護すべき設備は止水板により防護することとしている。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルートエリア

O.P.	原子炉建屋 原子炉棟	原子炉建屋 付属棟 (非管理区域)	原子炉建屋 付属棟 (廃棄物処理 エリア) (管理区域)	原子炉建屋 付属棟 (廃棄物処理 エリア) (非管理区域)	制御建屋 (管理区域)	制御建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)
33200	⑤							
27800	○							
24800								
23500						1②③④ 5⑥⑦⑧		
22500	○	1②③④ 5⑥⑦⑧	—	—				
19500							○	
15000	②③⑥⑧	1②③④ 5⑥⑦⑧	②③⑥⑧	○	②③⑥⑧	②③⑥⑧	②③⑥⑧	
10700	②③⑥							
8000						②③④⑤		
7600								
6000	②③⑥	1②	—	—				
1500						②③④⑤		
800								
-800	○	—	—	—				
-8100	○	—	—	—				

【凡例】  
 ○ (数字なし) 有効性評価では通行しないが技術的能力1.1~1.19で通行するフロア  
 ○ (数字あり) 有効性評価で通行するフロア  
 — 通行しないフロア  
 ■ 建屋ごとの対象外フロア

No	事故シナリオ	作業番号*	No	事故シナリオ	作業番号*
1	高圧・低圧注水機能喪失	①	12	蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破壊) (代替循環冷却系を使用する場合)	④
2	高圧注水・減圧機能喪失	—	13	蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破壊) (代替循環冷却系を使用できない場合)	⑤
3	全交流動力電源喪失 (長期TB)	②	14	高圧溶融物放出/格納容器蒸気直接加熱	⑦
4	全交流動力電源喪失 (TB)	②	15	原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用	⑦
5	全交流動力電源喪失 (TBD)	③	16	水素燃焼	④
6	全交流動力電源喪失 (TBP)	②	17	溶融炉心・コンクリート相互作用	⑦
7	崩壊熱除去機能喪失 (取水機能が喪失した場合)	④	18	想定事故1	⑧
8	崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系が故障した場合)	①	19	想定事故2	⑧
9	原子炉停止機能喪失	—	20	崩壊熱除去機能喪失	—
10	LOCA時注水機能喪失	⑤	21	全交流動力電源喪失	④
11	格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)	⑥	22	原子炉冷却材の流出	—
			23	反応度の誤投入	—

※ 作業内容が同様のシナリオに関して同一の作業番号とする。

島根原子力発電所2号炉

第1表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルートエリア

E.L. (m)	原子炉建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)	廃棄物処理建屋 (非管理区域)	制御室建屋
42.800	⑥				
34.800	③⑥⑧	②③⑤⑧			
30.500	③⑥⑧	②③④⑤⑧			
23.800	②③④⑥⑧	①②③④⑤⑥⑧⑨			
22.100				③⑤⑧	
16.900			①②③④ ⑤⑦⑧⑨	①②③④ ⑤⑦⑧⑨	①②③④ ⑤⑦⑧⑨
15.300	②③④⑥⑧	①②③④ ⑤⑦⑧⑨			
12.800					○
12.300				②③⑤⑧	
8.800	③	③⑦⑧⑨	○	—	○
2.800		③⑧			
1.300	○				

【凡例】  
 「○ (数字なし)」: 有効性評価ではアクセスしないが技術的能力1.1~1.19でアクセスするフロア  
 「○ (数字あり)」: 有効性評価でアクセスするフロア  
 「—」: アクセスしないフロア  
 ■: 建屋に存在しないフロア

No	事故対象シナリオ	No	事故対象シナリオ
1	高圧・低圧注水機能喪失	13	蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破壊) (残留熱代替除去系を使用しない場合)
2	① 高圧注水・減圧機能喪失	14	高圧溶融物放出/格納容器蒸気直接加熱
3	② 全交流動力電源喪失 (長期TB)	15	原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用
4	② 全交流動力電源喪失 (TBU)	16	水素燃焼
5	② 全交流動力電源喪失 (TBD)	17	溶融炉心・コンクリート相互作用
6	② 全交流動力電源喪失 (TBP)	18	⑥ 想定事故1
7	⑤ 崩壊熱除去機能喪失 (取水機能が喪失した場合)	19	⑥ 想定事故2
8	崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系が故障した場合)	20	⑦ 崩壊熱除去機能喪失 (停止時)
9	原子炉停止機能喪失	21	⑤ 全交流動力電源喪失 (停止時)
10	LOCA時注水機能喪失	22	⑤ 原子炉冷却材の流出 (停止時)
11	格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)	23	— 反応度の誤投入 (停止時)
12	蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破壊) (残留熱代替除去系を使用する場合)		

泊発電所3号炉

第1表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルートエリア

T.P.	原子炉補助建屋 (非管理区域)	原子炉補助建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	原子炉建屋 (管理区域)	ディーゼル 発電機建屋 (非管理区域)
+43.6m			①②③④⑤ ⑥⑧⑨		
+40.3m		①②③④⑤⑥		①②③④⑤⑥	
+36.3m			①②③		
+33.1m	—	①②③④ ⑤⑥⑦	①②③④⑦	①②③④⑤ ⑥⑧⑨⑩⑪	
+29.3m			①②③④		
+28.7m				⑥⑧⑨	
+28.6m	①②③④⑤⑥	—			
+24.8m	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④ ⑤⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩⑪⑫	
+17.8m (中間床)	—	—		②③④⑤ ⑥⑦⑧	
+17.8m	①②③④⑤⑥⑦ ⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮	①②③④⑤ ⑥⑦⑧⑨	①②③④⑦ ⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩	
+10.3m (中間床)	—	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②④⑤	—	
+10.3m	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤⑥ ⑦⑧⑨⑩	①②③④⑤ ⑥⑦⑧	—	①②③④⑤⑥
+6.2m					○
+2.8m (中間床)		—			
+2.8m		①②③④⑤⑥			
+2.3m (中間床)			①②③④⑤⑥		
+2.3m			①②③④⑤⑥		
-1.7m		①②③④⑤⑥			

【凡例】  
 ○ (数字なし) 有効性評価では通行しないが技術的能力1.1~1.19で通行するフロア  
 ○ (数字あり) 有効性評価で通行するフロア  
 — 通行しないフロア  
 ■ 建屋ごとの対象外フロア

No.	事故シナリオ	作業番号*	No.	事故シナリオ	作業番号*
1	2次冷却系からの除熱機能喪失	—	11	蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧破壊)	⑥
2	全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補給冷却機能の喪失及びROPレベルLOCAが発生する事故)	①	12	蒸気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過温破壊)	⑥
			13	高圧溶融物放出/格納容器蒸気直接加熱	⑥
3	全交流動力電源喪失 (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補給冷却機能が喪失する事故)	②	14	原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用	⑥
			15	水素燃焼	⑥
			18	溶融炉心・コンクリート相互作用	⑥
4	原子炉補給冷却機能喪失	③	17	想定事故1	⑩
5	原子炉格納容器の除熱機能喪失	④	18	想定事故2	⑩
6	原子炉停止機能喪失	—	19	崩壊熱除去機能喪失 (余熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失)	⑥
7	EOCS注水機能喪失	—	20	全交流動力電源喪失 (燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補給冷却機能が喪失する事故)	⑬
8	EOCS再循環機能喪失	⑤			
9	格納容器バイパス (インターフェイスシステムLOCA)	⑥	21	原子炉冷却材の流出	⑥
10	格納容器バイパス (蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故)	⑦	22	反応度の誤投入	⑥

※ 作業内容が同様のシナリオに関して同一の作業番号とする。

相違理由

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・有効性評価及び各プラントの設備及び対応手段の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉									島根原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉						相違理由	
第2表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート溢水水位									第2表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート溢水水位					第2表 有効性評価及び技術的能力手順におけるアクセスルート溢水水位						【女川及び島根】 記載内容の相違 ・有効性評価及び各プラントの設備及び対応手段の相違	
O.P.	原子炉建屋 原子炉棟	原子炉建屋 付属棟 (非管理区域)	原子炉建屋 付属棟 (廃棄物処理 エリア) (管理区域)	原子炉建屋 付属棟 (廃棄物処理 エリア) (非管理区域)	制御建屋 (管理区域)	制御建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)	E.L. (m)	原子炉建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	タービン建屋 (非管理区域)	廃棄物処理建屋 (非管理区域)	制御室建屋	I.P.	原子炉補助建屋 (非管理区域)	原子炉補助建屋 (管理区域)	原子炉建屋 (非管理区域)	原子炉建屋 (管理区域)		ディーゼル 発電機建屋 (非管理区域)
33200	カーブ高さ								42.800	約19cm					+43.8m			溢水なし			
27800	溢水なし								34.800	カーブ高さ	カーブ高さ				+40.3m		溢水なし		溢水なし		
24800									30.500	—	溢水なし				+36.3m			溢水なし			
23500									23.800	カーブ高さ	カーブ高さ				+33.1m	—	溢水なし	溢水なし		堰高さ	
22500	溢水なし	溢水なし	—	—					22.100				溢水なし		+29.3m			溢水なし			
19500									16.900				カーブ高さ	カーブ高さ	+28.7m					溢水なし	
15000	カーブ高さ	溢水なし	カーブ高さ	溢水なし	溢水なし	溢水なし	カーブ高さ		15.300	カーブ高さ	カーブ高さ				+28.8m	溢水なし	—				
10700	溢水なし								12.800						+24.8m	溢水なし	堰高さ	溢水なし	堰高さ		
8000									12.300						+17.8m(中間床)	—	—			堰高さ	
7600									12.800						+17.8m	溢水なし	堰高さ	溢水なし	堰高さ		
6000	カーブ高さ	溢水なし	—	—					12.300				溢水なし		+10.3m(中間床)	—	溢水なし	溢水なし		—	
1500									8.800	溢水なし	カーブ高さ	—			+10.3m	溢水なし	堰高さ	溢水なし	—	溢水なし	
800									2.800		約9cm				+8.2m						
-800	カーブ高さ	—	—	—					1.300	約95cm					+2.8m(中間床)		—			溢水なし	
-8100	◇	—	—	—										+2.3m(中間床)				約1cm			
														+2.3m							
														-1.7m		◇					

【凡例】  
 「カーブ高さ」：床開口部のカーブ高さ（約13cm）  
 「溢水なし」：当該エリアでの排水又は他エリアからの溢水流入なし  
 —：通行しないフロア  
 ◇：水深20cm以上となる場合があるエリア  
 ■：建屋ごとの対象外フロア

【凡例】  
 「カーブ高さ」：下層階へ排水する開口部高さ（約8cm）  
 「溢水なし」：当該エリアでの排水又は他エリアからの溢水流入なし  
 「—」：アクセスしないエリア  
 ■：建屋に存在しないフロアレベル

【凡例】  
 堰高さ：床開口部の堰高さ（約5cm）  
 溢水なし：当該エリアでの排水又は他エリアからの溢水流入なし  
 —：通行しないフロア  
 ◇：水深21cm以上となる場合があるエリア  
 ■：建屋ごとの対象外フロア

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉建屋原子炉棟の最終貯留区画を除くアクセスルートにおける溢水水位の最大は床開口部のカーブ高さ（約13cm）であることから、長靴（靴丈約28cm）を装備することで地震により溢水が発生した場合においてもアクセスルートの通行は可能である。</p> <p>なお、防護具の着用は10分以内に実施可能であることを確認した。</p> <p>また、実際には床ファンネルによる排水が期待できるため通行は容易である。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の最終貯留区画において使用済燃料プール、原子炉ウェル及びDSピットからのスロッシングを考慮した場合、溢水量は212m<sup>3</sup>となり、アクセスルートにおける溢水水位は約83cmとなる。アクセスルート上の溢水水位が水深20cm以上となることから、通行できないと考えられる。</p> <p>しかしながら、原子炉建屋原子炉棟の最終貯留区画への通行が必要となる作業は高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系の系統構成であり、本作業が必要となる場合には、原子炉ウェル及びDSピットには水が張られていないことから、溢水源は使用済燃料プールのみによるスロッシングによる溢水量80m<sup>3</sup>となり、アクセスルートにおける溢水水位は約13cmとなる。アクセスルート上の溢水水位が水深20cm以下となるため、長靴（靴丈約28cm）を装備することで十分に通行可能な水位である。</p> <p>アクセスルートへの溢水影響範囲について第3-1図～第3-8図に示す。</p>	<p>原子炉建物最上階には、燃料プールのスロッシング対策として開口部からの落水を抑制するために堰を新たに設置しており、溢水水位は「約19cm」である。</p> <p>建物の浸水時における歩行可能な水深は、歩行困難水深、水圧でドアが開かなくなる水深等から30cmと設定しており、作業用長靴（長さ約40cm）を装備することで、地震により溢水が発生してもアクセスルートの通行は可能である。</p> <p>なお、防護具の着用は10分以内に実施可能であることを確認した。</p> <p>また、実際には床目皿による排水が期待できるためアクセスは容易になる。</p> <p>原子炉建物（管理区域）の最終滞留区画であるトラス室については、アクセス及び操作が必要となるが、トラス室の歩廊は床面から約7.5mの高さに設置しており、溢水水位約95cmに対し十分に高い位置にあるためアクセスは可能である。なお、その他の原子炉建物最地下階のアクセスが必要となる区画の溢水はない。</p>	<p>原子炉建屋（非管理区域）及び原子炉補助建屋（管理区域）の最終貯留区画を除くアクセスルートにおける溢水水位の最大は床開口部の堰高さ（約5cm）であり、原子炉建屋（非管理区域）内の最終貯留区画のアクセスルートにおける溢水水位は約1cmであることから、長靴（靴丈約28cm）を装備することで地震により溢水が発生した場合においてもアクセスルートの通行は可能である。</p> <p>なお、防護具の着用は10分以内に実施可能であることを確認した。</p> <p>また、実際には床目皿による排水が期待できるため通行は容易である。</p> <p>原子炉補助建屋（管理区域）の最終貯留区画において使用済燃料ピットからのスロッシング等を考慮した場合、溢水量は136.6m<sup>3</sup>となり、アクセスルートにおける溢水水位は約21cmとなる。アクセスルート上の溢水水位が水深21cm以上となることから、個別に確認を実施する。</p> <p>原子炉補助建屋（管理区域）内の最終貯留区画における通行が必要となる作業は、「原子炉補機冷却水系への海水通水のための系統構成」であるが、以下に示す通り、アクセス性及び操作性に影響がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水深70cm未満であるため、胴長靴（靴丈約130cm）を装備することで、十分に通行可能な水位である</li> <li>最終貯留区画の通行時に経由する扉が無い</li> <li>最終貯留区画での操作は弁操作のみであり、最も低い位置に取り付けられた弁であっても床面から約110cmの高さにあるため没水しない</li> </ul> <p>アクセスルートへの溢水影響範囲について第3-1図～第3-8図に示す。</p> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p>追而【他条文の審査状況の反映】          （上記の破線部分 は、基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する没水影響評価の結果を反映するため。）</p>	<p>【島根】設備の相違              ・泊は、使用済燃料ピットのスロッシング時に落水を想定した評価を実施している。</p> <p>【女川及び島根】              溢水水位及び装備品の相違</p> <p>【島根】長靴仕様の相違</p> <p>【女川及び島根】名称及び記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】              溢水評価結果の相違              ・泊は、最終貯留区画の溢水水位が21cm以上となるため、扉の通行の可否など個別に評価したうえでアクセス可能であることを確認することとしている。</p> <p>【島根】記載内容の相違              ・泊は、溢水影響範囲を記載している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3-1表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋原子炉棟）

第3-1表 アクセスルートの溢水源「原子炉建物(管理区域)」

第3-1表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋（管理区域））

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
0.F.33200 (地上3階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSピットスロッシング	212	65 <sup>※1</sup>	約13	無	有
0.F.15000 (地上1階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSピットスロッシング	212	65 <sup>※1</sup>	約13	無	有
0.F.6000 (地下1階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSピットスロッシング	212	65 <sup>※1</sup>	約13	無	有
0.F.-800 (地下2階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSピットスロッシング	212	65 <sup>※1</sup>	約13	無	有
0.F.-8100 (地下3階)	使用済燃料プール、原子炉ウエル及びDSピットスロッシング	212	65 <sup>※1</sup>	約83	無	有

※ 保安規定で定める運転上の制限値（ただし、通常時は～40℃程度）

第3-2表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）（管理区域））

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 <sup>※1</sup> (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
0.F.15000 (地上1階)	放射性ドレン移送系	33	66	約13	無	有
	機器ドレン系	1,232	66		無	有
	床ドレン・化学廃液系	616	148		無	有
	ストームドレン系	99	66		無	無
	廃スラッジ系	979	66		無	有
	濃縮廃液系	88	66		無	有
	固化系 <sup>※2</sup>	44	95		無	有
	純水補給水系	11	66		無	無
	復水補給水系	33	66		無	有
	ろ過水系	11	66		無	無
	換気空調補機常用冷却水系	55	66		防食剤	無
	換気空調補機非常用冷却水系	33 (Sクラス)	66		防食剤	無
	原子炉補機冷却水系	121 <sup>※3</sup>	85		防食剤	無
	原子炉補機冷却水系	209 (Sクラス含有) <sup>※4</sup>	85		防食剤	無
	加熱蒸気及び復水戻り系	22	204		無	無
	所内温水系	33	85		防食剤	無
	消火用水系	180	40		無	無

※1 各系統の最高使用温度  
 ※2 休止設備であり現在保有水はないが、保有水があるものとして評価する  
 ※3 RCW (A) 及びRCW (B) の常用系保有水量の合計  
 ※4 常用系と非常用系の保有水量合計（保有水量が多いRCW (A) で評価）

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
E.L. 42.800m (4階)	空調換気設備冷却水系	38	約40	約19	防錆剤	無
	復水輸送系	1	約40		無	有
	補給水系	8	約40		無	無
	消火系	57	約40		無	無
E.L. 34.800m (3階)	燃料プールスロッシング	130	約40	約8	無	有
	原子炉補機冷却水系	58	約44		防錆剤	無
	燃料プール冷却系	16	約52		無	有
	復水輸送系	2	約40		無	有
E.L. 23.800m (2階)	補給水系	28	約40	約8	無	無
	制御棒駆動系	12	約59		無	有
	原子炉浄化系	104	約95以上		無	有
	原子炉補機冷却水系	167	約44		防錆剤	無
E.L. 15.300m (1階)	復水輸送系	28	約40	約8	無	有
	補給水系	28	約40		無	有
	燃料プール補給水系	1	約40		無	有
	復水給水系	163	約95以上		無	有
E.L. 1.300m (地下2階)	制御棒駆動系	12	約59	約95	無	有
	原子炉浄化系	158	約95以上		無	有
	原子炉補機冷却水系	205	約44		防錆剤	無
	復水輸送系	30	約40		無	有
	補給水系	28	約40		無	無
	燃料プール補給水系	1	約40		無	有
	制御棒駆動系	12	約59		無	有
	原子炉浄化系	158	約95以上		無	有
	原子炉補機冷却水系	224	約44		防錆剤	無
	液体廃棄物処理系（放射性ドレン移送系・機器）	6	約40		無	有
	液体廃棄物処理系（機器ドレン）	182	約40		無	有
	液体廃棄物処理系（放射性ドレン移送系・床）	6	約40		無	有
液体廃棄物処理系（非放射性ドレン移送系）	1	約40	無	無		
復水輸送系	34	約40	無	有		
補給水系	32	約40	無	無		
燃料プール補給水系	1	約40	無	有		

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 <sup>※1</sup> (°C)	溢水水位 (cm)	薬品内包の有無	放射能の有無
T.P.+33.1m	使用済燃料ピットスロッシング	28	約30	約5	無	有
	使用済燃料ピットスロッシング	28	約30		無	有
T.P.+24.8m	樹脂タンク	0.5	約27 <sup>※2</sup>	約5	無	無
	廃液貯蔵ピット+性ソーダ計量タンク	0.3	約27 <sup>※2</sup>		有	無
	廃液蒸発装置	18.6	約27 <sup>※2</sup> ～約105 <sup>※3</sup>		無	有
	洗浄排水蒸発装置	7.8	約27 <sup>※2</sup> ～約105 <sup>※3</sup>		無	有
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置	0.5	約27 <sup>※2</sup>		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20～90 <sup>※3</sup>		有	有
T.P.+17.9m	使用済燃料ピットスロッシング	28	約30	約5	無	有
	樹脂タンク	0.5	約27 <sup>※2</sup>		無	無
	廃液貯蔵ピット+性ソーダ計量タンク	0.3	約27 <sup>※2</sup>		有	無
	廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔	18.6	約27 <sup>※2</sup> ～約105 <sup>※3</sup>		無	有
	洗浄排水蒸発装置	7.8	約27 <sup>※2</sup> ～約105 <sup>※3</sup>		無	有
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置	0.5	約27 <sup>※2</sup>		有	無
	セメント固化装置	18.4	約20～約90 <sup>※3</sup>		有	有
	冷却材混床式脱塩塔、冷却材陽イオン脱塩塔、冷却材脱塩塔入口フィルタ、冷却材フィルタ	44.5	約46		無	有
1次系薬品タンク	0.1	約27 <sup>※2</sup>	有	無		

※1：通常運転時の温度  
 ※2：通常運転時に常温の機器は設計外気温度27℃とした  
 ※3：装置内の構成機器及び配管による

第3-2表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋（非管理区域））

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	薬品内包の有無	放射能の有無
T.P.+2.3m	薬液混合タンク	0.1	約27 <sup>※1</sup>	約1	有	無

※1：通常運転時に常温の機器は設計外気温度27℃とした

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

追而【他条文の審査状況の反映】  
 (上記の「破線部分」は、基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する没水影響評価の結果を反映するため。)

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントの溢水源の相違

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントの溢水源の相違



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-3表 アクセスルートの溢水源（タービン建屋（管理区域））

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
0. P. 15000 (地上1階)	放射性ドレン移送系	11	66	約13	無	有
	機器ドレン系	22	66		無	有
	床ドレン・化学廃液系	22	148		無	有
	スチームドレン系	22	66		無	無
	筒スラッジ系	55	66		無	有
	復水系、給水系	649	180		無	有
	給水加熱器ドレン系	330	302		無	有
	復水ろ過装置	132	66		無	有
	復水脱塩装置	209	66		無	有
	高圧油圧系	11	70		無	有
	タービン潤滑油系	198	79		無	有
	固定子巻線冷却水系	22	74		無	有
	循環水系	1,200	41		無	無
	純水補給水系	11	66		無	無
	復水補給水系	33	66		無	有
	ろ過水系	11	66		無	無
	換気空調補機常用冷却水系	110	66		防食剤	無
	原子炉補機冷却水系	66	85		防食剤	無
	タービン補機冷却水系	231	66		防食剤	無
	加熱蒸気及び復水戻り系	19	204		無	無
所内備水系	33	85	防食剤	無		
消火用水系	180	40	無	無		

※ 各系統の最高使用温度

島根原子力発電所2号炉

第3-2表 アクセスルートの溢水源「原子炉建物(非管理区域)」

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無
E L 34.800m (3階)	原子炉補機冷却水系	58	約44	約8	防錆剤	無
E L 23.800m (2階)	原子炉補機冷却水系	182	約44	約8	防錆剤	無
	消火系	59	約40		無	無
E L 15.300m (1階)	消火系	60	約40	約8	無	無
E L 8.800m (地下1階)	原子炉補機冷却水系	223	約44	約8	防錆剤	無
	液体廃棄物処理系 (非放射性ドレン移送系)	1	約40		無	無
	補給水系	32	約40		無	無
E L 8.800m (地下2階)	消火系	69	約40	約9	無	無
	液体廃棄物処理系 (非放射性ドレン移送系)	1	約40		無	無

泊発電所3号炉

第3-3表 アクセスルートの溢水源（原子炉補助建屋（管理区域））（1/2）

フロア	溢水源	溢水量 (m³)	温度 (°C)	溢水水位 (cm)	薬品内包の有無	放射能の有無		
T. P. +24.8m	使用済燃料ピットスロッシング	28	約30	約5	無	有		
	樹脂タンク	0.5	約27 <sup>※1</sup>		無	無		
	廃液貯蔵ピットが性ソーダ計量タンク	0.3	約27 <sup>※1</sup>		有	無		
	廃液蒸発装置	18.6	約27 <sup>※1</sup> ～約105 <sup>※2</sup>		無	有		
	洗浄排水蒸発装置	7.8	約27 <sup>※1</sup> ～約105 <sup>※2</sup>		無	有		
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置	0.5	約27 <sup>※1</sup>		有	無		
	セメント固化装置	18.4	約20～90 <sup>※3</sup>		有	有		
	T. P. +17.8m	使用済燃料ピットスロッシング	28		約30	約5	無	有
		樹脂タンク	0.5		約27 <sup>※1</sup>		無	無
		廃液貯蔵ピットが性ソーダ計量タンク	0.3		約27 <sup>※1</sup>		有	無
廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔		18.6	約27 <sup>※1</sup> ～約105 <sup>※2</sup>	無	有			
洗浄排水蒸発装置		7.8	約27 <sup>※1</sup> ～約105 <sup>※2</sup>	無	有			
洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置		0.5	約27 <sup>※1</sup>	有	無			
セメント固化装置		18.4	約20～90 <sup>※3</sup>	有	有			
冷却材温床式脱塩塔、冷却材陽イオン脱塩塔、冷却材脱塩塔入口フィルタ、冷却材フィルタ		44.5	約46	無	有			
1次系薬品タンク		0.1	約27 <sup>※1</sup>	有	無			
T. P. +10.3m		使用済燃料ピットスロッシング	28	約30	約5		無	有
	樹脂タンク	0.5	約27 <sup>※1</sup>	無		無		
	廃液貯蔵ピットが性ソーダ計量タンク	0.3	約27 <sup>※1</sup>	有		無		
	廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔	18.6	約27 <sup>※1</sup> ～約105 <sup>※2</sup>	無		有		
	洗浄排水蒸発装置	7.8	約27 <sup>※1</sup> ～約105 <sup>※2</sup>	無		有		
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置	0.5	約27 <sup>※1</sup>	有		無		
	セメント固化装置	18.4	約20～90 <sup>※3</sup>	有		有		
	冷却材温床式脱塩塔、冷却材陽イオン脱塩塔、冷却材脱塩塔入口フィルタ、冷却材フィルタ	44.5	約46	無		有		
	1次系薬品タンク	0.1	約27 <sup>※1</sup>	有		無		
	ほう酸回収装置	16.1	約27 <sup>※1</sup> ～約108 <sup>※2</sup>	無		有		
亜鉛注入装置	0.2	約27 <sup>※1</sup>	有	無				
ガス圧縮装置	0.2	約49	無	有				
廃ガス除湿装置	0.3	約27 <sup>※1</sup>	無	有				

※1：通常運転時の温度  
 ※2：通常運転時に常温の機器は設計外気温27℃とした  
 ※3：装置内の構成機器及び配管による

：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する

追而【他条文の審査状況の反映】  
 (上記の【破線部分】は、基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する浸水影響評価の結果を反映するため。)

相違理由

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントの溢水源の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																								
	<p>第3-3表 アクセスルートの溢水源「タービン建物(非管理区域)」</p> <table border="1" data-bbox="952 306 1754 453"> <thead> <tr> <th>フロア</th> <th>溢水源</th> <th>溢水量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>温度 (℃)</th> <th>溢水水位 (cm)</th> <th>溢水源への添加薬品</th> <th>放射能の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E L 16.900m (2階)</td> <td>所内上水系</td> <td>4</td> <td>約40</td> <td>約8</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3-4表 アクセスルートの溢水源「制御室建物」</p> <table border="1" data-bbox="952 579 1754 884"> <thead> <tr> <th>フロア</th> <th>溢水源</th> <th>溢水量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>温度 (℃)</th> <th>溢水水位 (cm)</th> <th>溢水源への添加薬品</th> <th>放射能の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E L 16.900m (4階)</td> <td>所内上水系</td> <td>4</td> <td>約40</td> <td>約8</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>E L 12.800m (3階)</td> <td>消火系</td> <td>45</td> <td>約40</td> <td>約8</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>E L 8.800m (2階)</td> <td>消火系</td> <td>45</td> <td>約40</td> <td>約8</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所内上水系</td> <td>8</td> <td>約40</td> <td>約8</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>	フロア	溢水源	溢水量 (m <sup>3</sup> )	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無	E L 16.900m (2階)	所内上水系	4	約40	約8	無	無	フロア	溢水源	溢水量 (m <sup>3</sup> )	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無	E L 16.900m (4階)	所内上水系	4	約40	約8	無	無	E L 12.800m (3階)	消火系	45	約40	約8	無	無	E L 8.800m (2階)	消火系	45	約40	約8	無	無		所内上水系	8	約40	約8	無	無	<p>第3-3表 アクセスルートの溢水源（原子炉補助建屋（管理区域））（2/2）</p> <table border="1" data-bbox="1789 348 2585 1440"> <thead> <tr> <th>フロア</th> <th>溢水源</th> <th>溢水量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>温度<sup>※1</sup> (℃)</th> <th>溢水水位 (cm)</th> <th>薬品内包の有無</th> <th>放射能の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="16">T.P.+2.8m</td> <td>使用済燃料ピットスロッシング</td> <td>28</td> <td>約30</td> <td rowspan="16">約5</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>樹脂タンク</td> <td>0.5</td> <td>約27<sup>※2</sup></td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>廃液貯蔵ピットか性ソーダ計量タンク</td> <td>0.3</td> <td>約27<sup>※2</sup></td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置、 廃液蒸留水脱塩塔</td> <td>18.6</td> <td>約27<sup>※2</sup>～約105<sup>※3</sup></td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水蒸発装置</td> <td>7.8</td> <td>約27<sup>※2</sup>～約105<sup>※3</sup></td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置</td> <td>0.5</td> <td>約27<sup>※2</sup></td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>セメント固化装置</td> <td>18.4</td> <td>約20～約90<sup>※3</sup></td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>冷却材温床式脱塩塔、 冷却材陽イオン脱塩塔、 冷却材脱塩塔入口フィルタ、 冷却材フィルタ</td> <td>44.5</td> <td>約46</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>1次系薬品タンク</td> <td>0.1</td> <td>約27<sup>※2</sup></td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>ほう酸回収装置</td> <td>16.1</td> <td>約27<sup>※2</sup>～約108<sup>※3</sup></td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>亜鉛注入装置</td> <td>0.2</td> <td>約27<sup>※2</sup></td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>ガス圧縮装置</td> <td>0.2</td> <td>約49</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>廃ガス除湿装置</td> <td>0.3</td> <td>約27<sup>※2</sup></td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>酸液ドレンタンク、 酸液ドレンタンクか性ソーダ計量タンク</td> <td>1.1</td> <td>約27<sup>※2</sup></td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td rowspan="16">T.P.-1.7m</td> <td>使用済燃料ピットスロッシング</td> <td>28</td> <td>約30</td> <td rowspan="16">約21</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>樹脂タンク</td> <td>0.5</td> <td>約27<sup>※2</sup></td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>廃液貯蔵ピットか性ソーダ計量タンク</td> <td>0.3</td> <td>約27<sup>※2</sup></td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置、 廃液蒸留水脱塩塔</td> <td>18.6</td> <td>約27<sup>※2</sup>～約105<sup>※3</sup></td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水蒸発装置</td> <td>7.8</td> <td>約27<sup>※2</sup>～約105<sup>※3</sup></td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置</td> <td>0.5</td> <td>約27<sup>※2</sup></td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>セメント固化装置</td> <td>18.4</td> <td>約20～約90<sup>※3</sup></td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>冷却材温床式脱塩塔、 冷却材陽イオン脱塩塔、 冷却材脱塩塔入口フィルタ、 冷却材フィルタ</td> <td>44.5</td> <td>約46</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>1次系薬品タンク</td> <td>0.1</td> <td>約27<sup>※2</sup></td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>ほう酸回収装置</td> <td>16.1</td> <td>約27<sup>※2</sup>～約108<sup>※3</sup></td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>亜鉛注入装置</td> <td>0.2</td> <td>約27<sup>※2</sup></td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>ガス圧縮装置</td> <td>0.2</td> <td>約49</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>廃ガス除湿装置</td> <td>0.3</td> <td>約27<sup>※2</sup></td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>酸液ドレンタンク、 酸液ドレンタンクか性ソーダ計量タンク</td> <td>1.1</td> <td>約27<sup>※2</sup></td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：通常運転時の温度          ※2：通常運転時に常温の機器は設計外気温27℃とした          ※3：装置内の構成機器及び配管による</p> <p>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> <p>追而【他条文の審査状況の反映】          (上記の「破線囲部分」は、基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する没水影響評価の結果を反映するため。)</p>	フロア	溢水源	溢水量 (m <sup>3</sup> )	温度 <sup>※1</sup> (℃)	溢水水位 (cm)	薬品内包の有無	放射能の有無	T.P.+2.8m	使用済燃料ピットスロッシング	28	約30	約5	無	有	樹脂タンク	0.5	約27 <sup>※2</sup>	無	無	廃液貯蔵ピットか性ソーダ計量タンク	0.3	約27 <sup>※2</sup>	有	無	廃液蒸発装置、 廃液蒸留水脱塩塔	18.6	約27 <sup>※2</sup> ～約105 <sup>※3</sup>	無	有	洗浄排水蒸発装置	7.8	約27 <sup>※2</sup> ～約105 <sup>※3</sup>	無	有	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置	0.5	約27 <sup>※2</sup>	有	無	セメント固化装置	18.4	約20～約90 <sup>※3</sup>	有	有	冷却材温床式脱塩塔、 冷却材陽イオン脱塩塔、 冷却材脱塩塔入口フィルタ、 冷却材フィルタ	44.5	約46	無	有	1次系薬品タンク	0.1	約27 <sup>※2</sup>	有	無	ほう酸回収装置	16.1	約27 <sup>※2</sup> ～約108 <sup>※3</sup>	無	有	亜鉛注入装置	0.2	約27 <sup>※2</sup>	有	無	ガス圧縮装置	0.2	約49	有	無	廃ガス除湿装置	0.3	約27 <sup>※2</sup>	無	有	酸液ドレンタンク、 酸液ドレンタンクか性ソーダ計量タンク	1.1	約27 <sup>※2</sup>	有	有	T.P.-1.7m	使用済燃料ピットスロッシング	28	約30	約21	無	有	樹脂タンク	0.5	約27 <sup>※2</sup>	無	無	廃液貯蔵ピットか性ソーダ計量タンク	0.3	約27 <sup>※2</sup>	有	無	廃液蒸発装置、 廃液蒸留水脱塩塔	18.6	約27 <sup>※2</sup> ～約105 <sup>※3</sup>	無	有	洗浄排水蒸発装置	7.8	約27 <sup>※2</sup> ～約105 <sup>※3</sup>	無	有	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置	0.5	約27 <sup>※2</sup>	有	無	セメント固化装置	18.4	約20～約90 <sup>※3</sup>	有	有	冷却材温床式脱塩塔、 冷却材陽イオン脱塩塔、 冷却材脱塩塔入口フィルタ、 冷却材フィルタ	44.5	約46	無	有	1次系薬品タンク	0.1	約27 <sup>※2</sup>	有	無	ほう酸回収装置	16.1	約27 <sup>※2</sup> ～約108 <sup>※3</sup>	無	有	亜鉛注入装置	0.2	約27 <sup>※2</sup>	有	無	ガス圧縮装置	0.2	約49	無	有	廃ガス除湿装置	0.3	約27 <sup>※2</sup>	無	有	酸液ドレンタンク、 酸液ドレンタンクか性ソーダ計量タンク	1.1	約27 <sup>※2</sup>	有	有	<p>【女川及び島根】          記載内容の相違          ・各プラントの溢水源の相違</p>
フロア	溢水源	溢水量 (m <sup>3</sup> )	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無																																																																																																																																																																																																					
E L 16.900m (2階)	所内上水系	4	約40	約8	無	無																																																																																																																																																																																																					
フロア	溢水源	溢水量 (m <sup>3</sup> )	温度 (℃)	溢水水位 (cm)	溢水源への添加薬品	放射能の有無																																																																																																																																																																																																					
E L 16.900m (4階)	所内上水系	4	約40	約8	無	無																																																																																																																																																																																																					
E L 12.800m (3階)	消火系	45	約40	約8	無	無																																																																																																																																																																																																					
E L 8.800m (2階)	消火系	45	約40	約8	無	無																																																																																																																																																																																																					
	所内上水系	8	約40	約8	無	無																																																																																																																																																																																																					
フロア	溢水源	溢水量 (m <sup>3</sup> )	温度 <sup>※1</sup> (℃)	溢水水位 (cm)	薬品内包の有無	放射能の有無																																																																																																																																																																																																					
T.P.+2.8m	使用済燃料ピットスロッシング	28	約30	約5	無	有																																																																																																																																																																																																					
	樹脂タンク	0.5	約27 <sup>※2</sup>		無	無																																																																																																																																																																																																					
	廃液貯蔵ピットか性ソーダ計量タンク	0.3	約27 <sup>※2</sup>		有	無																																																																																																																																																																																																					
	廃液蒸発装置、 廃液蒸留水脱塩塔	18.6	約27 <sup>※2</sup> ～約105 <sup>※3</sup>		無	有																																																																																																																																																																																																					
	洗浄排水蒸発装置	7.8	約27 <sup>※2</sup> ～約105 <sup>※3</sup>		無	有																																																																																																																																																																																																					
	洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置	0.5	約27 <sup>※2</sup>		有	無																																																																																																																																																																																																					
	セメント固化装置	18.4	約20～約90 <sup>※3</sup>		有	有																																																																																																																																																																																																					
	冷却材温床式脱塩塔、 冷却材陽イオン脱塩塔、 冷却材脱塩塔入口フィルタ、 冷却材フィルタ	44.5	約46		無	有																																																																																																																																																																																																					
	1次系薬品タンク	0.1	約27 <sup>※2</sup>		有	無																																																																																																																																																																																																					
	ほう酸回収装置	16.1	約27 <sup>※2</sup> ～約108 <sup>※3</sup>		無	有																																																																																																																																																																																																					
	亜鉛注入装置	0.2	約27 <sup>※2</sup>		有	無																																																																																																																																																																																																					
	ガス圧縮装置	0.2	約49		有	無																																																																																																																																																																																																					
	廃ガス除湿装置	0.3	約27 <sup>※2</sup>		無	有																																																																																																																																																																																																					
	酸液ドレンタンク、 酸液ドレンタンクか性ソーダ計量タンク	1.1	約27 <sup>※2</sup>		有	有																																																																																																																																																																																																					
	T.P.-1.7m	使用済燃料ピットスロッシング	28		約30	約21	無	有																																																																																																																																																																																																			
		樹脂タンク	0.5		約27 <sup>※2</sup>		無	無																																																																																																																																																																																																			
廃液貯蔵ピットか性ソーダ計量タンク		0.3	約27 <sup>※2</sup>	有	無																																																																																																																																																																																																						
廃液蒸発装置、 廃液蒸留水脱塩塔		18.6	約27 <sup>※2</sup> ～約105 <sup>※3</sup>	無	有																																																																																																																																																																																																						
洗浄排水蒸発装置		7.8	約27 <sup>※2</sup> ～約105 <sup>※3</sup>	無	有																																																																																																																																																																																																						
洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置		0.5	約27 <sup>※2</sup>	有	無																																																																																																																																																																																																						
セメント固化装置		18.4	約20～約90 <sup>※3</sup>	有	有																																																																																																																																																																																																						
冷却材温床式脱塩塔、 冷却材陽イオン脱塩塔、 冷却材脱塩塔入口フィルタ、 冷却材フィルタ		44.5	約46	無	有																																																																																																																																																																																																						
1次系薬品タンク		0.1	約27 <sup>※2</sup>	有	無																																																																																																																																																																																																						
ほう酸回収装置		16.1	約27 <sup>※2</sup> ～約108 <sup>※3</sup>	無	有																																																																																																																																																																																																						
亜鉛注入装置		0.2	約27 <sup>※2</sup>	有	無																																																																																																																																																																																																						
ガス圧縮装置		0.2	約49	無	有																																																																																																																																																																																																						
廃ガス除湿装置		0.3	約27 <sup>※2</sup>	無	有																																																																																																																																																																																																						
酸液ドレンタンク、 酸液ドレンタンクか性ソーダ計量タンク		1.1	約27 <sup>※2</sup>	有	有																																																																																																																																																																																																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="127 260 899 972" style="border: 1px solid black; height: 339px; width: 260px;"></div> <p data-bbox="240 989 783 1016">第3-1図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="379 1167 899 1213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 100px;">                     枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。                 </div>		<div data-bbox="1780 220 2588 1056" style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <div data-bbox="1866 260 2510 972" style="border: 1px solid black; height: 339px; width: 217px;"></div> <p data-bbox="1917 989 2460 1016">第3-1図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> </div> <div data-bbox="1813 1108 2576 1163" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px dashed blue; padding: 0 2px;"> </span>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する                 </div> <div data-bbox="1801 1241 2561 1276" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p data-bbox="2683 184 2792 212">相違理由</p> <p data-bbox="2614 264 2852 558">                     【女川】記載内容の相違                      ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違                      【島根】記載内容の相違                      ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様）                 </p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="121 275 908 1087" style="border: 1px solid black; height: 387px; width: 265px;"></div> <p data-bbox="240 1100 783 1136">第3-2図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="388 1251 908 1297" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。                 </div>		<div data-bbox="1783 226 2591 1058" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"> <div data-bbox="1872 264 2510 961" style="border: 1px solid black; height: 332px; width: 215px;"></div> <p data-bbox="1917 989 2466 1024">第3-2図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> </div> <div data-bbox="1804 1100 2570 1150" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">:</span> 地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する                 </div> <div data-bbox="1804 1230 2570 1268" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">:</span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p data-bbox="2689 184 2792 216">相違理由</p> <p data-bbox="2614 264 2861 558">                     【女川】記載内容の相違                      ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違                      【島根】記載内容の相違                      ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様）                 </p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="121 310 905 1123" style="border: 1px solid black; height: 387px; width: 264px;"></div> <p data-bbox="231 1138 783 1173">第3-3図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="388 1318 905 1367" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;">                     枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。                 </div>		<div data-bbox="1780 256 2588 1150" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"> <div data-bbox="1863 300 2513 1066" style="border: 1px solid black; height: 365px; width: 219px;"></div> <p data-bbox="1902 1098 2457 1134">第3-3図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1804 1192 2570 1251" style="border: 1px dashed blue; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="background-color: yellow;">：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</span> </div> <div data-bbox="1774 1346 2534 1381" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div> </div>	<p data-bbox="2614 182 2792 216" style="background-color: yellow;">相違理由</p> <p data-bbox="2614 262 2861 558">                     【女川】記載内容の相違                      ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違                      【島根】記載内容の相違                      ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様）                 </p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="115 306 905 1003" style="border: 1px solid black; height: 332px; width: 266px;"></div> <p data-bbox="240 1024 783 1056">第3-4図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="391 1178 911 1226" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="421 1188 881 1213">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<div data-bbox="1783 279 2591 1182" style="border: 1px solid black; height: 430px; width: 272px; position: relative;"> <div style="border: 2px dashed blue; position: absolute; top: 10px; left: 10px; right: 10px; bottom: 10px;"></div> </div> <p data-bbox="1917 1140 2460 1171">第3-4図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1804 1213 2564 1266" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1917 1224 2540 1249">：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1783 1308 2591 1381" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1819 1318 2555 1371">追而【3号炉原子炉建屋西側を経由したホース敷設ルート変更の反映】                      (上の図においてアクセスルート及び操作場所の変更が必要となった場合は反映する。)</p> </div> <div data-bbox="1804 1434 2564 1476" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1917 1444 2555 1470">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="2614 264 2861 558">【女川】記載内容の相違                      ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違                      【島根】記載内容の相違                      ・泊は、溢水影響範囲を記載している。(女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="112 283 911 1045" style="border: 1px solid black; height: 363px; width: 269px;"></div> <p data-bbox="231 1060 783 1094">第3-5図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="388 1234 911 1283" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 100px;">                     枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。                 </div>		<div data-bbox="1774 254 2594 1146" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"> <div data-bbox="1863 298 2510 1001" style="border: 1px solid black; height: 335px; width: 218px;"></div> <p data-bbox="1902 1022 2457 1056">第3-5図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> </div> <div data-bbox="1804 1199 2564 1255" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">:</span> 地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する                 </div> <div data-bbox="1804 1346 2564 1381" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">:</span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p data-bbox="2614 260 2858 556">                     【女川】記載内容の相違                      ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違                      【島根】記載内容の相違                      ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様）                 </p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="121 310 902 1052" style="border: 1px solid black; height: 353px; width: 263px;"></div> <p data-bbox="240 1062 783 1094">第3-6図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="391 1255 911 1299" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<div data-bbox="1783 275 2594 1167" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"> <div data-bbox="1866 302 2513 999" style="border: 1px solid black; height: 332px; width: 218px;"></div> <p data-bbox="1911 1024 2466 1056">第3-6図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> </div> <div data-bbox="1804 1220 2570 1268" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p><span style="border: 1px dashed blue; padding: 0 2px;"> </span>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する</p> </div> <div data-bbox="1783 1346 2594 1423" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>追而【3号炉原子炉建屋西側を経由したホース敷設ルート変更の反映】              （上の図においてアクセスルート及び操作場所の変更が必要となった場合は反映する。）</p> </div> <div data-bbox="1804 1472 2570 1503" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="2614 264 2861 558">【女川】記載内容の相違              ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違              【島根】記載内容の相違              ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="112 302 908 1125" style="border: 1px solid black; height: 392px; width: 268px;"></div> <p data-bbox="240 1140 783 1171">第3-7図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="388 1293 908 1346" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。                 </div>		<div data-bbox="1783 260 2591 1150" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;"> <div data-bbox="1866 302 2513 999" style="border: 1px solid black; height: 332px; width: 218px;"></div> <p data-bbox="1917 1024 2463 1056">第3-7図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1813 1205 2576 1257" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px dashed blue; padding: 0 2px;"> </span>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する                 </div> <div data-bbox="1798 1430 2561 1470" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div> </div>	<p data-bbox="2614 260 2861 558">                     【女川】記載内容の相違                      ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違                      【島根】記載内容の相違                      ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様）                 </p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

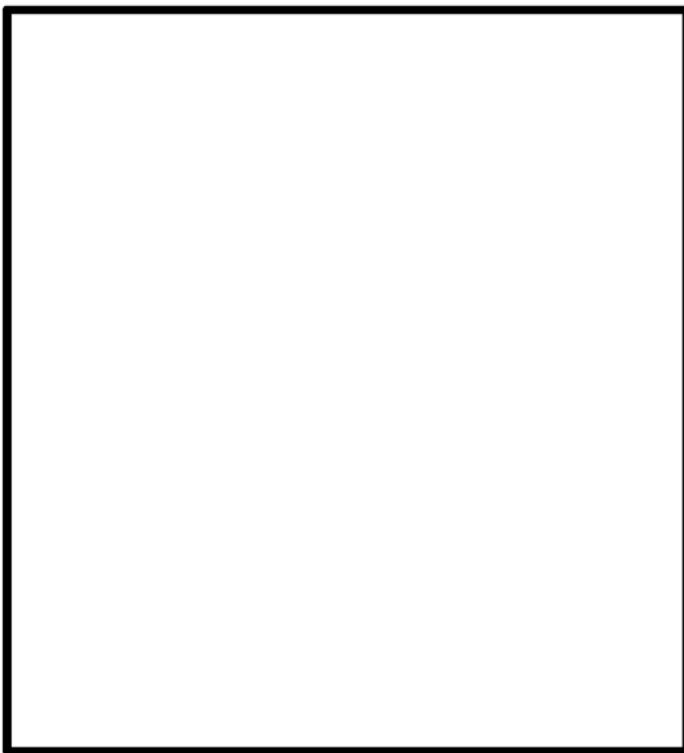
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="112 321 908 1087" style="border: 1px solid black; height: 365px; width: 268px;"></div> <p data-bbox="240 1100 783 1129">第3-8図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="385 1297 908 1346" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;">                     枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。                 </div>		<div data-bbox="1783 220 2591 1108" style="border: 1px solid black; height: 423px; width: 272px; position: relative;"> <div data-bbox="1872 300 2516 1003" style="border: 1px solid black; height: 335px; width: 217px; position: absolute; top: 15px; left: 15px;"></div> </div> <p data-bbox="1917 1024 2460 1054">第3-8図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> <div data-bbox="1813 1157 2576 1205" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px dashed blue; padding: 1px;"> </span>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する                 </div> <div data-bbox="1783 1304 2591 1381" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">                     追而【3号炉原子炉建屋西側を経由したホース敷設ルート変更の反映】                      （上の図においてアクセスルート及び操作場所の変更が必要となった場合は反映する。）                 </div> <div data-bbox="1804 1493 2567 1528" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;"> </span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p data-bbox="2683 184 2792 214">相違理由</p> <p data-bbox="2614 264 2852 558">                     【女川】記載内容の相違                      ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違                      【島根】記載内容の相違                      ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様）                 </p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

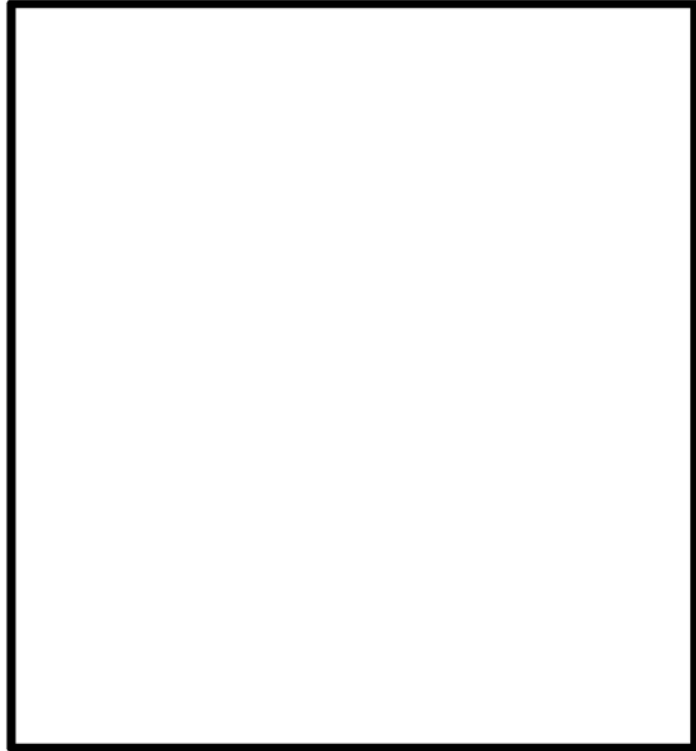
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1780 252 2582 1144" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;">  <p data-bbox="1914 1018 2463 1060">第3-9図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> </div> <div data-bbox="1804 1186 2567 1249" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px dashed blue; padding: 0 5px;"> </span>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する                 </div> <div data-bbox="1795 1365 2567 1417" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;"> </span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p data-bbox="2611 262 2864 409">【女川】記載内容の相違                      ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違</p> <p data-bbox="2611 420 2864 556">【島根】記載内容の相違                      ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

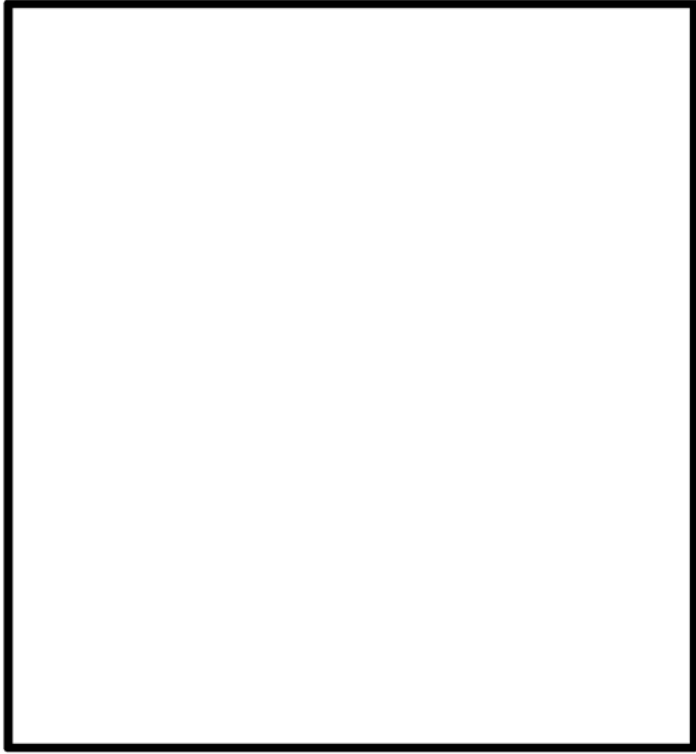
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1780 252 2597 1144" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;">  <p data-bbox="1914 1024 2463 1056">第3-10図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> </div> <div data-bbox="1804 1192 2573 1251" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px dashed blue; padding: 0 2px;"> </span>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する                 </div> <div data-bbox="1804 1377 2573 1415" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p data-bbox="2614 262 2861 405">【女川】記載内容の相違                      ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違</p> <p data-bbox="2614 415 2861 558">【島根】記載内容の相違                      ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様）</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1783 243 2591 1136" style="border: 1px dashed blue; padding: 10px;">  <p data-bbox="1911 1024 2466 1056">第3-11図 アクセスルートへの溢水影響範囲</p> </div> <div data-bbox="1813 1192 2576 1245" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px dashed blue; padding: 0 2px;"> </span>：地震による影響評価結果に係る部分は別途ご説明する                 </div> <div data-bbox="1804 1381 2555 1413" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。                 </div>	<p data-bbox="2620 264 2861 405">【女川】記載内容の相違                      ・アクセスルートが異なることによる溢水影響範囲の相違</p> <p data-bbox="2620 415 2861 556">【島根】記載内容の相違                      ・泊は、溢水影響範囲を記載している。（女川と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. アクセスルートエリアの溢水による影響</p> <p>(1) アクセスルートエリアの溢水による温度の影響</p> <p>地震による溢水源に、「使用済燃料プール、原子炉ウェル及びDSピットスロッシング水」があるが、通常時の温度は40℃程度であり、それらはアクセスルートエリアには貯留するものの、溢水水位が低く、ゴム長靴等の防護具を着用するため、通行に与える影響はない。</p> <p>また、高温の流体を内包する系統として「加熱蒸気及び復水戻り系」、「給水加熱器ドレン系」及び「復水系、給水系」があるが、重大事故等が発生した場合には、原子炉建屋付属棟を経由し原子炉建屋原子炉棟へ移動するアクセスルートを使用することから作業場所までの通行が可能である。</p> <p>したがって、有効性評価における原子炉建屋内での作業における高温状態による影響はないと考えられる。</p> <p>なお、蒸気影響が考えられる有効性評価シナリオ「格納容器バイパス（インターフェイスシステム LOCA）」の場合でも、原子炉減圧操作及び原子炉建屋ブローアウトパネルからの排気により、4時間程度で約44℃となると評価されており、防護具（耐熱服）を着用することで、温度による影響は緩和されるため通行に与える影響はないと考えられる。</p>	<p>4. アクセスルートエリアの溢水による影響</p> <p>(1) アクセスルートエリアの溢水による温度の影響</p> <p>地震による溢水源の中で、高温の流体を内包する系統は「主蒸気系」、「原子炉浄化系」及び「復水・給水系」が考えられる。いずれも漏えい検知による自動隔離等のインターロックが設置されている。</p> <p>漏えいにより一時的に原子炉建物二次格納容器内は高温になるが、隔離及びブローアウトパネルからの排気により温度は低下する。</p> <p>隔離に時間を要する有効性評価シナリオ「格納容器バイパス（インターフェイスシステム LOCA）」がA又はB-残留熱除去系で発生した場合を評価した結果、原子炉棟内環境が静定する事象発生後の9時間後から現場操作の完了時間として設定している10時間後までの温度は最大で約44℃であり、原子炉棟内の滞在時間はA-残留熱除去系の場合で約38分、B-残留熱除去系の場合で約37分であることから、操作場所へのアクセス及び操作は可能である*。</p> <p>C-残留熱除去系又は低圧炉心スプレイ系で発生した場合を評価した結果、漏えいにより原子炉建物二次格納容器内の温度は僅かに上昇するが、現場操作の完了時間として設定している事象発生後の10時間後までの温度は最大で約31℃であり、想定している作業環境（最大約44℃）未満で推移する。原子炉棟内の滞在時間はC-残留熱除去系の場合で約37分、低圧炉心スプレイ系の場合で約41分であることから、操作場所へのアクセス及び操作は可能である*。なお、この時ブローアウトパネルの開放圧力には到達しない。</p> <p>※想定している作業環境（最大約44℃）においては、主に低温やけどが懸念されるが、一般的に、接触温度と低温やけどになるまでのおおよその時間の関係は、44℃で3時間～4時間として知られている。（出典：消費者庁 NewsRelease（平成25年2月27日））</p>	<p>4. アクセスルートエリアの溢水による影響</p> <p>(1) アクセスルートエリアの溢水による温度の影響</p> <p>地震による溢水源の中で、高温の流体を内包する機器は「廃液蒸発装置」、「洗浄排水蒸発装置」及び「ほう酸回収装置」が考えられる。いずれの装置も隔壁によって囲まれた部屋の中に設置されていることから高温水の飛散によるアクセスルートへの影響はなく、これら装置の加熱源として使用している補助蒸気配管は耐震性を確保するため、蒸気の漏えいは発生しない。</p> <p>したがって、有効性評価の作業における高温状態による影響はないと考えられる。</p> <p>なお、蒸気影響が考えられる有効性評価シナリオ「格納容器バイパス（インターフェイスシステム LOCA）」の場合でも、現場操作時に高温となるエリアは通行しないため、操作場所へのアクセス性及び操作に与える影響はないものと考えられる。</p>	<p><b>相違理由</b></p> <p>【女川及び島根】              ・設備の相違              ・高温の流体を内包する溢水源の相違及び高温の流体に対する評価結果の相違。              ・泊は、アクセスルート上への高温水の飛散及び蒸気漏えいが無いことを記載している。</p> <p>【女川及び島根】              ・記載表現の相違              ・泊は、高温状態による影響がないことを記載した。</p> <p>【女川及び島根】              ・設備の相違              ・泊は、格納容器バイパス事象時に高温エリア内をアクセスしない。</p>

追而【他条文の審査状況の反映】  
 （上記の破線囲部分は、基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する没水影響評価の結果を反映するため。）



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) アクセスルートエリアの溢水による線量の影響                      放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量が最も厳しくなる系統は「使用済燃料プール、原子炉ウェル及びDSピットスロッシング水」である。アクセスルートエリアには貯留するが使用済燃料プール、原子炉ウェル及びDSピットスロッシング水の溢水に伴う被ばく線量率は約<math>2.6 \times 10^{-4}</math>mSv/hとなり、緊急時の被ばく線量制限値100mSvと比較して十分小さく抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施することで通行及び作業は可能であると考えられる。</p> <p>(3) アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水の影響                      アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水源は「補機冷却水系に含まれる防食剤※」がある。</p> <p>ただし、防食剤は配管内に注入されているものであり、地震による溢水により更に機器等が腐食し倒壊することはない。</p> <p>また、薬品自体の性状として、皮膚に付くと炎症の可能性があるが、薬剤が付着しないよう適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することにより、アクセス性は確保可能である。</p> <p>※主な成分：亜硝酸ナトリウム</p>	<p>(2) アクセスルートエリアの溢水による線量の影響                      放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量率が最も厳しくなる系統は「原子炉浄化系」である。                      内部溢水で評価しているとおり、原子炉浄化系の漏えいによる被ばく線量は数mSv程度となり、緊急時の被ばく線量制限値100mSvと比較して十分小さく抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施した上で作業は可能であると考えられる。</p> <p>(3) アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水の影響                      化学薬品を含む溢水源の中で、アクセスルートに影響を与える可能性のあるものは「原子炉補機冷却水系に含まれる防錆剤（亜硝酸ソーダ）」がある。</p> <p>「原子炉補機冷却水系に含まれる防錆剤（亜硝酸ソーダ）」は、濃度が十分低く防護具により安全性を確保していることから作業は可能であると考えられる。</p>	<p>(2) アクセスルートエリアの溢水による線量の影響                      放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量率が厳しくなる機器は「使用済燃料ピットスロッシング」、「廃液蒸発装置」、「セメント固化装置」、「冷却材混床式脱塩塔、冷却材陽イオン脱塩塔、冷却材脱塩塔入口フィルタ、冷却材フィルタ」、「ほう酸回収装置」、「ガス圧縮装置」、「廃ガス除湿装置」である。                      溢水影響により環境線量率が最も高くなるアクセスルートエリアは最終貯留区画となる原子炉補助建屋 T.P. -1.7m であり、線量率は約 ● mSv/h となる。当該エリアにて有効性評価で想定している作業は「原子炉補機冷却水系への海水通水のための系統構成」であり、当該エリアでの被ばく線量は約 ● mSv となり、緊急時の被ばく線量制限値 100mSv 以下に抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施することで通行及び作業は可能であると考えられる。</p> <p>(3) アクセスルートエリアの化学薬品を含む溢水の影響                      化学薬品を含む溢水源の中で、アクセスルートに影響を与える可能性のある薬品は「洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置に含まれるリン酸水素二ナトリウム」及び「亜鉛注入装置に含まれる酢酸亜鉛」がある。</p> <p>ただし、これらの薬品は配管内に注入されるものであり、地震による溢水により更に機器等が腐食し倒壊することはない、アクセスルートを阻害することはない。</p> <p>また、これらの薬品の性状として、皮膚に付くと炎症の可能性があるが、薬剤が人体に付着しないよう適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することにより、アクセス性は確保可能である。</p>	<p>【女川及び島根】                      ・設備の相違                      ・放射性物質を内包する溢水源の相違</p> <p>【女川及び島根】                      ・評価方針の相違                      ・泊は、環境線量率が厳しくなる機器が複数あるため、放射性物質を含む溢水が最終貯留区画にすべて滞留した場合を想定して評価した。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】                      ・設備の相違                      ・設備及びアクセスルートに影響を与える可能性のある化学薬品の相違。</p> <p>【女川】記載表現の相違                      【島根】記載内容の相違                      ・泊は、機器等への影響についても記載した。</p> <p>【島根】記載内容の相違                      ・泊は、人体への影響及び具体的な薬品防護具を記載した。</p>

追而【他条文の審査状況の反映】  
 (上記の破線部分は、基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する没水影響評価の結果を反映するため。)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>なお、廃棄物処理建物（管理区域）には液体廃棄物処理系中和装置に苛性ソーダ及び硫酸が存在し、固体廃棄物処理系中和装置に苛性ソーダ及び硫酸等が存在するが、通行するルートは廃棄物処理建物（非管理区域）であり、薬品設置箇所とは異なる場所にあるため影響を受けることはない。</p>	<p>なお、「セメント固化装置消泡剤タンク及び消泡剤計量管に含まれる非晶質シリカ」は、アクセスルート上に漏えいした場合であっても、人体への影響はないためアクセス性への影響はない。また、系統への薬品添加作業により溢水源の中に一時的に内包する薬品として、「水酸化ナトリウム」、「水加ヒドラジン」、「過酸化水素」、「水酸化リチウム」があるが、これらの薬品は添加時のみ内包し常時保管するものではないことから、溢水時の薬品によるアクセス性への影響を考慮する必要はないと考えられる。万一、薬品の添加作業中に地震が発生し、薬品の漏えいによりアクセス性が阻害される可能性がある場合であっても適切な薬品防護具（化学防護長靴、化学防護手袋、防毒マスク、ガス吸収缶）を持参し着用することにより、アクセス性は確保可能である。</p> <p>アクセスルートに影響を与える可能性のある薬品を第4表に、アクセスルートへの影響を考慮する必要がないとした薬品を第5表に示す。</p> <p>第4表 アクセスルートに影響を与える可能性のある薬品                  （溢水源内に保管する薬品）</p> <table border="1" data-bbox="1804 961 2570 1499"> <thead> <tr> <th>フロア</th> <th>溢水源</th> <th>保管薬品</th> <th>容量 (総量)</th> <th>被害想定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉 補助建屋 T. P. +24.8m</td> <td>洗浄排水系 廃装置リン 酸ソーダ 注入装置</td> <td>リン酸 水素二 ナトリウ ム</td> <td>500 L (3.3wt%)</td> <td>【人体への影響】 ・吸入した場合・・・炎症 ・皮膚に接触した場合・・・炎症 ・目に入った場合・・・炎症 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。</td> <td>・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉 補助建屋 T. P. +10.3m</td> <td>薬品注入 装置</td> <td>酢酸亜鉛</td> <td>150 L (0.15wt%)</td> <td>【人体への影響】 ・吸入した場合、鼻、のど、気管、 気管支等の粘膜が侵される。 ・皮膚に接触した場合、刺激作用があり、 炎症を起こすことがある。 ・目に入った場合、粘膜が侵され、 炎症を起こす。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。</td> <td>・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。</td> </tr> <tr> <td>セメント 固化装置 消泡剤 タンク</td> <td>非晶質 シリカ</td> <td>135 L (10wt%)</td> <td>【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。</td> <td>・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。</td> </tr> <tr> <td>セメント 固化装置 消泡剤 計量管</td> <td>非晶質 シリカ</td> <td>6.5 L (10wt%)</td> <td>【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。</td> <td>・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>追而【他条文の審査状況の反映】                  （上記の破線用部分は、基準地震動の確定後に                  第9条「溢水による損傷の防止等」で                  実施する浸水影響評価の結果を反映するため。）</p>	フロア	溢水源	保管薬品	容量 (総量)	被害想定	対応内容	原子炉 補助建屋 T. P. +24.8m	洗浄排水系 廃装置リン 酸ソーダ 注入装置	リン酸 水素二 ナトリウ ム	500 L (3.3wt%)	【人体への影響】 ・吸入した場合・・・炎症 ・皮膚に接触した場合・・・炎症 ・目に入った場合・・・炎症 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。	原子炉 補助建屋 T. P. +10.3m	薬品注入 装置	酢酸亜鉛	150 L (0.15wt%)	【人体への影響】 ・吸入した場合、鼻、のど、気管、 気管支等の粘膜が侵される。 ・皮膚に接触した場合、刺激作用があり、 炎症を起こすことがある。 ・目に入った場合、粘膜が侵され、 炎症を起こす。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。	セメント 固化装置 消泡剤 タンク	非晶質 シリカ	135 L (10wt%)	【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。	セメント 固化装置 消泡剤 計量管	非晶質 シリカ	6.5 L (10wt%)	【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・泊は、薬品漏えい時に防護具着用の必要がない薬品について記載した。</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・泊は、添加作業により一時的に薬品を内包する溢水源に対する評価結果を記載した。</p> <p>【女川及び島根】 記載方針の相違 ・泊は、アクセスルートに影響を与える可能性のある薬品が複数あるため被害想定等を表形式で記載した。</p>
フロア	溢水源	保管薬品	容量 (総量)	被害想定	対応内容																										
原子炉 補助建屋 T. P. +24.8m	洗浄排水系 廃装置リン 酸ソーダ 注入装置	リン酸 水素二 ナトリウ ム	500 L (3.3wt%)	【人体への影響】 ・吸入した場合・・・炎症 ・皮膚に接触した場合・・・炎症 ・目に入った場合・・・炎症 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。																										
原子炉 補助建屋 T. P. +10.3m	薬品注入 装置	酢酸亜鉛	150 L (0.15wt%)	【人体への影響】 ・吸入した場合、鼻、のど、気管、 気管支等の粘膜が侵される。 ・皮膚に接触した場合、刺激作用があり、 炎症を起こすことがある。 ・目に入った場合、粘膜が侵され、 炎症を起こす。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、流出時は人体への影響を考慮して、直接人体に接触しないように適切な薬品防護具（ゴム長靴、ゴム手袋、全面マスク）を持参し着用することで、安全に通行することが可能である。																										
	セメント 固化装置 消泡剤 タンク	非晶質 シリカ	135 L (10wt%)	【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。																										
	セメント 固化装置 消泡剤 計量管	非晶質 シリカ	6.5 L (10wt%)	【人体への影響】 ・該当なし。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの発生は少ない。	・薬品の流出時はアクセスルート上に溢水するが、有害性がないためアクセスルートへの影響はない。																										



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第5表 アクセスルートへの影響を考慮しないとした薬品  
 （薬品添加作業時にのみ溢水源の中に内包する薬品）

フロア	溢水源	添加薬品	容量 (濃度)	被害想定	対応内容
原子炉 補助建屋 T.P. #24.8m	廃液貯蔵 ピットが 性ソーダ 計量 タンク	水酸化 ナトリウ ム	300 L <sup>①</sup> (20wt%)	【人体への影響】 ・接触により皮膚表 面の組織を傷す。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの 発生は少ない。	・本設備は廃液貯蔵ピットへの薬品の添加を目的 としていることから、薬品添加時以外は薬品を内 包するものではなく、薬品を常時保管するもの ではないことから溢水時にアクセス性への影響を考 慮する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地震が発生し漏えい によりアクセス性が阻害される可能性がある場合 であっても、適切な薬品防護具（化学防護長靴、 化学防護手袋、全面マスク）を持参し着用するこ とにより、アクセス性は確保可能である。
原子炉 補助建屋 T.P. #17.8m	1次系 薬品 タンク	水酸化 リチウム	19 L <sup>②</sup> (10wt%)	【人体への影響】 ・重篤な皮膚の薬 傷および眼の損 傷 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの 発生は少ない。	・本設備は1次冷却材系統への薬品の添加を目的 としていることから、薬品添加時以外は薬品を内 包するものではなく、薬品を常時保管するもの ではないことから溢水時にアクセス性への影響を考 慮する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地震が発生し漏えい によりアクセス性が阻害される可能性がある場合 であっても、「水酸化リチウム」又は「過酸化水素」 が漏えいした場合には、適切な薬品防護具 （化学防護長靴、化学防護手袋、全面マスク）を持 参し着用することにより、アクセス性は確保可能 であり、「水酸化リチウム」が漏えいした場 合については、適切な薬品防護具（化学防護長靴、 化学防護手袋、防塵マスク、ガス吸収缶）を持参し 着用することにより、アクセス性は確保可能である。 ・なお、本設備に内包する「水酸化リチウム」、「水 酸化リチウム」、「過酸化水素」は、それぞれプラント 起動停止時に1次冷却材系統の水質調整に使用する ことから同時に保管することはない。
		水加 ヒドラン ジ	19 L <sup>②</sup> (39wt%)	【人体への影響】 ・重篤な皮膚の薬 傷および眼の損 傷 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスが 発生する可能性が ある。	
		過酸化 水素	19 L <sup>②</sup> (32wt%)	【人体への影響】 ・重篤な皮膚の薬 傷および眼の損 傷 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの 発生は少ない。	
	セメント 固化装置 中和割 計量管	水酸化 ナトリウ ム	10 L <sup>②</sup> (25wt%)	【人体への影響】 ・接触により皮膚表 面の組織を傷す。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの 発生は少ない。	・本設備はセメント固化装置への薬品の添加を目的 としていることから、薬品添加時以外は薬品を内 包するものではなく、薬品を常時保管するもの ではないことから溢水時にアクセス性への影響を考 慮する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地震が発生し漏えい によりアクセス性が阻害される可能性がある場合 であっても、適切な薬品防護具（化学防護長靴、 化学防護手袋、全面マスク）を持参し着用するこ とにより、アクセス性は確保可能である。
原子炉 補助建屋 T.P. #5.8m	酸液ドレ ンタンク が性ソー ダ計量 タンク	水酸化 ナトリウ ム	20 L <sup>②</sup> (25wt%)	【人体への影響】 ・接触により皮膚表 面の組織を傷す。 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスの 発生は少ない。	・本設備は酸液ドレンタンクへの薬品の添加を目的 としていることから、薬品添加時以外は薬品を内 包するものではなく、薬品を常時保管するもの ではないことから溢水時にアクセス性への影響を考 慮する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地震が発生し漏えい によりアクセス性が阻害される可能性がある場合 であっても、煙内にとどまるため、アクセスルート への影響はない。
原子炉 建屋 T.P. #2.3m	薬液混合 タンク	水加ヒド ラジン	18 L <sup>②</sup> (39wt%)	【人体への影響】 ・重篤な皮膚の薬 傷・眼の損傷 【ガスの発生】 ・毒性の強いガスが 発生する可能性が ある。	・本設備は空調用冷水設備への薬品の添加を目的 としていることから、薬品添加時以外は薬品を内 包するものではなく、薬品を常時保管するもの ではないことから溢水時にアクセス性への影響を考 慮する必要はない。 ・万一、薬品の添加作業中に地震が発生し漏えい によりアクセス性が阻害される可能性がある場合 であっても、適切な薬品防護具（化学防護長靴、 化学防護手袋、防塵マスク、ガス吸収缶）を持参し 着用することにより、アクセス性は確保可能である。

※1：添加薬品を常時保管するものではなく、薬品添加時以外はタンク内が空の状態である。  
 ※2：添加薬品を常時保管するものではなく、薬品添加時以外はタンク内が系統水（空調用冷水）にて満たされている。

追而【他条文の審査状況の反映】  
 （上記の「破線囲部分」は、基準地震動の確定後に  
 第9条「溢水による損傷の防止等」で  
 実施する没水影響評価の結果を反映するため。）

【女川及び島根】  
 記載方針の相違  
 ・泊は、アクセスルート  
 への影響を考慮する必  
 要がないとした薬品が  
 複数あるため、被害想  
 定等を表形式で記載し  
 た。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 照明への影響                      照明については、常用電源若しくは非常用電源から受電し、建屋全体に設置されていることから現場への通行に影響はない。また、溢水の影響により一部の照明が機能喪失した場合においても、中央制御室に配備しているヘッドライト、懐中電灯の携行により対応可能である。</p>	<p>(4) 照明への影響                      照明設備については常用電源若しくは非常用電源から受電しており、建物全体に設置されている。溢水の影響により照明機能が喪失しても、可搬型照明により対応可能である。（別紙(16)参照）</p>	<p>(4) 照明への影響                      照明については、常用電源若しくは非常用電源から受電し、建屋全体に設置されていることから現場への通行に影響はない。また、溢水の影響により一部の照明が機能喪失した場合においても、中央制御室に配備しているLEDヘッドランプ、LED懐中電灯の携行により対応可能である。</p>	<p>【島根】記載表現の相違                      【女川】名称の相違</p>
<p>(5) 感電の影響                      電気設備が溢水の影響を受けた場合は保護回路が動作し、電気回路をトリップすることで、当該電気設備の給電が遮断されると考えられる。また、地絡等の警報が発生した場合は負荷の切り離し等の対応を行う。さらに、ゴム長靴等の防護具を着用することによりアクセス時の安全性を確保する。</p>	<p>(5) 感電の影響                      電気設備が溢水の影響を受けた場合は、保護回路が動作し電気回路をトリップすることで電源供給が遮断されると考えられる。また、地絡等の警報が発生した場合は負荷の切り離し等の対応を行う。                      なお、第3図に示す絶縁性を確保した装備を着用することによりアクセス時の安全性を確保する。</p>	<p>(5) 感電の影響                      電気設備が溢水の影響を受けた場合は保護回路が動作し、電気回路をトリップすることで、当該電気設備の給電が遮断されると考えられる。また、地絡等の警報が発生した場合は負荷の切り離し等の対応を行う。さらに、ゴム長靴等の防護具を着用することによりアクセス時の安全性を確保する。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p>
<p>(6) 漂流物の影響                      屋内に設置された棚やラック等の設備は固縛処置がされており、溢水が発生した場合においても漂流物になることはない。よってアクセス性に対して影響はない。</p>	<p>(6) 漂流物の影響                      屋内に設置された棚やラック等の設備は、固縛処置がされており、溢水が発生した場合においても漂流物となることはない。よってアクセス性に対して影響はない。</p>	<p>(6) 漂流物の影響                      屋内に設置された棚やラック等の設備は固縛処置がされており、溢水が発生した場合においても漂流物になることはない。よってアクセス性に対して影響はない。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p>
<p>5. 防護具の配備状況                      地震による内部溢水の発生により、建屋内の床面が没水した場合を考慮しても対応作業が可能なように必要となる防護具の配備状況についても確認した。</p>	<p>【内部溢水に対する対応】                      地震による内部溢水の発生により、建物内の床面が水没した場合を考慮しても対応作業が可能なよう、必要となる防護具を配備する。                       なお、作業現場に向かう際には防護具を携帯する。</p>	<p>5. 防護具の配備状況                      地震による内部溢水の発生により、建屋内の床面が没水した場合を考慮しても対応作業が可能なように必要となる防護具の配備状況についても確認した。                      なお、作業現場に向かう際には防護具を携帯する。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p>
<p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、中央制御室で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した。</p>	<p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、予め中央制御室や緊急時対策所で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した。</p>	<p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、中央制御室や緊急時対策所で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した。</p>	<p>【島根】記載表現の相違                      【女川】記載内容の相違                      ・泊は、緊急時対策所の要員が屋内にアクセスする場合も考慮し、緊急時対策所で必要な防護具を着用することを記載した。</p>
<p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、中央制御室で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した。</p>	<p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、予め中央制御室や緊急時対策所で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した。</p>	<p>内部溢水が発生していると考えられる場合には、中央制御室や緊急時対策所で必要な防護具を着用し、対応操作現場に向かう手順としており、訓練等を通じて、防護具の着用時間は10分以内で実施できることを確認した。</p>	<p>【島根】記載表現の相違                      【女川】記載内容の相違                      ・泊は、緊急時対策所の要員が屋内にアクセスする場合も考慮し、緊急時対策所で必要な防護具を着用することを記載した。</p>
	<p>アクセスに係る防護具等を第3図に示す。</p>	<p>アクセスに係る防護具等を第4図に示す。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p>

追而【他条文の審査状況の反映】  
 (上記の破線用部分は、基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する没水影響評価の結果を反映するため。)



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項



















女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>配備場所：中央制御室</p> <p>防護具：綿手袋，ゴム長靴（靴丈 28cm），ゴム手袋，必要に応じて電子式線量計，タイベック，EVA スーツ，全面マスク</p> <p>さらに，高温，高線量での操作及び評価を超える溢水に対応するために，耐熱服，自給式呼吸器，胴長靴を配備する。</p>	<p>配備箇所：中央制御室，緊急時対策所</p> <p>防護具：『マスク』（状況に応じて選択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全面マスク等（全面マスク又は電動ファン付き全面マスク）</li> <li>・酸素呼吸器</li> <li>・セルフエアセット</li> </ul> <p>『服装』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴム手袋</li> <li>・汚染防護服</li> <li>・被水防護服</li> <li>・耐熱服*</li> <li>・作業用長靴</li> </ul> <p>※第2チェックポイント（原子炉建物1階）に配備薬品類の漏えい時に着用する防護具は別紙(35)参照</p>	<p>配備場所：中央制御室近傍，緊急時対策所，災害対策要員執務室</p> <p>防護具：綿手袋，ゴム長靴（靴丈 28cm），胴長靴（靴丈約 130cm）*，ゴム手袋，ポケット線量計，タイベック，アノラック，全面マスク</p> <p>※：中央制御室近傍にのみ配備</p> <p>さらに，評価を超える溢水に対応するため，薬品防護具（化学防護服，化学防護手袋，化学防護長靴，防毒マスク，ガス吸収缶，防護メガネ），セルフエアセットを配備する。</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の配備場所及び防護具を記載した。</li> </ul> <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は，薬品漏えい時においても溢水防護具と同様の防護具（ゴム長靴，ゴム手袋，全面マスク）を着用して対応する。</li> </ul>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>個人線量計 (電子式線量計)</p>  <p>汚染防護服 (タイベック)</p>  <p>EVAスーツ</p>  <p>長靴</p>  <p>全面マスク</p>	 <p>全面マスク</p>  <p>セルフエアーセット</p>  <p>酸素呼吸器</p>  <p>汚染防護服</p>  <p>被水防護服</p>  <p>作業用長靴</p>  <p>耐熱服</p> <p>第3図 溢水時に着用する防護具（例）</p>	 <p>ポケット線量計</p>  <p>タイベック</p>  <p>アノラック</p>  <p>全面マスク</p>  <p>ゴム長靴</p>  <p>胴長靴</p> <p>第4図 溢水時に着用する防護具（例）</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

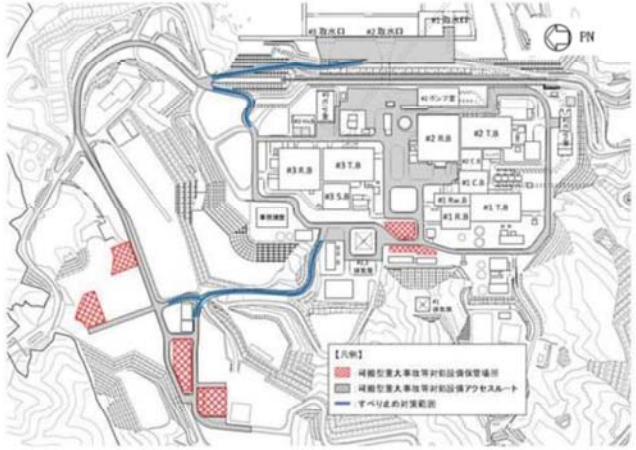
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(36)</p> <p style="text-align: center;">積雪、凍結時のすべり止め対策について</p> <p>1. はじめに                      積雪、凍結への対応として、下記①～②の対策によりアクセスルートへの積雪や凍結による車両の通行支障を事前に防止する。さらに下記③～⑤により積雪や凍結時の通行性を確実にする対策を行う。                      ①降雪時に速やかに除雪を実施できる体制を構築する。                      ②積雪、凍結が発生又は発生が予想される場合は、融雪剤を散布する。                      ③車両に常時スタッドレスタイヤを装着し、積雪、凍結時は徐行（15km/h 以下）で走行する。                      ④アクセスルートの急勾配箇所にすべり止め舗装を施す。                      ⑤アクセスルートの急勾配箇所にはすべり止め材（砂）を配備する。</p>	<p style="text-align: center;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">別紙(35)</p> <p style="text-align: center;">積雪、凍結時の通行性確保について</p> <p>1. はじめに                      積雪、凍結への対応として、下記①～②の対策によりアクセスルートの積雪や凍結による車両の通行支障を事前に防止する。さらに下記③～⑤により積雪や凍結時の通行性を確実にする対策を行う。                      ①降雪時に速やかに除雪を実施できる体制を構築する。                      ②積雪、凍結が発生又は発生が予想される場合は、必要に応じて融雪剤を散布する。                      ③車両にスタッドレスタイヤ又はスパイクタイヤを装着し、積雪、凍結時は徐行（15km/h 以下）で走行する。                      ④アクセスルートの周辺にスノーポールを設置する。                      ⑤アクセスルート近傍にすべり止め材（砂）を配備する。</p> <p>2. 積雪対策                      アクセスルートへの積雪については、気象予報により事前の予測が十分に可能であり、速やかに除雪できる体制を構築している。                      アクセスルートへの積雪量が10cm程度を目安に除雪する。</p> <p>3. 視界不良対策                      降雪や吹雪が発生している場合における可搬型設備の運搬や除雪作業については、あらかじめスノーポールをアクセスルートに沿って設置しておくことにより、運転者に道路線形を明示し、対応操作が可能となるよう対策する。スノーポールの設置例を第1図に示す。</p> <div data-bbox="1804 1297 2582 1747" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 スノーポール（例）</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違・対策の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊に急勾配箇所（道路勾配9%以上）はない</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊では積雪対策の内容について記載</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊では視界不良対策の内容について記載</p>







赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. すべり止め対策を行う範囲</p> <p>アクセスルートにおいて勾配が急となる部分にすべり止め舗装を施す。上記1. ③に記載のとおり車両は徐行（15km/h 以下）で走行するが、安全側に設計速度 20km/h で走行するものと仮定し、道路構造令<sup>※1</sup> に示されている 20km/h での走行における道路の設計勾配が 9～12%以下とされていることを参考に、道路勾配が 9%以上となる箇所では積雪・凍結時の通行に支障が出るおそれがあるものとして、9%以上の勾配となるルート全線にわたってすべり止め対策を施す。第1図にすべり止め対策を行う範囲を示す。</p> <p>※1 道路構造令（平成15年 国土交通省）</p>  <p>第1図 すべり止め対策を行う範囲</p> <p>3. すべり止め対策の概要</p> <p>(1) すべり止め舗装</p> <p>アクセスルートの急勾配箇所に樹脂系のすべり止め舗装を施し、すべり抵抗性を向上させる。すべり止め舗装の対策例を第2図に、構造の概要を第3図に示す。</p> <p>この樹脂系のすべり止め舗装による効果は、道路舗装部に約 1mm の氷膜が形成された場合、一般舗装部は氷膜の標準的な摩擦係数の 0.16 であったのに対して、樹脂系のすべり止め舗装では摩擦係数は 0.35 程度と摩擦係数が大きくなることが試験<sup>※2</sup> により確認されている。</p> <p>摩擦係数が 0.35 の場合において車両が滑り落ちない限界勾配は 35%<sup>※3</sup> であり、アクセスルートの最急勾配部（15.6%）においても限界勾配と比較し緩やかな勾配であることから、可搬型設備は走行可能である。</p> <p>※2 大沼ら：すべり止め舗装の効果と耐久性について（平成13年 旧北海道開発局 開発土木研究所（現国立研究開発法人 土木研究所 寒地土木研究所））</p> <p>※3 濱本ら：小規模道路の平面線形及び縦断勾配の必要水準に関する基礎的検討（平成24年 国土交通省 国土技術政策総合研究所）</p>			<p>【女川】記載内容の相違                  ・泊の冬季における路面は圧雪状態となっているため、すべり止め舗装の効果は限定的であること、また、アクセスルート及びサブルートにおいて勾配が9%を超える箇所はないことから、すべり止め舗装は施していない</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="320 184 691 464">  </p> <p data-bbox="359 491 664 527">第2図 すべり止め舗装例</p> <p data-bbox="308 541 730 653">  </p> <p data-bbox="329 680 694 716">第3図 すべり止め舗装の構造</p> <p data-bbox="106 758 320 793">(2) すべり止め材</p> <p data-bbox="127 800 923 909">アクセスルートが凍結した場合に備えて、アクセスルートに散布するためのすべり止め材（砂）をアクセスルートの急勾配箇所に配備する。第4図にすべり止め材の配備例を示す。</p> <p data-bbox="382 919 664 1136">  </p> <p data-bbox="344 1142 664 1178">第4図 すべり止め材（例）</p>		<p data-bbox="1798 758 2030 793">4. すべり止め対策</p> <p data-bbox="1798 800 2594 909">アクセスルートが凍結した場合に備えて、アクセスルートに散布するためのすべり止め材（砂）をアクセスルート近傍に配備する。すべり止め材の配備例を第2図に示す。</p> <p data-bbox="1982 919 2392 1247">  </p> <p data-bbox="2021 1255 2341 1291">第2図 すべり止め材（例）</p>	<p data-bbox="2683 142 2792 178">相違理由</p> <p data-bbox="2623 758 2861 909">【女川】記載表現の相違                  【女川】記載内容の相違                  ・泊に急勾配箇所（道路勾配9%以上）はない</p>



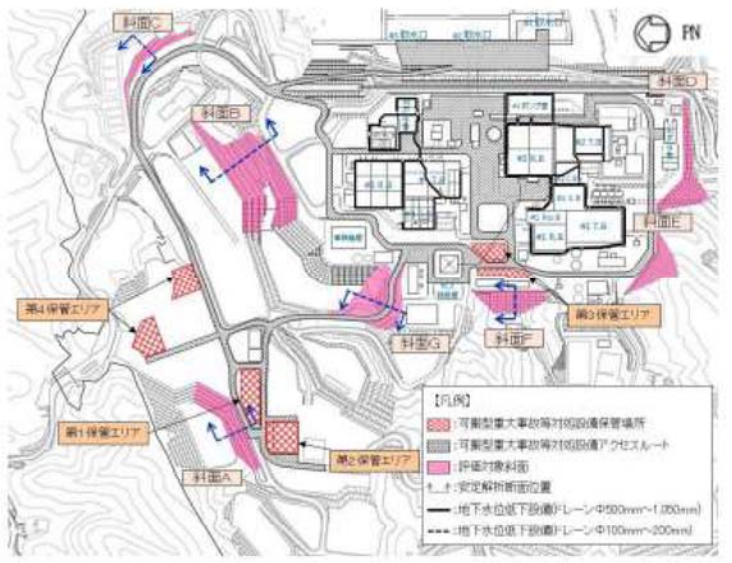

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(37)</p> <p style="text-align: center;">保管場所及び屋外アクセスルートの評価における 地下水位の設定方法について</p> <p>1. はじめに 保管場所及び屋外アクセスルートの評価のうち、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による地下構造物の浮き上がり評価に係る地下水位について、以下に設定方法を示す。 また、工事計画認可段階での設計用地下水位が保管場所及び屋外アクセスルートの評価に影響を与える可能性がある場合の対応方針を示す。</p> <p>2. 保管場所及び屋外アクセスルートの地下水位設定 (1) 周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり評価に係る地下水位の設定 保管場所及び屋外アクセスルートにおける周辺斜面、敷地下斜面については、保管場所及び屋外アクセスルートから所定の離隔を確保できない場合は解析により安定性を確認するか、斜面崩壊による影響を考慮することにより評価を行っている。 斜面の安定性を解析により確認する場合の地下水位の設定方法を以下に示す。</p> <p>a. 斜面の地下水位の設定フロー 解析により斜面の安定性評価を実施する箇所の地下水位の設定については、第1図のフローにより設定している。評価対象斜面を第2図に示す。</p> <div data-bbox="142 1270 905 1627" data-label="Diagram"> <pre>             graph TD             A[①: 斜面の安定性評価を実施する断面を決定 (斜面A, B, C, F, G)] --&gt; B{評価対象斜面の近傍に 地下水位の連続観測記録があるか}             B -- Yes (斜面B, F) --&gt; C[②: 浸透流解析により斜面の地下水位を設定 (地下水位の連続観測記録により浸透 流解析の妥当性を検証する。)]             B -- No (斜面A, C, G) --&gt; D[③: 地下水位を地表面に設定]             C --&gt; E[④: 斜面の安定解析を実施]             D --&gt; E             </pre> </div> <p style="text-align: center;">第1図 斜面の地下水位設定フロー</p>	<p style="text-align: right;">別紙 (36)</p> <p style="text-align: center;">敷地内の地下水位の設定について</p> <p>保管場所及びアクセスルートの評価のうち、地中埋設構造物の浮き上がり評価等に用いる地下水位を設定するに当たっては、地形等を適切にモデル化した浸透流解析を実施することとし、保守性を確保する方針とする。(浸透流解析の詳細については、四条別紙17「地下水位低下設備について」参照) なお、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価に係る地下水位については、別紙(31)に示す。 以下に地下水位設定の方針を示す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(36)</p> <p style="text-align: center;">敷地内の地下水位の設定方針について</p> <p>保管場所及びアクセスルートの評価のうち、<b>地下構造物等</b>の浮き上がり評価等に用いる地下水位を設定するに当たっては、地形等を適切にモデル化した浸透流解析を実施することとし、保守性を確保する方針とする。(浸透流解析の詳細については、四条別紙10「地下水位設定方針について」参照) 以下に地下水位設定の方針を示す。</p>	<p><b>相違理由</b></p> <p>【女川】資料構成の相違 ・女川は設置許可段階で設計地下水位の設定について詳細に設定をしているが、泊は島根と同様に設置許可段階では設計地下水位を全て地表面に設定することとしていることから、島根に合わせた資料構成とする。</p> <p>【島根】記載表現の相違 ・泊の周辺斜面・敷地下斜面の記載については、下記②に記載。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は設置許可段階では、設計地下水位を全て地表面に設定している。</p>

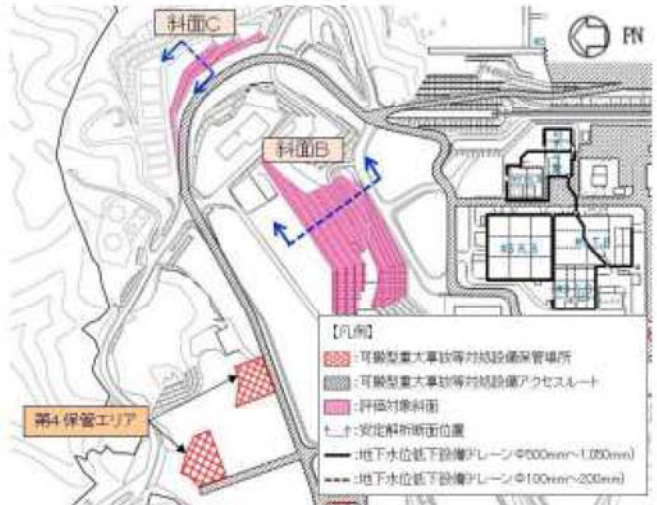
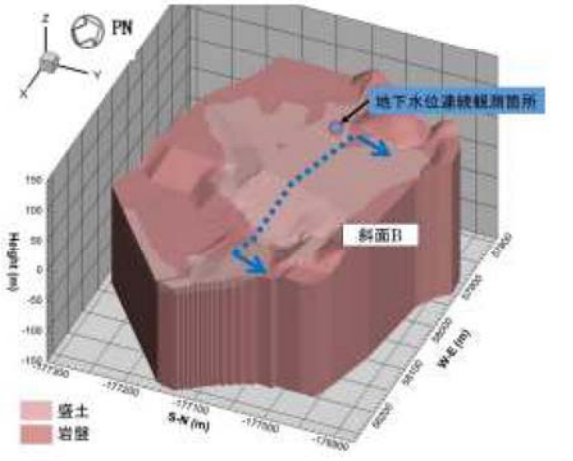
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第2図 評価対象斜面位置図</p> <p>b. 浸透流解析における地下水位低下設備の取扱い</p> <p>第1図のフローに示すとおり、斜面B及び斜面Fについては浸透流解析により地下水位を設定する。</p> <p>第2図及び第3図に示すとおり、原子炉建屋等の主要建屋直下及びその周囲には地下水位低下設備が設置されており、主要建屋周辺を含めた O.P.+14.8m 盤の広い範囲で水位低下効果が見込まれる。O.P.+14.8m 盤と近接する斜面も同様に水位低下効果が及ぶと考えられるが、地下水位低下設備の機能を考慮した地下水位は工事計画認可段階において設定することから、斜面評価に係る地下水位の設定に当たっては、保守的に地下水位低下設備の機能を考慮しないこととする。</p>  <p>第3図 地下水位低下設備概要図</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 斜面Bの地下水位設定</p> <p>i. 解析手法</p> <p>斜面Bの解析断面位置を第4図に示す。斜面Bは敷地造成のため盛土により構築された斜面であり、造成前の沢部を埋めている。地下水位の設定における解析手法は、造成前の沢部への集水効果を考慮する必要があるため三次元浸透流解析を用いる。三次元浸透流解析の解析モデルを第5図に示す。降雨の設定は石巻、大船渡の両特別地域気象観測所の観測期間<sup>※1</sup>における既往最大降雨とし、降雨後の最高水位を斜面の安定解析に用いる。</p> <p>解析に用いた透水係数等の妥当性を検証するため、地下水位連続観測記録と再現解析結果を比較する。第6図に示すとおり、再現解析による地下水位は観測地下水位より高く、解析に用いた透水係数等が保守的な設定であることを確認している。</p> <p>浸透流解析は解析コード「GETFLOWSver. 6. 64. 0」を使用する。</p> <p>※1 観測期間：石巻特別地域気象観測所（1937年～2017年）                  大船渡特別地域気象観測所（1963年～2017年）</p>  <p>第4図 斜面Bの地下水位解析断面位置図</p>  <p>第5図 斜面Bの三次元浸透流解析モデル</p>			



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="201 247 834 436"> </p> <p data-bbox="240 457 795 489">第6図 地下水位連続観測記録と再現解析結果</p> <p data-bbox="160 533 320 564">ii. 解析結果</p> <p data-bbox="181 571 923 644">斜面Bにおける地下水位の解析結果を第7図に示す。この地下水位を用いて斜面Bの安定解析を実施している。</p> <p data-bbox="231 653 825 888"> </p> <p data-bbox="305 915 721 947">第7図 斜面Bの地下水位解析結果</p> <p data-bbox="145 991 465 1022">(b) 斜面Fの地下水位設定</p> <p data-bbox="160 1029 320 1060">i. 解析手法</p> <p data-bbox="181 1066 923 1329">斜面Fの解析断面位置を第8図に示す。斜面Fは敷地造成のために尾根部を掘削して整形された岩盤斜面である。地下水位の設定における解析断面は尾根部中央であり、地下水位は周辺からの集水の影響を受けないため、解析手法は二次元浸透流解析を用いる。降雨の設定は石巻、大船渡の両特別地域気象観測所の観測期間<sup>※1</sup>における既往最大降雨とし、降雨後の最高水位を斜面の安定解析に用いる。</p> <p data-bbox="181 1335 923 1482">解析に用いた透水係数等の妥当性を検証するため、地下水位連続観測記録と再現解析結果を比較する。第9図に示すとおり、再現解析による地下水位は観測地下水位より高く、解析に用いた透水係数等が保守的な設定であることを確認している。</p> <p data-bbox="201 1488 923 1520">浸透流解析は解析コード「GETFLOWSver. 6. 64. 0」を使用する。</p> <p data-bbox="160 1564 923 1635"> <sup>※1</sup> 観測期間：石巻特別地域気象観測所（1937年～2017年）                  大船渡特別地域気象観測所（1963年～2017年）             </p>			




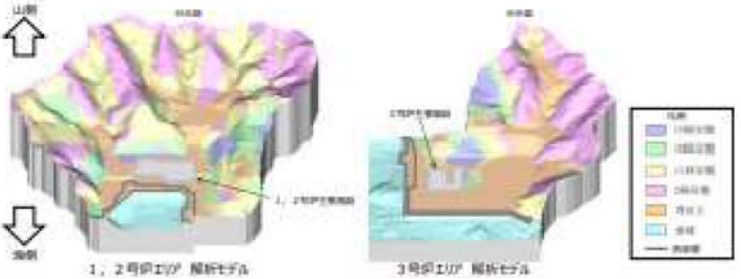
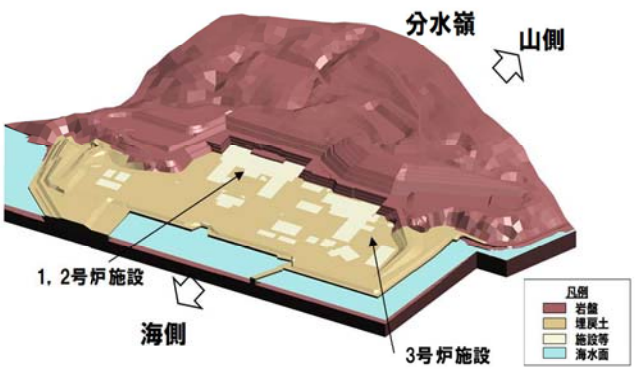
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="133 273 875 777" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="261 798 756 835" data-label="Caption"> <p>第8図 斜面Fの地下水位解析断面位置図</p> </div> <div data-bbox="237 934 786 1281" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="237 1291 786 1333" data-label="Caption"> <p>第9図 地下水位連続観測記録と再現解析結果</p> </div> <div data-bbox="148 1407 326 1444" data-label="Section-Header"> <p>ii. 解析結果</p> </div> <div data-bbox="178 1444 926 1522" data-label="Text"> <p>斜面Fにおける地下水位の解析結果を第10図に示す。この地下水位を用いて斜面Fの安定解析を実施している。</p> </div> <div data-bbox="192 1564 831 1816" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="296 1827 727 1869" data-label="Caption"> <p>第10図 斜面Fの地下水位解析結果</p> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

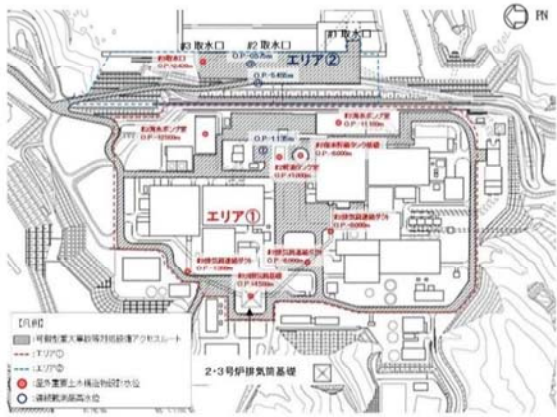
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による地下構造物の浮き上がり評価に係る地下水位の設定</p> <p>保管場所及び屋外アクセスルートにおける液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜については、沈下を想定する盛土及び旧表土について沈下率を設定し、評価を行っている。</p> <p>液状化による地下構造物の浮き上がりについては、岩盤内部に構築されており、かつ構造物下端面よりも地下水位が高い地下構造物について、地下水位以深の盛土、旧表土がすべて液状化するものと想定し、評価を行っている。</p> <p>上記評価に係る地下水位は、第11図に示すとおり、エリア①、エリア②、その他のエリアに分けて設定している。</p>  <p>第11図 地下水位設定エリア区分図</p> <p>a. エリア①                  エリア①の地下水位は、O.P.+14.8m盤の女川原子力発電所2号炉及び3号炉建設時の工事計画認可申請書で評価対象となっている構造物等の設定水位を基に設定する。なお、女川原子力発電所2号炉及び3号炉建設時の工事計画認可申請書で評価対象となっている構造物等の設定水位は、地下水位低下設備の水位低下効果を考慮している。</p> <p>O.P.+14.8m盤の構造物等における設定水位のうち最も地下水位が高いのは2・3号炉排気筒基礎のO.P.+4.5mであることから、保守的にエリア①の地下水位をO.P.+5.0mに設定する（第12図）。なお、エリア①における地下水位連続観測記録の最高水位（①）はO.P.+5.0mを超えないことを確認している。</p> <p>b. エリア②                  エリア②における地下水位は、敷地の沈下を考慮した朔望平均満潮位であるO.P.+2.43mに設定する（第12図）。なお、エリア②における地下水位連続観測記録の最高水位（②、③）はO.P.+2.43mを超えないことを確認している。</p> <p>c. その他のエリア                  エリア①、②以外のエリアについては、地下水位を保守的に地表面に設定する。</p>	<p>①解析モデル作成・再現解析による検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島根原子力発電所の敷地は堅硬な地山の尾根（分水嶺）に囲まれている。また、1、2号炉及び3号炉エリアの境界部にも同様の分水嶺が存在する。この島根サイトの地形的特徴を踏まえ、それぞれの領域で適切に地下水位を評価する観点から、両エリアで解析モデルを作成する。</li> <li>解析モデル・解析条件について建設時工認を参照し設定した上で、観測記録との比較等によりモデルの妥当性の確認を行う。</li> </ul>  <p>第1図 解析モデル鳥瞰図</p> <p>②地下水位の設定（予測解析）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>詳細設計段階で予測解析を実施し、地中埋設構造物の浮き上がり評価等に用いる地下水位を設定する。</li> </ul> <p>以上を踏まえ、地中埋設構造物の浮き上がり評価等に用いる地下水位については詳細設計段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を地表面に設定する。</p>	<p>①解析モデル作成・妥当性検証解析による検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊発電所敷地等の地形的特徴を踏まえ、敷地を取り囲む分水嶺（地中部も含む）までを対象範囲とした三次元浸透流解析の解析モデルを作成する。</li> <li>解析モデル・解析条件について泊3号炉建設時（設置許可時）を参照し設定した上で、観測記録との比較等によりモデルの妥当性・保守性の確認を行う。</li> </ul>  <p>第1図 解析モデル鳥瞰図</p> <p>②地下水位の設定</p> <p>保管場所及びアクセスルートの評価のうち、地下構造物等の浮き上がり評価等に用いる設計地下水位の設定は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所及びアクセスルートにおける周辺斜面、敷地下斜面については、設計地下水位を地表面に設定する。</li> <li>液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による地下構造物等の浮き上がり評価に係る地下水位の設定については、以下のとおり。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>T.P.+10.0m盤エリアに設置される地下構造物等については、設計地下水位を地表面に設定する。</li> <li>T.P.+10.0m盤より高標高に設置される地下構造物等については、自然水位（地下水排水設備に期待しない場合の三次元浸透流解析の予測解析結果）に基づき設計地下水位を設定する。</li> </ul> </li> </ul> <p>以上を踏まえ、地下構造物等の浮き上がり評価等に用いる地下水位については、一部は設工認段階で決定するため、設置許可段階においては地下水位を全て地表面に設定する。</p>	<p>【女川】資料構成の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違                  ・プラントの特徴の相違</p> <p>【女川及び島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は設置許可段階で設定した設計地下水位を設工認段階で変更する対象として、液状化による地下構造物の浮き上がり評価を設定している。</li> <li>島根は設置許可段階では、設計地下水位を地表面に設定し、詳細設計段階で決定する。</li> <li>泊は設置許可段階では、設計地下水位を全て地表面に設定している。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="133 646 890 676">第12図 構造物等における設定水位及び地下水位観測地点分布図</p>			



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 工事計画認可段階での設計用地下水位を踏まえた影響と対応方針                      工事計画認可段階においては、O.P.+14.8m盤に設置されている各施設の設計用地下水位について、地下水位低下設備による水位低下効果を考慮した浸透流解析により設定する方針としている。                      工事計画認可段階において設定する設計用地下水位が保管場所及び屋外アクセスルートの評価へ与える影響と、影響を与える可能性がある場合における対応方針を以下に示す。</p> <p>(1) 周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり                      解析により安定性を確認する斜面の地下水位は、地表面又は地下水位低下設備の効果を考慮しない浸透流解析結果により保守的に設定しているため、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。</p> <p>(2) 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化による地下構造物の浮き上がり                      a. 保管場所                      液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜評価では、第1、第2、第4保管エリアは地下水位を地表面に設定しているため、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。第3保管エリアは第13図に示すとおり、地下水位を地表面に設定している箇所とO.P.+5.0mと設定している箇所があるが、岩盤及びMMR上にあることから、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。                      液状化による地下構造物の浮き上がり評価については、第14図及び第15図に示すとおり、第1、第4保管エリアは、地下構造物が存在しないため、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。第2保管エリアについては、下部に埋設されている淡水貯水槽は岩盤に直接支持され、周囲はセメント改良土により埋め戻されていることから浮き上がりは発生しないため、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。第3保管エリア下部には、2号炉排気筒連絡ダクトがあるが、岩盤内に設置されていることから、浮き上がりは発生しないため、工事計画認可段階においても評価結果は変更とならない。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="148 220 875 619" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="267 640 756 682" data-label="Caption"> <p>第13図 第3保管エリアの地下水位設定</p> </div> <div data-bbox="103 714 905 1165" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="207 1176 816 1218" data-label="Caption"> <p>第14図 保管エリア平面図及び地下構造物位置図</p> </div> <div data-bbox="178 1260 831 1533" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="267 1554 742 1596" data-label="Caption"> <p>第15図 保管エリア地質断面図 (1/2)</p> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 220 756 609" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="281 640 727 682" data-label="Caption"> <p>第15図 保管エリア地質断面図 (2/2)</p> </div> <div data-bbox="118 724 400 756" data-label="Section-Header"> <p>b. 屋外アクセスルート</p> </div> <div data-bbox="118 766 920 871" data-label="Text"> <p>液状化及び揺すり込みによる沈下・傾斜評価では、沈下を想定する盛土及び旧表土について沈下率を設定し、評価を行っている（沈下率の設定方法については別紙（15）参照）。</p> </div> <div data-bbox="118 882 920 1018" data-label="Text"> <p>第16図に示すとおり、地下水位以浅と地下水位以深は同様の沈下率を設定しており、工事計画認可段階における設計用地下水位の設定を考慮しても沈下量は変化しないことから、評価結果は変更とならない。</p> </div> <div data-bbox="118 1029 920 1176" data-label="Text"> <p>液状化による地下構造物の浮き上がり評価については、工事計画認可段階における設計用地下水位の設定が評価に影響を与える場合は、評価用の地下水位を見直して再評価を行い、アクセスルートの通行性に影響を与えないように必要に応じて対策を施す。</p> </div> <div data-bbox="371 1218 652 1543" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="371 1564 652 1606" data-label="Caption"> <p>第16図 沈下率設定図</p> </div>			



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙(5)</p> <p style="text-align: center;">屋外のアクセスルート 現場確認結果</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルート 現場確認結果</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙(37)</p> <p style="text-align: center;">屋外のアクセスルート現場確認結果</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 アクセスルート 現場確認結果</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p>【島根】記載表現の相違                  ・プラントの相違による                  図の内容の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">補足 (1)</p> <p>第159回審査会合（平成26年11月13日）からの主要な変更点について</p> <p>第159回審査会合（平成26年11月13日）から第819回審査会合（令和元年12月24日）間の主な変更点について、先行他プラントの状況や島根2号炉の審査の進捗により対応が必要となった保管場所及び屋外アクセスルートについて、以下のとおり変更を実施した。</p> <p>1. 保管場所の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予備も原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保することとしたため、2号炉原子炉建物から100m以内に予備置場として設定していた第4保管エリアを他の保管場所と統合し、第5保管エリアを第4保管エリアとして再設定した。</li> <li>可搬型設備の数量見直し等に伴い、第1保管エリア及び第4保管エリアの形状を変更した。</li> <li>構内敷地造成、可搬型重大事故等対処設備等の数量見直しに伴い、第3保管エリアをE L44mからE L33mに移設した。</li> <li>輪谷貯水槽（西1/西2）を密閉式貯水槽に変更し、貯水槽上面を第2保管エリアとして設定した。</li> </ul> <p>2. 屋外アクセスルートの変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所構内の道路をアクセスルート（可搬型設備の運搬、要員の移動等が可能なルート）とサブルート（地震及び津波時に期待しないルート）に再設定した。</li> <li>1号炉北側の防波壁内側に新たにサブルートを設定し、防波壁内側に1、2号炉の周回ルートを確認した。</li> <li>管理事務所2号館は損壊することを前提として評価を行った。その結果、必要な幅員が確保できないことから、南側背後斜面の一部を切取り、管理事務所2号館の損壊による影響範囲外にアクセスルートの必要な幅員を確保した。</li> <li>通行不能となる全ての段差発生箇所に対して、あらかじめ段差緩和対策を行うこととする。これにより、仮復旧なしで可搬型設備の通行が可能である。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">補足資料(1)</p> <p>第38回審査会合（平成25年10月29日）以降の主要な変更点について</p> <p>第38回審査会合（平成25年10月29日）以降の主な変更点について、先行他プラントの状況や泊3号炉の審査の進捗により自主的に変更した保管場所及び屋外アクセスルートは以下のとおりである。</p> <p>1. 第38回審査会合（平成25年10月29日）からの主要な変更点</p> <p>(1) 保管場所の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震、津波その他の自然現象又は故意による人型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないように、保管場所を分散して設定した。</li> </ul> <p>(2) 屋外アクセスルートの変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所構内の道路をアクセスルート（地震及び津波時に期待しないルート）、サブルート（地震及び津波時に活用するルート）に再設定した。</li> <li>防潮堤の再構築に伴いアクセスルートを以下のとおり変更した。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>T.P.+31mからT.P.+10mへのアクセスルートは、西側は岩盤内にトンネルを設置し、東側は形状を変更した道路を設置。</li> <li>T.P.+10mにおけるアクセスルートについては、防潮堤の内側に道路を設置。</li> </ul> </li> <li>先行他プラントの審査状況から、T.P.+10mにおける3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの設定を変更する。</li> <li>通行不能となる全ての段差発生箇所に対して、あらかじめ段差緩和対策を行うこととする。これにより、段差解消作業なしで可搬型設備の通行が可能である。</li> </ul> <p>(3) 屋内アクセスルートの変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートとしてアクセスルート及び迂回路を再設定した。</li> <li>先行他プラントの審査状況から、T.P.+10mにおける3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの設定を変更する。</li> </ul>	<p>【島根】記載内容の相違          ・プラントの相違による保管場所及びアクセスルート設定変更の相違</p>



1.0 重大事故等対策における共通事項

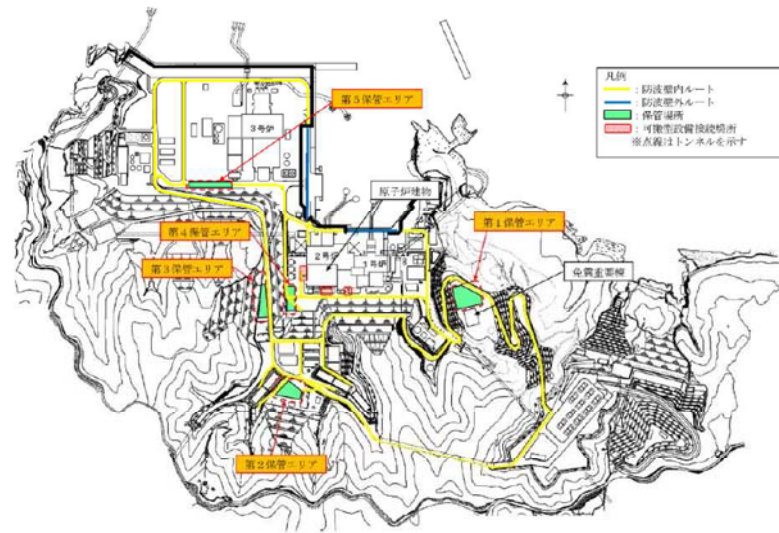
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

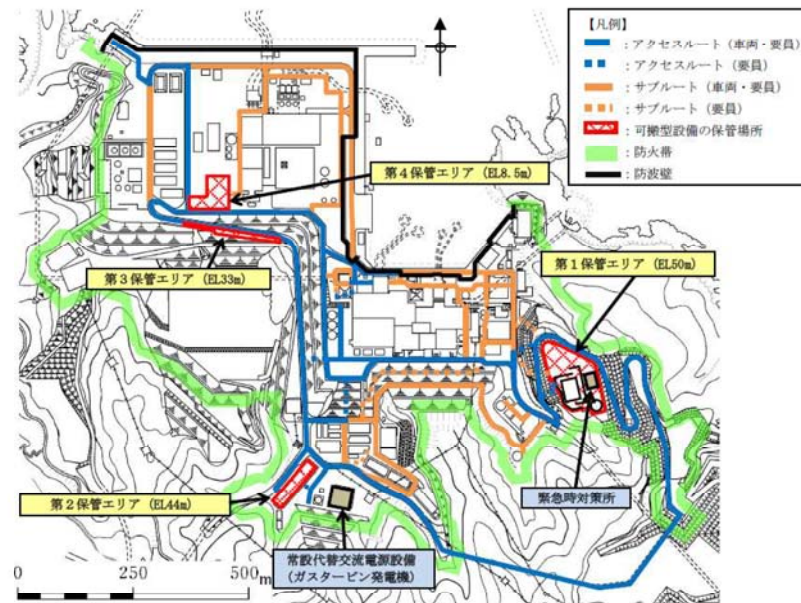
島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

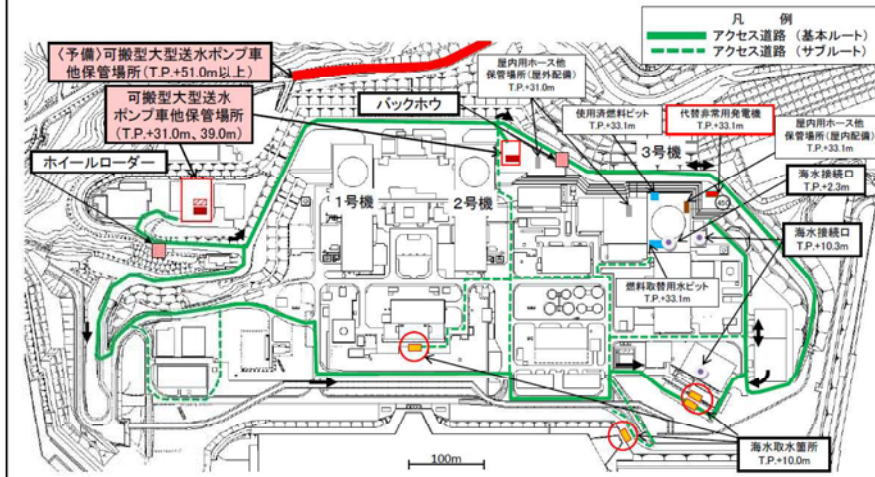
相違理由



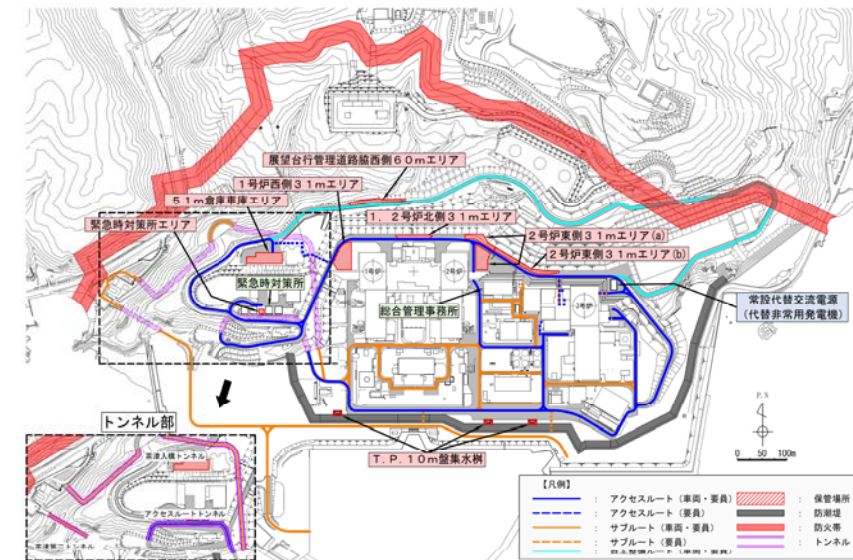
第1図 保管場所設備及び可搬型設備アクセスルート  
 (平成26年11月13日説明時点)



第2図 保管場所設備及び屋外アクセスルート



第1図 保管場所設備及び可搬型設備アクセスルート  
 (平成25年10月29日説明時点)



第2図 保管場所設備及び屋外アクセスルート

【島根】記載内容の相違  
 ・プラントの相違による  
 保管場所及びアクセス  
 ルート設定変更の相違



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>2. 第385回審査会合*（平成28年7月26日）からの主要な変更点</p> <p>※ 第385回審査会合は、泊3号炉において今後詳細な説明が必要と考えている事項の概要説明を行った審査会合であり、保管場所及びアクセスルートに関する基準適合性を説明した審査会合ではない。</p> <p>(1) 保管場所の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林火災の影響を考慮し、46m 車庫エリアは保管場所として使用しないこととした。</li> <li>・泊支線送電鉄塔の倒壊時のアクセスルートへの影響を考慮し、展望台行管理道路脇西側60m エリアは保守点検による待機除外時のバックアップ専用の保管場所とした。これにより、60m エリアは重大事故等発生時にただちにアクセスする必要はない。</li> <li>・可搬型重大事故等対処設備の配置見直しに伴い、1、2号炉北側31m エリアの形状を変更した。</li> <li>・原子炉補助建屋からの隔離距離との関係を明確にするため、2号炉東側31m エリアを(a)と(b)に区分*し再設定した。</li> </ul> <p>(2) 屋外及び屋内アクセスルートの変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第38回審査会合（平成25年10月29日）からの主要な変更点と同様。</li> </ul>	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントの相違による保管場所及びアクセスルート設定変更の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


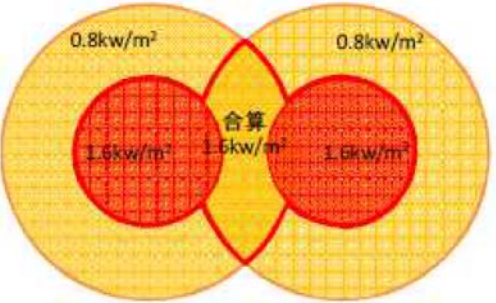
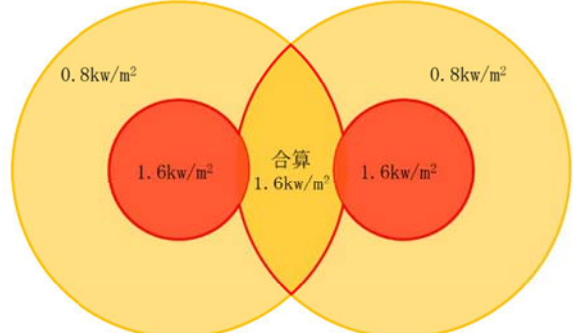
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第3図 保管場所設備及び屋外アクセスルート              (平成28年7月26日時点)</p> <p>第4図 保管場所設備及び屋外アクセスルート</p>	<p>【島根】記載内容の相違              ・プラントの相違による              保管場所及びアクセス              ルート設定変更の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



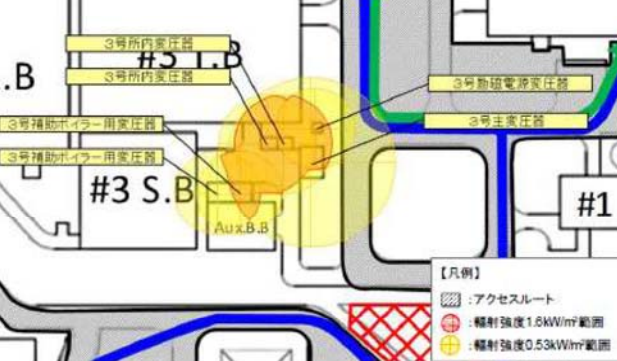



1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">補足資料(2)</p> <p style="text-align: center;">火災の重畳による熱影響評価について</p> <p>アクセスルート近傍にある可燃物施設の火災が発生した場合においても、第1図のとおりアクセスルートが放射強度 <math>1.6\text{kW/m}^2</math>**以下であることを確認しているが、火災が同時に発生し、放射強度を合算しても通行可能であることを確認した。</p> <p>なお、接続口に対しては2号炉PLR-VVVF入力変圧器が接続口付近での火災が想定されるが、2号炉PLR-VVVF入力変圧器と接続口の間には大物搬入口があり、直接放射の影響を受けない。その他の火災想定箇所と接続口は十分な離隔距離があることから放射強度を合算しても火災による影響を受けない。</p> <p>以下にアクセスルートに対する評価結果を示す。</p> <p>※ 石油コンビナートの防災アセスメント指針における長時間さらされても苦痛を感じない放射強度</p>  <p style="text-align: center;">第1図 火災影響範囲</p> <p>1. 評価方法 放射強度の合算方法について概念図を第2図に示す。</p>  <p style="text-align: center;">第2図 放射強度合算概念図</p>	<p style="text-align: center;">島根原子力発電所2号炉</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(2)</p> <p style="text-align: center;">火災の重畳による熱影響評価について</p> <p>アクセスルート近傍にある可燃物施設の火災が発生した場合においても、第1図のとおりアクセスルートが放射強度 <math>1.6\text{kW/m}^2</math>**以下であることを確認しているが、火災が同時に発生し、放射強度を合算しても通行可能であることを確認した。</p> <p>なお、接続口は原子炉建屋内及び原子炉補助建屋内であり、火災想定箇所と十分な離隔距離があることから放射強度を合算しても火災による影響を受けない。</p> <p>以下にアクセスルートに対する評価結果を示す。</p> <p>※ 石油コンビナートの防災アセスメント指針における長時間さらされても苦痛を感じない放射強度</p> <div style="border: 2px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 火災影響範囲</p> <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>1. 評価方法 放射強度の合算方法について概念図を第2図に示す。</p>  <p style="text-align: center;">第2図 放射強度合算概念図</p>	<p>【島根】記載箇所の相違 ・島根は「別紙(6)可燃物施設の火災について」において整理している。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は接続口と十分な離隔距離を確保している。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・プラントの相違による火災影響範囲の相違</p>



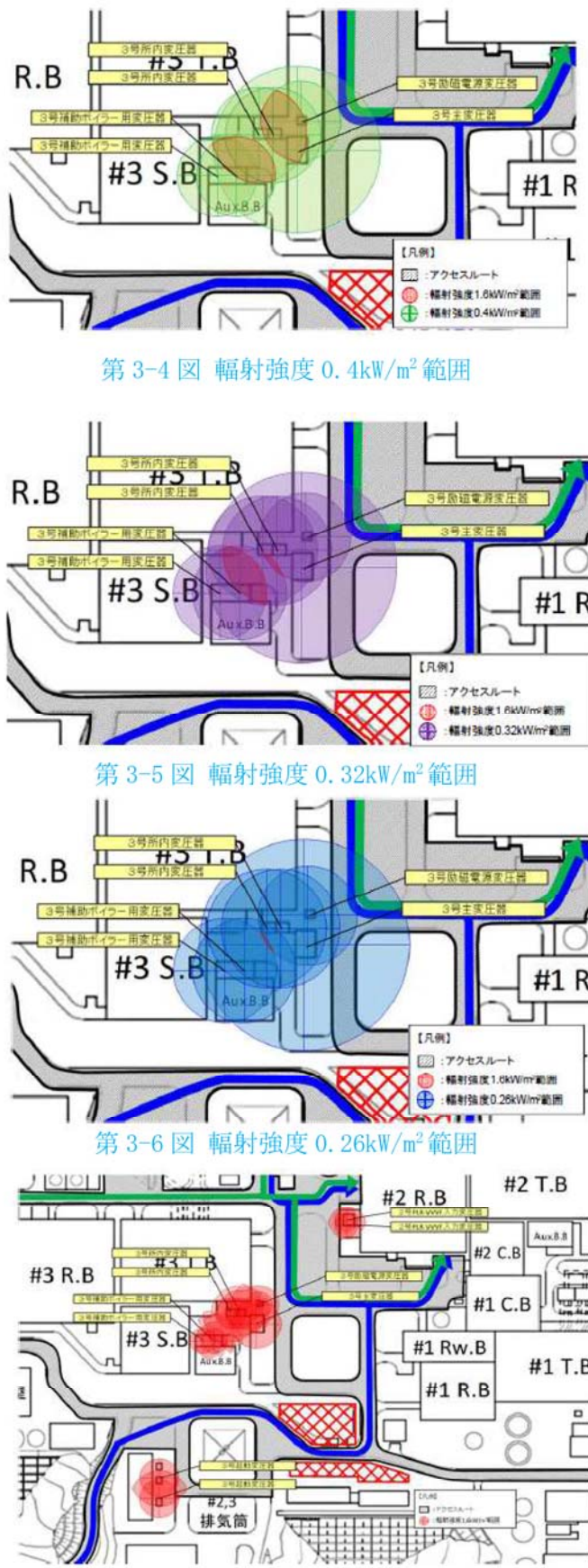

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 評価結果</p> <p>アクセスルート近傍にあり、複数の火災により輻射強度が増す可能性のある、3号炉変圧器エリア、2号炉PLR-VVVF入力変圧器エリアについて確認した結果、第3-1~7図のとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p>  <p>第3-1図 輻射強度1.6kW/m<sup>2</sup>範囲</p>  <p>第3-2図 輻射強度0.8kW/m<sup>2</sup>範囲</p>  <p>第3-3図 輻射強度0.53kW/m<sup>2</sup>範囲</p>		<p>2. 評価結果</p> <p>アクセスルート近傍にあり、複数の火災により輻射強度が増す可能性のある、2号炉変圧器エリアについて確認した結果、第3-1~4図のとおりアクセスルートに影響がないことを確認した。</p>  <p>第3-1図 輻射強度1.6kW/m<sup>2</sup>範囲</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>  <p>第3-2図 輻射強度0.8kW/m<sup>2</sup>範囲</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>  <p>第3-3図 輻射強度0.53kW/m<sup>2</sup>範囲</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】記載表現の相違              ・プラントの相違による火災の重畳のエリアの相違</p> <p>【女川】記載表現の相違              ・プラントの相違による火災の重畳のエリアの相違（以下同様。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第3-4図 輻射強度0.4kW/m<sup>2</sup>範囲</p> <p>第3-5図 輻射強度0.32kW/m<sup>2</sup>範囲</p> <p>第3-6図 輻射強度0.26kW/m<sup>2</sup>範囲</p> <p>第3-7図 輻射強度1.6kW/m<sup>2</sup>（合算）範囲</p>		 <p>第3-4図 輻射強度1.6kW/m<sup>2</sup>（合算）範囲</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】記載内容の相違                  ・重畳する設備の個数違いによる輻射強度範囲の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																		
<p>補足資料(3)</p> <p>溢水評価について</p> <p>1. 滞留水の排水所要時間の評価                      (1) 溢水量                      アクセスルート近傍にある溢水源となる可能性のあるタンクが、地震起因により複数同時破損を想定した溢水量は第1表のとおり。</p> <p>第1表 溢水影響評価の対象となる屋外タンク</p> <table border="1" data-bbox="94 1008 926 1795"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>タンク名称</th> <th>基数</th> <th>設置高さ(m)</th> <th>容量(m<sup>3</sup>)</th> <th>評価に用いる容量(m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>No.1 純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>No.2 純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.4</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>1, 2号ろ過水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>再生純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>1,000</td><td>0<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>5</td><td>No.1 SPT<sup>*2</sup></td><td>1</td><td>O.P. +15.3</td><td>2,000</td><td>0<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>6</td><td>No.2 SPT<sup>*2</sup></td><td>1</td><td>O.P. +15.3</td><td>1,000</td><td>0<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>7</td><td>3号純水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>3号ろ過水タンク</td><td>1</td><td>O.P. +15.1</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>9,10</td><td>原水タンク</td><td>2</td><td>O.P. +70.04</td><td>4,000</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>11-1</td><td>1号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.1</td><td>5.4</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>11-2</td><td>1号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.2</td><td>20</td><td>20</td></tr> <tr><td>12</td><td>1号差圧調合槽</td><td>1</td><td>O.P. +15.0</td><td>2.2</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>13-1</td><td>2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.0</td><td>32</td><td>0<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>13-2</td><td>2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽</td><td>1</td><td>O.P. +16.6</td><td>7.5</td><td>0<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>13-3</td><td>2号硫酸計量槽</td><td>1</td><td>O.P. +15.8</td><td>0.3</td><td>0<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>14</td><td>2号バック入り差圧調合装置</td><td>1</td><td>O.P. +15.4</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )	1	No.1 純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000	2	No.2 純水タンク	1	O.P. +15.4	2,000	2,000	3	1, 2号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000	4	再生純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	0 <sup>*1</sup>	5	No.1 SPT <sup>*2</sup>	1	O.P. +15.3	2,000	0 <sup>*1</sup>	6	No.2 SPT <sup>*2</sup>	1	O.P. +15.3	1,000	0 <sup>*1</sup>	7	3号純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000	8	3号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000	9,10	原水タンク	2	O.P. +70.04	4,000	8,000	11-1	1号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.1	5.4	5.4	11-2	1号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.2	20	20	12	1号差圧調合槽	1	O.P. +15.0	2.2	2.2	13-1	2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	32	0 <sup>*1</sup>	13-2	2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.6	7.5	0 <sup>*1</sup>	13-3	2号硫酸計量槽	1	O.P. +15.8	0.3	0 <sup>*1</sup>	14	2号バック入り差圧調合装置	1	O.P. +15.4	1	1	<p>別紙 (33)</p> <p>屋外タンク溢水時の影響等について</p>	<p>補足資料(3)</p> <p>溢水評価について</p> <p>1. 滞留水の排水所要時間の評価                      (1) 溢水量                      アクセスルート近傍にある溢水源となる可能性のあるタンクが、地震起因により複数同時破損を想定した溢水量は第1表のとおり。                      （評価概要は、第九条「溢水による損傷の防止等」において説明）</p> <p>第1表 溢水影響評価の対象となる屋外タンク</p> <table border="1" data-bbox="1765 997 2605 1585"> <thead> <tr> <th>タンク名称</th> <th>基数</th> <th>設置高さ(m)</th> <th>容量(m<sup>3</sup>)</th> <th>評価に用いる容量(m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A-ろ過水タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>B-ろ過水タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>3A-ろ過水タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>3B-ろ過水タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>A-2次系純水タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>B-2次系純水タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.35m</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>1,2号炉補助ボイラー燃料タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.30m</td><td>600</td><td>450<sup>*</sup></td></tr> <tr><td>3号炉補助ボイラー燃料タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.83m</td><td>735</td><td>410<sup>*</sup></td></tr> <tr><td>1号炉タービン油計量タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.30m</td><td>70</td><td>70</td></tr> <tr><td>3号炉タービン油計量タンク</td><td>1</td><td>T.P. +10.30m</td><td>110</td><td>0</td></tr> <tr><td colspan="4">合計容量(m<sup>3</sup>)</td><td>約10,530</td></tr> </tbody> </table> <p>※：評価に用いる容量は、発電所の所則類に反映し、運用容量を超過しないように管理する。</p>	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )	A-ろ過水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600	B-ろ過水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600	3A-ろ過水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600	3B-ろ過水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600	A-2次系純水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600	B-2次系純水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600	1,2号炉補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. +10.30m	600	450 <sup>*</sup>	3号炉補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. +10.83m	735	410 <sup>*</sup>	1号炉タービン油計量タンク	1	T.P. +10.30m	70	70	3号炉タービン油計量タンク	1	T.P. +10.30m	110	0	合計容量(m <sup>3</sup> )				約10,530	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載内容の相違                      ・泊は女川の資料構成をベースに作成しており、評価対象物及び評価結果の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・泊は屋外タンクの溢水の評価概要について第九条で説明することを明確化した。</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・プラントの相違による溢水影響評価の対象となる屋外タンクの相違</p>
No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )																																																																																																																																																																
1	No.1 純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000																																																																																																																																																																
2	No.2 純水タンク	1	O.P. +15.4	2,000	2,000																																																																																																																																																																
3	1, 2号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000																																																																																																																																																																
4	再生純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	0 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																																
5	No.1 SPT <sup>*2</sup>	1	O.P. +15.3	2,000	0 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																																
6	No.2 SPT <sup>*2</sup>	1	O.P. +15.3	1,000	0 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																																
7	3号純水タンク	1	O.P. +15.1	1,000	1,000																																																																																																																																																																
8	3号ろ過水タンク	1	O.P. +15.1	2,000	2,000																																																																																																																																																																
9,10	原水タンク	2	O.P. +70.04	4,000	8,000																																																																																																																																																																
11-1	1号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.1	5.4	5.4																																																																																																																																																																
11-2	1号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.2	20	20																																																																																																																																																																
12	1号差圧調合槽	1	O.P. +15.0	2.2	2.2																																																																																																																																																																
13-1	2号復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	32	0 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																																
13-2	2号復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽	1	O.P. +16.6	7.5	0 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																																
13-3	2号硫酸計量槽	1	O.P. +15.8	0.3	0 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																																
14	2号バック入り差圧調合装置	1	O.P. +15.4	1	1																																																																																																																																																																
タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )																																																																																																																																																																	
A-ろ過水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
B-ろ過水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
3A-ろ過水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
3B-ろ過水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
A-2次系純水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
B-2次系純水タンク	1	T.P. +10.35m	1,600	1,600																																																																																																																																																																	
1,2号炉補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. +10.30m	600	450 <sup>*</sup>																																																																																																																																																																	
3号炉補助ボイラー燃料タンク	1	T.P. +10.83m	735	410 <sup>*</sup>																																																																																																																																																																	
1号炉タービン油計量タンク	1	T.P. +10.30m	70	70																																																																																																																																																																	
3号炉タービン油計量タンク	1	T.P. +10.30m	110	0																																																																																																																																																																	
合計容量(m <sup>3</sup> )				約10,530																																																																																																																																																																	



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉						島根原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉						相違理由
No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )													
15	3号各種薬液貯蔵及び移送系硫酸貯槽	1	O.P. +16.0	2.2	0 <sup>※1</sup>													
16	3号各種薬液貯蔵及び移送系苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +16.0	10.5	0 <sup>※1</sup>													
17	3号差圧調合槽	1	O.P. +15.3	0.1	0.1													
18-1	PAC貯槽	1	O.P. +15.3	2	2													
18-2	硫酸貯槽	1	O.P. +17.3	3.9	3.9													
18-3	苛性ソーダ貯槽	1	O.P. +15.7	7	7													
18-4	H塔再生用硫酸貯留槽	1	O.P. +16.8	0.3	0.3													
19	1, 2号給排水処理建屋	1	O.P. +14.8	375.21	375.21													
20	3号給排水処理建屋	1	O.P. +14.8	404.88	404.88													
21-1	高置水槽（給湯系統）	1	O.P. +33.3	6	6													
21-2	高置水槽（給水系統）	1	O.P. +33.3	8	8													
22-1	No.1高架水槽	1	O.P. +34.7	8	8													
22-2	No.2高架水槽	1	O.P. +34.7	8	8													
23-1	上水高架水槽	1	-	9.2	9.2													
23-2	雑用水高架水槽	1	-	13.7	13.7													
24-1	高架水槽（飲料用）	1	O.P. +34.8	1.2	1.2													
24-2	高架水槽（雑用）	1	O.P. +34.8	2.0	2.0													
24-3	氷蓄熱槽（PAI-1）	1	O.P. +19.68	1.01	1.01													
24-4	氷蓄熱槽（PAI-3）	1	O.P. +19.68	1.49	1.49													
24-5	氷蓄熱槽（PAI-4）	1	O.P. +19.68	1.49	1.49													
24-6	高架水槽（飲料水）	1	O.P. +36.55	1.5	1.5													
24-7	高架水槽（雑用水）	1	O.P. +36.55	2.2	2.2													
24-8	氷蓄熱槽（PAI-1）	1	O.P. +19.68	1.49	1.49													
24-9	氷蓄熱槽（PAI-2）	1	O.P. +19.68	1.49	1.49													
24-10	氷蓄熱槽（PAI-3）	1	O.P. +19.68	1.49	1.49													
25	主復水器用電解鉄イオン注入装置電解槽	2	O.P. +15.613	3.4	6.8													
26	氷蓄熱槽（PAI-1）	1	O.P. +14.95	1.49	1.49													
27	受水槽	1	O.P. +15.3	6	6													
28-1	上水受水槽	1	O.P. +62.9	37	37													
28-2	雑用水受水槽	1	O.P. +62.9	55	55													
28-3	受水槽	1	O.P. +62.9	0.5	0.5													

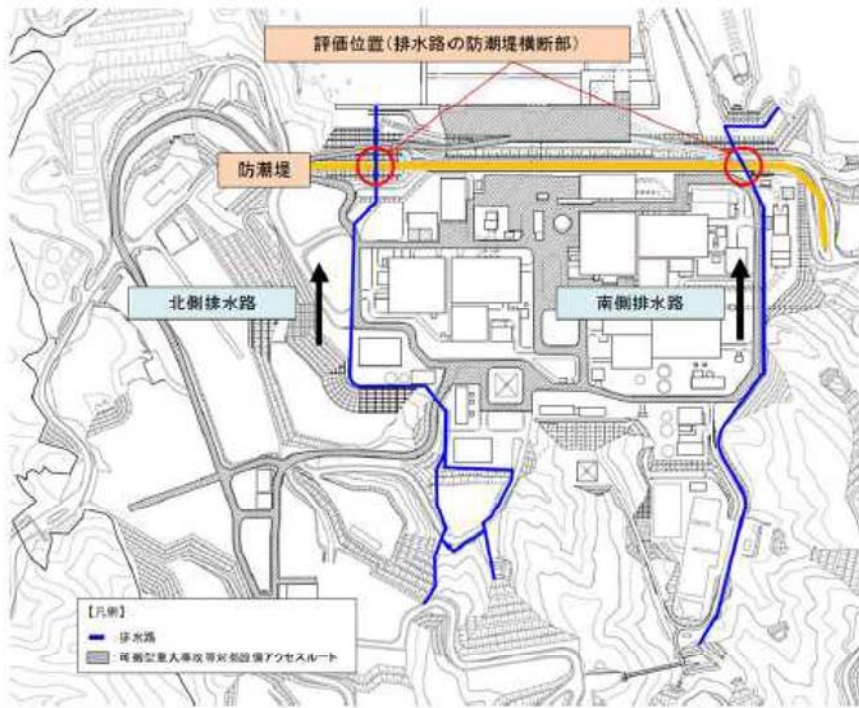
  

No.	タンク名称	基数	設置高さ(m)	容量(m <sup>3</sup> )	評価に用いる容量(m <sup>3</sup> )
29	燃料小出槽	1	O.P. +58.592	0.95	0.95
30	給水タンク	1	-	2	2
31	配水池	1	O.P. +69.7	300	300
32-1	ろ過タンク（浄水）	1	O.P. +69.7	6	6
32-2	ろ過タンク（浄水）	1	O.P. +69.7	4	4
33	消火水タンク	1	O.P. +14.8	230	230
				合計容量(m <sup>3</sup> )	17,540

※1 評価に用いる容量は、発電所の所則類に反映し、運用容量を超過しないように管理する。  
 ※2 SPT：サブプレッションプール水貯蔵タンク

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<p>(2) 排水可能量                      敷地内に広がった溢水は第1図に示す排水路から海洋に流出する。                      各排水路の排水可能流量は、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」に基づく平成30年2月の宮城県への林地開発許可申請における値とする。排水路の仕様及び排水可能流量は、第2表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">第2表 排水路の仕様</p> <table border="1" data-bbox="172 556 854 814"> <thead> <tr> <th>仕 様</th> <th>排水可能流量<sup>※</sup> [m<sup>3</sup>/s]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北側排水路 ボックスバルブ B3500、H2500</td> <td>51.16</td> </tr> <tr> <td>南側排水路 ダブルプレスト管 Φ1000×3</td> <td>16.23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※林地開発許可申請書記載値（平成30年2月）</p>  <p style="text-align: center;">第1図 排水路の配置概要図</p>	仕 様	排水可能流量 <sup>※</sup> [m <sup>3</sup> /s]	北側排水路 ボックスバルブ B3500、H2500	51.16	南側排水路 ダブルプレスト管 Φ1000×3	16.23		<p>(2) 排水可能量                      敷地内に広がった溢水は第1図に示す排水路から海洋に流出する。                      各排水路の排水可能流量は、「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き」に基づく令和3年4月の北海道への林地開発許可申請における値とする。排水路の仕様及び排水可能流量は、第2表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">第2表 排水路の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1780 546 2582 630"> <thead> <tr> <th>仕 様</th> <th>排水可能流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">                             追而【他条文の審査状況の反映】                              （構内排水設備の設計については、                              第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」                              の審査状況を踏まえて反映するため）                         </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1780 924 2582 1533"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">                             追而【他条文の審査状況の反映】                              （構内排水設備の設計については、                              第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」                              の審査状況を踏まえて反映するため）                         </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第1図 排水路の配置概要図</p>	仕 様	排水可能流量 (m <sup>3</sup> /s)	追而【他条文の審査状況の反映】 （構内排水設備の設計については、 第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」 の審査状況を踏まえて反映するため）		追而【他条文の審査状況の反映】 （構内排水設備の設計については、 第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」 の審査状況を踏まえて反映するため）	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違・プラントの相違による排水路の仕様の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違・プラントの相違による図の内容の相違</p>
仕 様	排水可能流量 <sup>※</sup> [m <sup>3</sup> /s]													
北側排水路 ボックスバルブ B3500、H2500	51.16													
南側排水路 ダブルプレスト管 Φ1000×3	16.23													
仕 様	排水可能流量 (m <sup>3</sup> /s)													
追而【他条文の審査状況の反映】 （構内排水設備の設計については、 第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」 の審査状況を踏まえて反映するため）														
追而【他条文の審査状況の反映】 （構内排水設備の設計については、 第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」 の審査状況を踏まえて反映するため）														



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

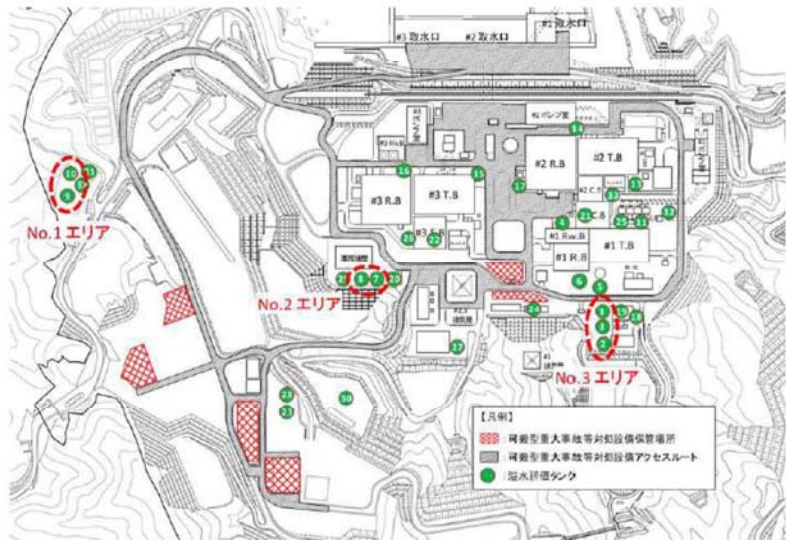
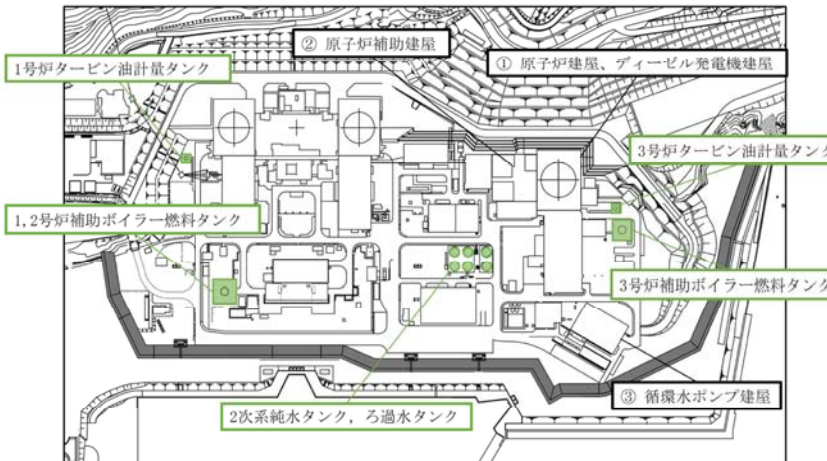
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>(3) 排水所要時間                      排水所要時間は溢水量と排水可能流量から求められる。排水所要時間の計算においては、保守的に排水可能流量が小さい南側排水路のみから排水されると仮定した。排水所要時間の計算結果は、第3表のとおり。</p> <p style="text-align: center;">第3表 排水所要時間</p> <table border="1" data-bbox="172 506 825 632"> <thead> <tr> <th>溢水量 [ m<sup>3</sup> ]</th> <th>排水可能流量 [ m<sup>3</sup>/s ]</th> <th>排水所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,540</td> <td>16.23</td> <td>約19分 (1081秒)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) アクセスルート仮復旧への影響                      屋外タンク破損による溢水の排水所要時間が約19分であるのに対し、重機によるアクセスルートの仮復旧作業開始は事象発生から70分後であることから、溢水滞留による仮復旧作業への影響はない。                      また、段差発生箇所で局所的に溢水が滞留する可能性のある箇所としては、地下構造物が並行する3号炉タービン建屋東側があるが、当該箇所に滞留水があった場合でも、ブルドーザで碎石を投入することにより段差を解消し、通行可能となるよう仮復旧することを想定していることから、対象車両の通行には影響がないと考えられる。</p>	溢水量 [ m <sup>3</sup> ]	排水可能流量 [ m <sup>3</sup> /s ]	排水所要時間	17,540	16.23	約19分 (1081秒)		<p>(3) 排水所要時間</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">追而【他条文の審査状況の反映】                      (構内排水設備の設計については、                      第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」                      の審査状況を踏まえて反映するため)</p> </div> <p style="text-align: center;">第3表 排水所要時間</p> <table border="1" data-bbox="1789 506 2585 583"> <thead> <tr> <th>溢水量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>排水可能流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>排水可能時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">追而【他条文の審査状況の反映】                      (構内排水設備の設計については、                      第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」                      の審査状況を踏まえて反映するため)</p> </div> <p>(4) アクセスルート仮復旧への影響                      仮復旧作業が必要となるアクセスルートの周辺斜面崩壊箇所近傍に溢水影響評価の対象となる屋外タンクは存在しないため、仮復旧作業への影響はない。</p>	溢水量 (m <sup>3</sup> )	排水可能流量 (m <sup>3</sup> /s)	排水可能時間				<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・プラントの相違による排水所要時間の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・女川は溢水影響評価の対象となる屋外タンクと仮復旧作業のエリアが同じであり、かつ段差発生箇所があるため対応を記載している。                      ・泊の溢水影響評価の対象となる屋外タンクは全てT.P.+10mにあり、仮復旧作業は高台で行うため影響はない。</p>
溢水量 [ m <sup>3</sup> ]	排水可能流量 [ m <sup>3</sup> /s ]	排水所要時間													
17,540	16.23	約19分 (1081秒)													
溢水量 (m <sup>3</sup> )	排水可能流量 (m <sup>3</sup> /s)	排水可能時間													



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 流動解析</p> <p>耐震性の確保されていないタンクの破損に伴う溢水の影響について、地形等の影響は考慮せず、すべての溢水源（屋外タンク類）容量が、建屋設置レベルである O.P. +14.8m に流れ込んだものとして評価した結果、敷地内浸水深は 0.16m であり、アクセスルートへの復旧に支障がないことを確認しているが、タンク破損に伴う溢水による影響について流動解析（解析コード fluent Ver16.0.0）を実施し、その影響について評価した。</p> <p>(1) 屋外タンク溢水評価モデルの設定</p> <p>a. 水源の配置</p> <p>女川原子力発電所の溢水影響評価対象となる屋外タンク配置図を第2図に示す。評価に影響を及ぼす大型の水源（1,000m<sup>3</sup>以上の大型タンク）は敷地内3箇所に分散配置されている（第2図中の赤丸）ことから、これらの大型タンクから溢水した場合の影響について確認するため、第4表に示すとおり水源を配置した。</p>  <p>第2図 溢水影響評価の対象となる屋外タンク配置図</p>	<p>1. 溢水伝播挙動評価</p> <p>地震によりタンクに大開口が生じ、短時間で大量の水が流出するようなことはないと考えられるが、溢水防護対象設備への影響を評価するため、タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る評価条件を保守的に設定した上で、溢水伝播挙動評価を実施している。</p> <p>（評価概要は、第九条「溢水による損傷の防止等」において説明）</p>	<p>2. 流動解析</p> <p>耐震性の確保されていないタンクの破損に伴う溢水の影響について、地形等の影響は考慮せず、すべての溢水源（屋外タンク類）容量が、敷地レベルである T.P. +9.97m に流れ込んだものとして評価した結果、敷地内浸水深は●m であり、アクセスルートへの復旧に支障がないことを確認しているが、タンク破損に伴う溢水による影響について流動解析（解析コード fluent Ver. 18.2.0）を実施し、その影響について評価した。</p> <div data-bbox="1780 493 2567 630" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【追而】【他条文の審査状況の反映】              （敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を踏まえて反映するため）</p> </div> <p>(1) 屋外タンク溢水評価モデルの設定</p> <p>a. 水源の配置</p> <p>泊発電所の溢水影響評価対象となる屋外タンク配置図を第2図に示す。</p>  <p>第2図 溢水影響評価の対象となる屋外タンク配置図</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違              ・泊は溢水影響評価の対象となる屋外タンクは全て T.P. +10m に設置されており、第2図に示している。</p> <p>【女川】記載表現の相違              ・プラントの相違による溢水影響評価の対象となる屋外タンクの相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
<p style="text-align: center;">第4表 水源の配置</p> <table border="1" data-bbox="157 268 863 569"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>タンク名称</th> <th>基数</th> <th>タンク容量 (m<sup>3</sup>)</th> <th>評価に用いる 容量<sup>※1</sup>(m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">No.1 エリア</td> <td>原水タンク</td> <td>1</td> <td>4,000</td> <td>4,160</td> </tr> <tr> <td>原水タンク</td> <td>1</td> <td>4,000</td> <td>4,160</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No.2 エリア</td> <td>3号純水タンク</td> <td>1</td> <td>1,000</td> <td>1,280</td> </tr> <tr> <td>3号ろ過水タンク</td> <td>1</td> <td>2,000</td> <td>2,280</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">No.3 エリア</td> <td>No.1 純水タンク</td> <td>1</td> <td>1,000</td> <td>1,230</td> </tr> <tr> <td>No.2 純水タンク</td> <td>1</td> <td>2,000</td> <td>2,230</td> </tr> <tr> <td>1, 2号ろ過水タンク</td> <td>1</td> <td>2,000</td> <td>2,230</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">総量</td> <td>17,570</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 評価に用いる容量は、評価対象タンク周りの屋外タンク容量も加算した値。</p>	No.	タンク名称	基数	タンク容量 (m <sup>3</sup> )	評価に用いる 容量 <sup>※1</sup> (m <sup>3</sup> )	No.1 エリア	原水タンク	1	4,000	4,160	原水タンク	1	4,000	4,160	No.2 エリア	3号純水タンク	1	1,000	1,280	3号ろ過水タンク	1	2,000	2,280	No.3 エリア	No.1 純水タンク	1	1,000	1,230	No.2 純水タンク	1	2,000	2,230	1, 2号ろ過水タンク	1	2,000	2,230	総量				17,570			<p>【女川】記載内容の相違                      ・泊は第2図に水源の配置を記載。</p>
No.	タンク名称	基数	タンク容量 (m <sup>3</sup> )	評価に用いる 容量 <sup>※1</sup> (m <sup>3</sup> )																																								
No.1 エリア	原水タンク	1	4,000	4,160																																								
	原水タンク	1	4,000	4,160																																								
No.2 エリア	3号純水タンク	1	1,000	1,280																																								
	3号ろ過水タンク	1	2,000	2,280																																								
No.3 エリア	No.1 純水タンク	1	1,000	1,230																																								
	No.2 純水タンク	1	2,000	2,230																																								
	1, 2号ろ過水タンク	1	2,000	2,230																																								
総量				17,570																																								



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 評価条件                      タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る条件について以下のとおり設定した。                      (a) 評価対象タンクは基礎ボルトのない平面タンクであり、地震時にはすべりが発生するためタンクと接続されているすべての配管について全周破断を想定した。                      (b) 破断位置については、保守的にタンク付け根部とした。                      (c) タンクからの流出については、タンク水頭に応じて流出流量が低下するものとして評価を実施した。                      (d) 排水路からの流出や、地盤への浸透は考慮しない。</p> <p>c. 解析モデル                      解析に使用した敷地モデルを第3図に示す。</p>  <p>第3図 敷地モデル</p> <p>(2) 評価結果                      No.1エリアにて発生した溢水の大部分は、海域に流出することが確認された。No.2エリア及びNo.3エリアにて発生した溢水は原子炉建屋等が設置されている O.P.+14.8m に広がっていくことが確認された。                      解析の結果、各ポイントにおける最大水位は0.15mであることから、人員への影響は小さいと考えられる。また、溢水流路上の設備等が損壊し、がれきの発生が想定されるが、迂回又は重機にて撤去することにより、アクセスルート確保への影響はないと考える。</p>	<p>1.1 評価の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溢水源となるタンクを表現し、地震による損傷をタンク側板が瞬時に消失するとして模擬する。</li> <li>・ 構内排水路による排水機能及び敷地外への排出は期待しない。</li> <li>・ 輪谷貯水槽(東1/東2)は基準地震動S<sub>s</sub>によって生じるスロッシングによる溢水量(時刻歴)を模擬する。</li> <li>・ 3号ろ過水タンク、3号純水タンク及び消火用水タンクから第4保管エリアまでの伝播経路上の2m程度の壁は評価モデルに考慮しない</li> </ul> <p>1.2 評価結果</p> <p>溢水伝播挙動評価による評価の結果として得られた溢水伝播挙動を第1図に示す。また、浸水深の時系列データの抽出地点を第2図に、抽出地点毎の浸水深の時系列データを第3～12図に示す。</p> <p>(1) 2号炉への影響について                      評価の結果、2号炉原子炉建物南側の可搬型設備接続口付近(第3図地点①)では、タンクからの溢水後、最大で約18cmの浸水深となること、また、同建物西側の可搬型設備接続口付近(第4図地点②)はほとんど浸水深がないことが確認されている。</p>	<p>b. 評価条件                      タンクの損傷形態及び流出水の伝播に係る条件について以下のとおり設定した。                      (a) 耐震Sクラスである2次系純水タンク及びろ過水タンクは、タンクに接続される全ての配管の完全全周破断を想定し、破断位置はタンク付け根部とした。                      (b) タンクからの流出については、タンク水頭に応じて流出流量が低下するものとして評価を実施した。                      (c) 補助ボイラー燃料タンクおよびタービン油計量タンクについては、タンク全周が瞬時に消失する液柱崩壊を想定した。                      (d) 屋外排水設備からの流出や、地盤への浸透は考慮しない。</p> <p>c. 解析モデル                      解析に使用した敷地モデルを第3図に示す。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】                      (敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を踏まえて反映するため)</p> </div> <p>第3図 敷地モデル</p> <p>(2) 評価結果</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】                      (敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」の審査状況を踏まえて反映するため)</p> </div>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・プラントの相違による評価条件の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違                      ・プラントの相違による敷地モデルの相違</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 保管場所への影響について</p> <p>第1～3保管エリアについては、最大浸水深が約0cmであり、可搬設備の機関吸排気口高さより低く、可搬設備に影響はない。</p> <p>第4保管エリアについては、可搬設備の機関吸排気口高さの最低値22cmに対し、最大浸水深が約21cmであり、可搬設備の機関吸排気口高さより低く、可搬設備に影響はない。機関吸排気口高さは、最大浸水深に対し裕度が小さいが、最大浸水深となる溢水は、第4保管エリア近傍にある大型タンク（3号ろ過水タンク、3号純水タンク及び消火用水タンク）からの溢水の影響が配的であるため、「1.1評価の条件」に示す条件を踏まえると以下のとおり溢水影響軽減効果を考慮していないことから実現象における溢水水位は、溢水伝播挙動評価の最大浸水深よりも低くなると考えられる。第4保管エリア近傍の溢水の伝播挙動を第13図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型タンク（3号ろ過水タンク、3号純水タンク及び消火用水タンク）から第4保管エリアまでの伝播経路上には溢水伝播挙動評価では評価モデルに考慮していない2m程度の壁がある。実現象においてこの壁は、溢水の伝播を阻害する。なお、当該壁が損壊することを想定した場合においても、がれきにより溢水の伝播を阻害する。</li> <li>・大型タンク（3号ろ過水タンク、3号純水タンク及び消火用水タンク）から第4保管エリアまでの伝播経路上には溢水伝播挙動評価では評価モデルに考慮していない敷地内に設けられた排水路がある。実現象においてタンクからの溢水は、この排水路を通じて北側の排水設備へ向けて流下する。</li> </ul> <p>屋外タンクからの溢水による保管場所に対する影響評価結果を第1表に示す。</p> <p>2. 作業の成立性</p> <p>屋外タンクから溢水が発生した場合には、タンク周辺の空地が平坦かつ広大であり周辺道路等を自然流下し拡散するものと考えられるが、最大約100cmの浸水深となるルート上（第9図地点⑦）であっても敷地形状により管理事務所東側道路からE L8.5mエリアへ向けて流下するため、10分後には可搬型設備がアクセス可能な浸水深となること、可搬型設備接続口付近を含むその他の抽出地点においては常に可搬型設備がアクセス可能な浸水深であることから、事故対応のためのアクセスルート確保及び作業実施に影響はない。</p> <p>また、溢水流路上の設備等が損壊し、がれきの発生が想定されるが、迂回又は重機にて撤去することにより、アクセスルート確保への影響はない。</p> <p>なお、溢水流路に人員がいる場合も想定されるが、安全を最優先し、溢水流路から待避することにより、人身への影響はない。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

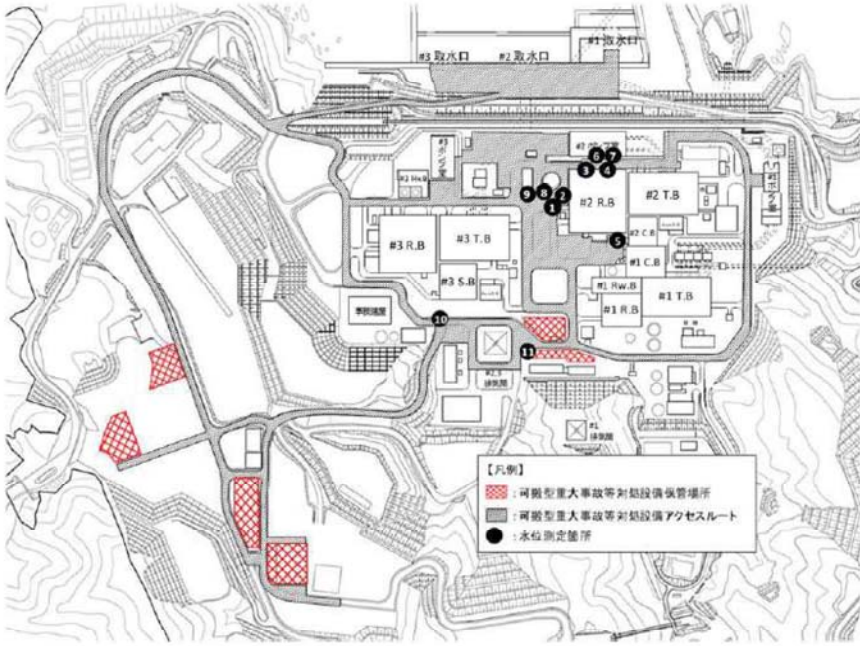
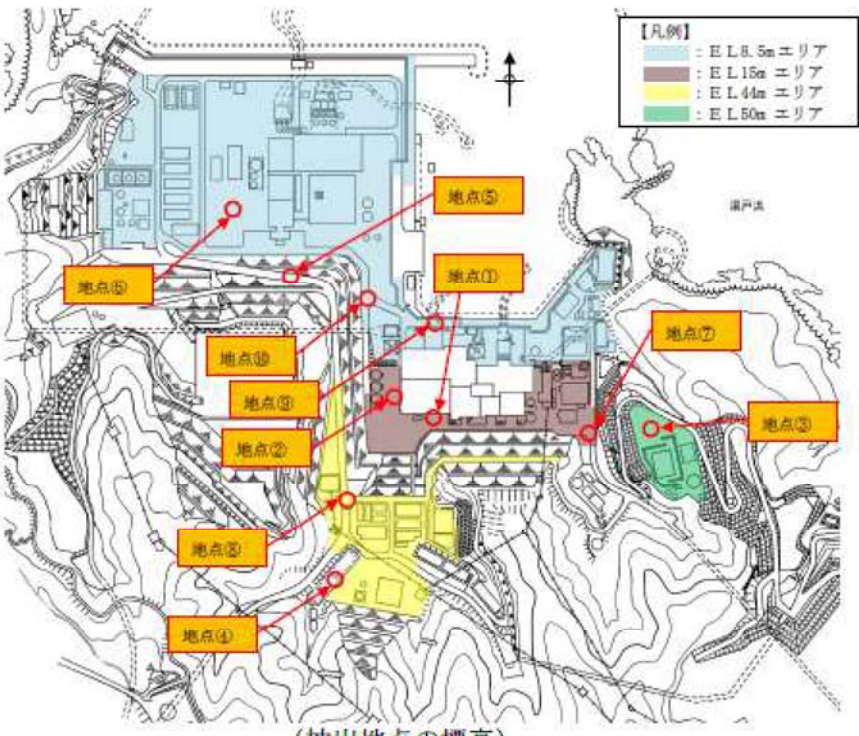
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>10分後      20分後</p> <p>30分後      40分後</p> <p>(浸水範囲を水色で示す。)</p> <p>第4図 溢水伝播挙動</p>	 <p>5.0 [s]      10.0 [s]</p> <p>20.0 [s]      60.0 [s]</p> <p>120.0 [s]      300.0 [s]</p> <p>600.0 [s]      1200.0 [s]</p> <p>第1図 屋外タンクの溢水伝播挙動</p>	<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 20px; text-align: center;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】                      (敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」                      の審査状況を踏まえて反映するため)</p> </div> <p>第4図 溢水伝播挙動</p>	<p>【女川】記載表現の相違                      ・プラントの相違による溢水伝播挙動の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
 <p style="text-align: center;">第5図 水位測定箇所</p> <p>【水位測定箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 原子炉建屋（大物搬出入口前）</li> <li>② 原子炉建屋（DG(A)室前）</li> <li>③ 原子炉建屋（DG(HPCS)室前）</li> <li>④ 原子炉建屋（DG(B)室前）</li> <li>⑤ 制御建屋</li> <li>⑥ 海水ポンプ室1</li> <li>⑦ 海水ポンプ室2</li> <li>⑧ CST エリア</li> <li>⑨ LOT エリア</li> <li>⑩ 敷地1</li> <li>⑪ 敷地2</li> </ul>	 <p style="text-align: center;">(抽出地点の標高)</p> <table border="1" data-bbox="1113 913 1528 1312"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>標高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>地点①</td><td>E L 15m</td></tr> <tr><td>地点②</td><td>E L 15m</td></tr> <tr><td>地点③</td><td>E L 50m</td></tr> <tr><td>地点④</td><td>E L 53.3m</td></tr> <tr><td>地点⑤</td><td>E L 31m</td></tr> <tr><td>地点⑥</td><td>E L 8.5m</td></tr> <tr><td>地点⑦</td><td>E L 15m</td></tr> <tr><td>地点⑧</td><td>E L 44m</td></tr> <tr><td>地点⑨</td><td>E L 8.5m</td></tr> <tr><td>地点⑩</td><td>E L 8.5m</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2図 浸水深の時系列データの抽出地点</p>	地点	標高	地点①	E L 15m	地点②	E L 15m	地点③	E L 50m	地点④	E L 53.3m	地点⑤	E L 31m	地点⑥	E L 8.5m	地点⑦	E L 15m	地点⑧	E L 44m	地点⑨	E L 8.5m	地点⑩	E L 8.5m	<p style="text-align: center;">第5図 水位測定箇所</p> <p>【水位測定箇所】</p> <p style="text-align: center;">追而【他条文の審査状況の反映】              (敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」              の審査状況を踏まえて反映するため)</p>	<p style="text-align: center;">相違理由</p>
地点	標高																								
地点①	E L 15m																								
地点②	E L 15m																								
地点③	E L 50m																								
地点④	E L 53.3m																								
地点⑤	E L 31m																								
地点⑥	E L 8.5m																								
地点⑦	E L 15m																								
地点⑧	E L 44m																								
地点⑨	E L 8.5m																								
地点⑩	E L 8.5m																								



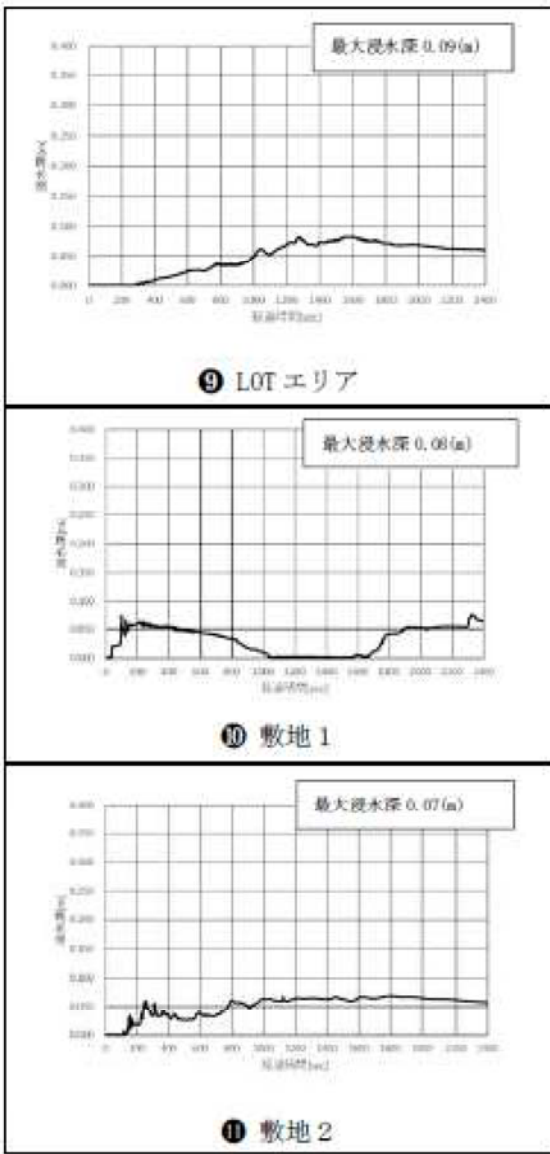
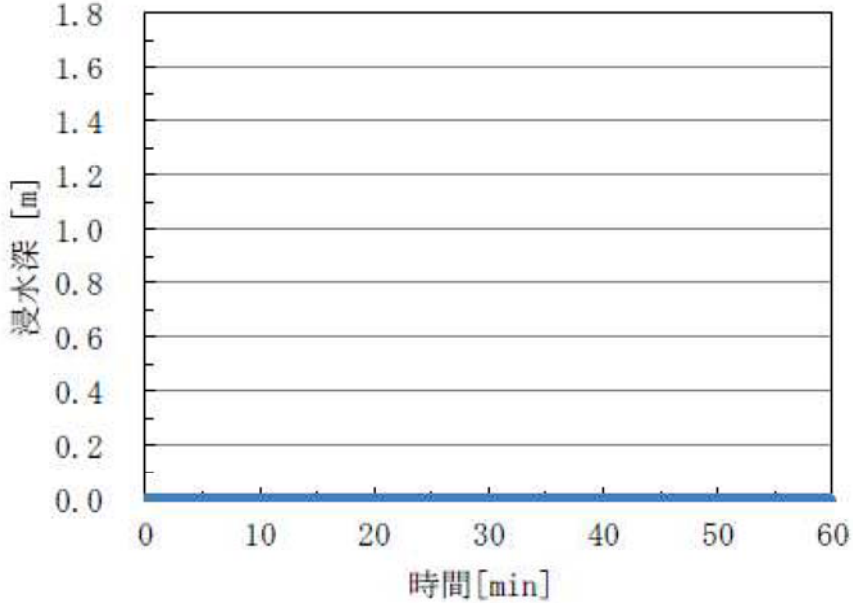
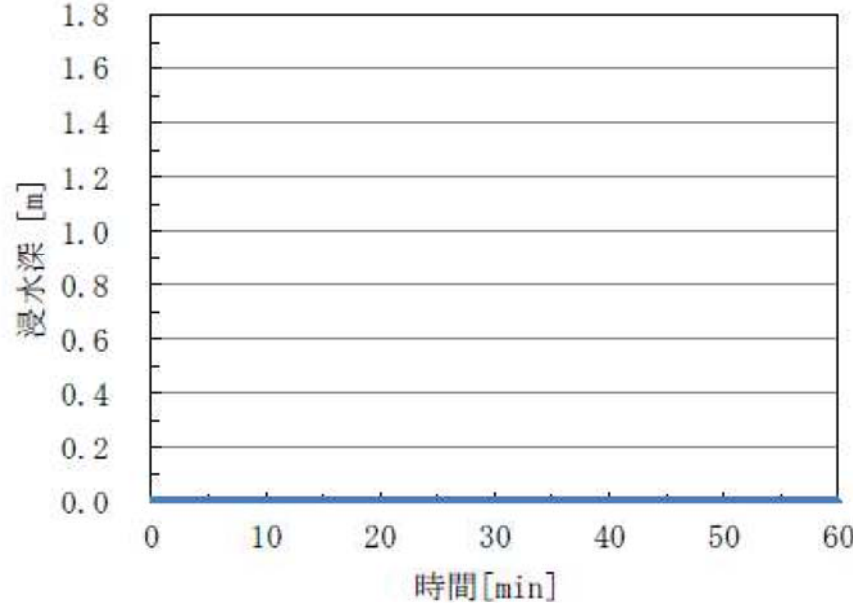
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第6図 水位測定箇所における浸水深（1 / 2）</p>	<p>第3図 浸水深の時系列データ(地点①)</p> <p>第4図 浸水深の時系列データ(地点②)</p>	<p>第6図 水位測定箇所における浸水深</p> <p>追而【他条文の審査状況の反映】              (敷地浸水深の評価は、第9条「溢水による損傷の防止等」              の審査状況を踏まえて反映するため)</p>	<p>【島根】記載表現の相違              ・プラントの相違による水位測定箇所における浸水深の相違</p>

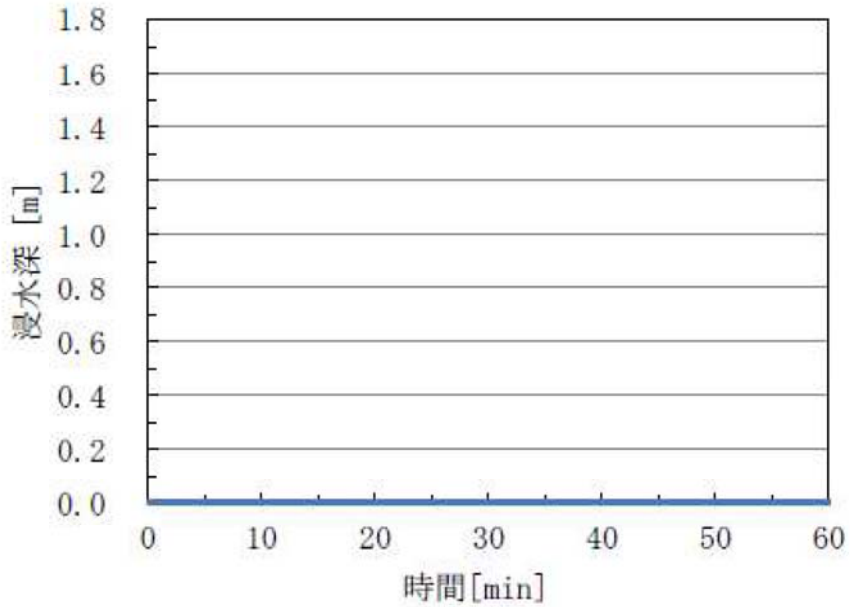
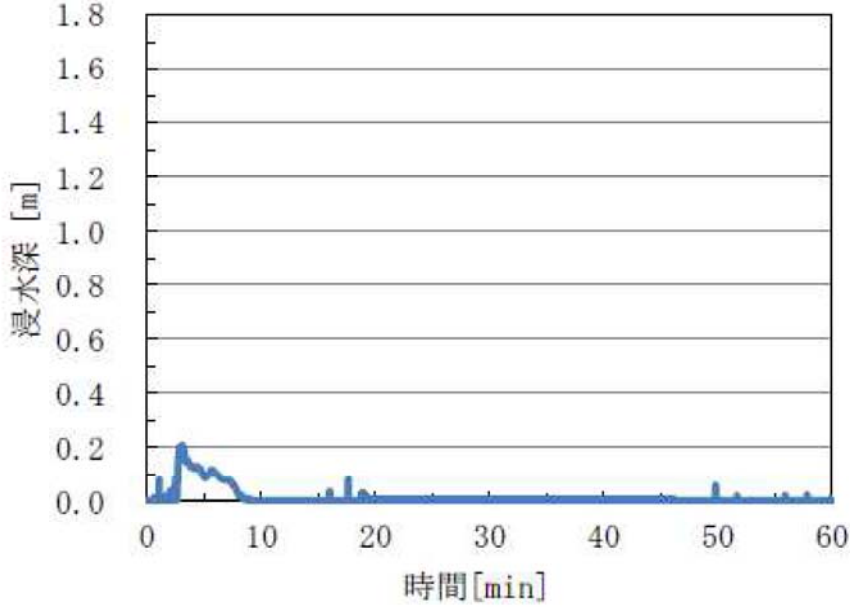
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">  <p>第6図 水位測定箇所における浸水深（2／2）</p> </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">  <p>第5図 浸水深の時系列データ(地点③)</p>  <p>第6図 浸水深の時系列データ(地点④)</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

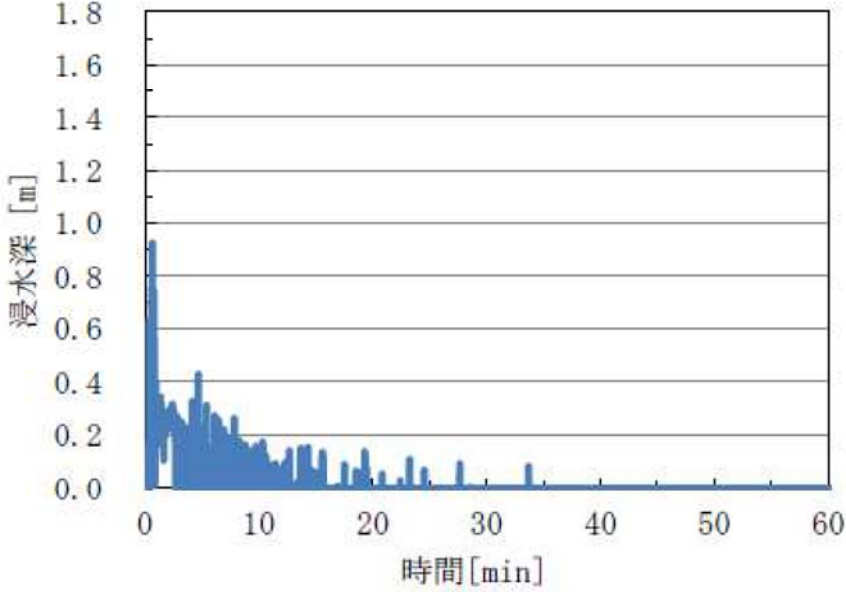
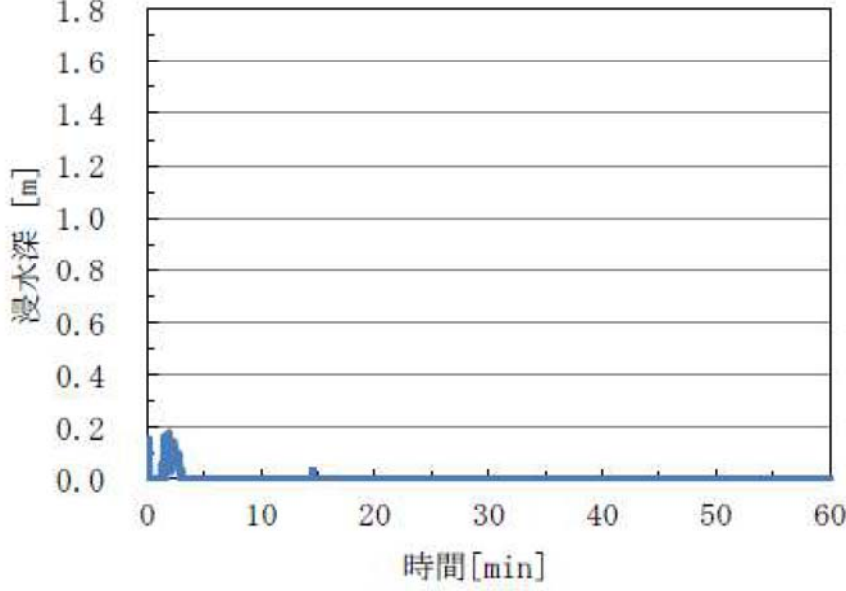
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第7図 浸水深の時系列データ(地点⑤)</p>		
	 <p>第8図 浸水深の時系列データ(地点⑥)</p>		



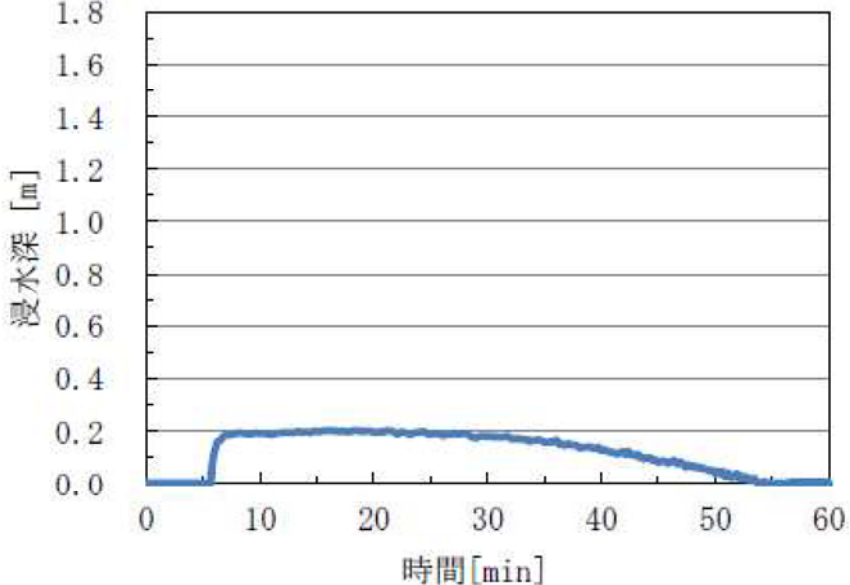
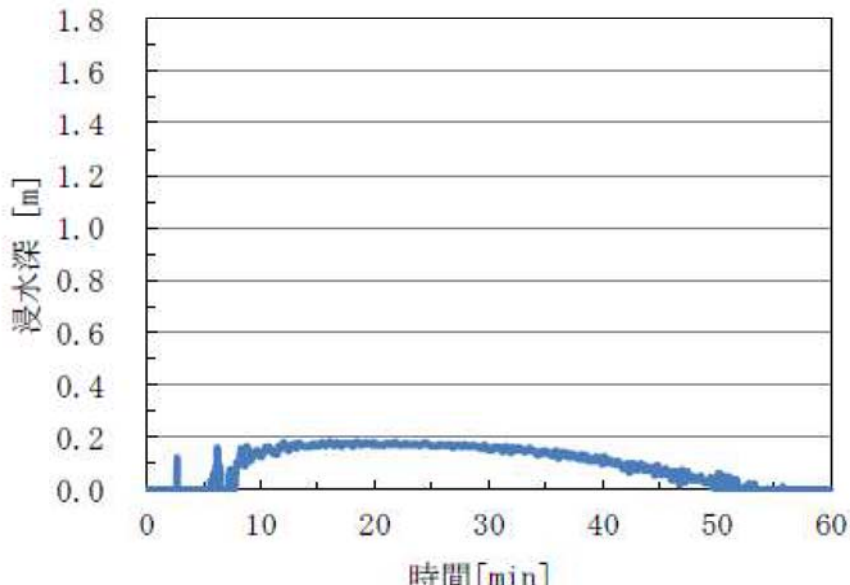
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第9図 浸水深の時系列データ(地点⑦)</p>		
	 <p>第10図 浸水深の時系列データ(地点⑧)</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第11図 浸水深の時系列データ（地点⑨）</p>		
	 <p>第12図 浸水深の時系列データ（地点⑩）</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	 <p data-bbox="1068 835 1617 871">第13図 第4保管エリア近傍の溢水の伝播挙動</p> <p data-bbox="1113 913 1573 945">第1表 保管場所に対する影響評価結果</p> <table border="1" data-bbox="943 955 1745 1428"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>影響評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1保管エリア</td> <td>エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第5図地点③)</td> </tr> <tr> <td>第2保管エリア</td> <td>密閉式貯水槽上部であり、周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第6図地点④)</td> </tr> <tr> <td>第3保管エリア</td> <td>周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第7図地点⑤)</td> </tr> <tr> <td>第4保管エリア</td> <td>エリア内の最大浸水深は約21cmとなり、可搬型設備等の機関吸気口及び排気口高さ以下である。 (第8図地点⑥)</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	影響評価結果	第1保管エリア	エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第5図地点③)	第2保管エリア	密閉式貯水槽上部であり、周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第6図地点④)	第3保管エリア	周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第7図地点⑤)	第4保管エリア	エリア内の最大浸水深は約21cmとなり、可搬型設備等の機関吸気口及び排気口高さ以下である。 (第8図地点⑥)		
保管場所	影響評価結果												
第1保管エリア	エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第5図地点③)												
第2保管エリア	密閉式貯水槽上部であり、周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第6図地点④)												
第3保管エリア	周囲に溢水源が存在せず、エリア内の最大浸水深は約0cmとなる。 (第7図地点⑤)												
第4保管エリア	エリア内の最大浸水深は約21cmとなり、可搬型設備等の機関吸気口及び排気口高さ以下である。 (第8図地点⑥)												



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 崩壊土砂とタンク溢水による影響評価</p> <p>(1) 評価対象</p> <p>溢水源と崩壊斜面の配置から斜面崩壊後に No.1 エリアの原水タンクが溢水した場合、アクセスルートの復旧時間評価に影響を及ぼす可能性があることから、影響評価を実施する。</p>  <p>第7図 溢水源と斜面崩壊の位置関係図</p> <p>(2) 影響評価</p> <p>No.1 エリアの原水タンクが溢水した場合の流動解析の結果は第8図のとおり。原水タンクの溢水により崩壊想定斜面の崩壊土砂の一部がルート1に流入することも考えられるが、有効性評価上のアクセスルート復旧時間4時間に対し、ルート1の仮復旧時間評価は2時間28分で仮復旧することが可能で、時間的な余裕があることから、重機による土砂撤去することにより対応可能である。なお、ルート2には影響がないことを確認している。</p>  <p>第8図 原水タンク溢水による流動解析の結果</p> <p>※ 浸水範囲を白色で示す。</p>			<p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊はアクセスルートの周辺斜面崩壊箇所近傍には、溢水源となる可能性のあるタンクが存在しないため、溢水による土砂撤去作業への影響は無い。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

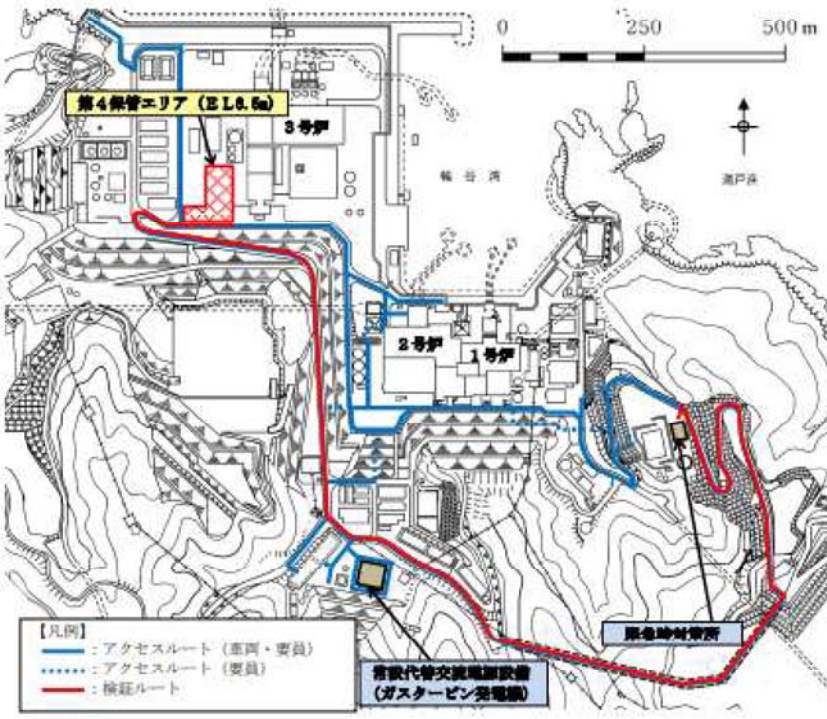
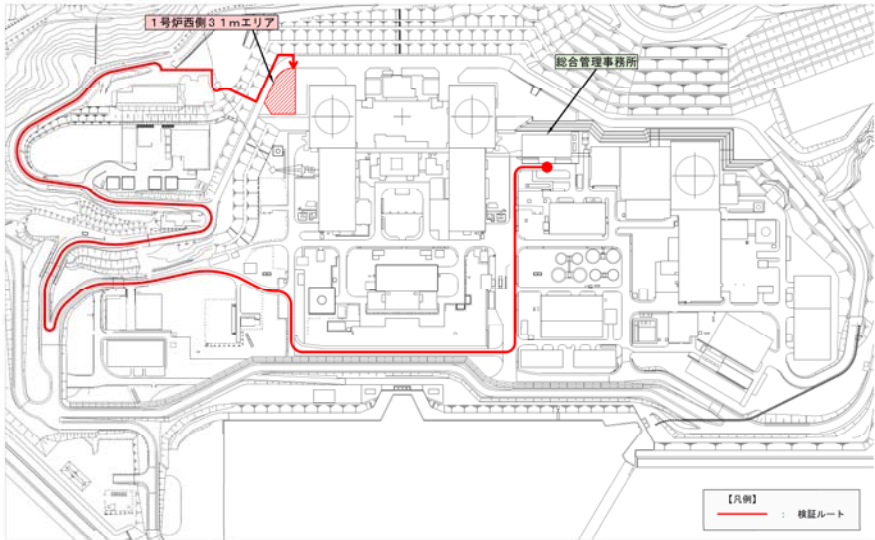
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>該当箇所無し</p>	<p style="text-align: right;">補足 (2)</p> <p style="text-align: center;">作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>1. 作業に伴う屋外の移動手段について                      重大事故等時の屋外の移動手段については、対応する要員の負担及び対応する作業の迅速化の観点から、車両が使用可能な場合には車両による移動を基本とする。                      なお、地震による重大事故等時において、緊急時対策所から可搬型重大事故等対処設備の保管場所までのアクセスルートは必要な幅員を確保可能である。(別紙(19)参照)</p> <p>2. 徒歩移動が必要となる作業に関する作業員の負担                      アクセスルートが確保できず車両による移動が困難な場合は、重機を操作する要員が保管場所まで徒歩で移動する必要がある。                      この場合、炉心損傷の徴候等に応じて放射線防護具を着用する(炉心損傷の徴候等に応じて指示者が適切な放射線防護具類を判断し、要員に着用を指示する。)が、移動後の作業は重機での操作となること、重機にはエアコンが装備されていることから、酷暑期であっても作業負担は軽減される。                      また、アクセスルートが確保されてからは車両で移動できることから、徒歩による移動はないものと考えている。</p> <p>3. 徒歩移動時間の検証                      通常状態の道路における徒歩移動時間が時速4kmであることの妥当性について、保守的に放射線防護具を着用した状況(全面マスク等を着用)での移動時間を検証した。</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(4)</p> <p style="text-align: center;">作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>1. 作業に伴う屋外の移動手段について                      重大事故等時の屋外の移動手段については、対応する要員の負担及び対応する作業の迅速化の観点から、車両が使用可能な場合には車両による移動を基本とする。                      なお、地震による重大事故等時において、アクセスルート上に必要な幅員を確保できない箇所があるが、重機による復旧により車両の通行性を確保する。(別紙(22)、(23)参照)</p> <p>2. 徒歩移動が必要となる作業に関する作業員の負担                      アクセスルートが確保できず車両による移動が困難な場合は、重機を操作する要員が保管場所まで徒歩で移動する必要がある。                      この場合、炉心損傷の徴候等に応じて放射線防護具を着用する(炉心損傷の徴候等に応じて指示者が適切な放射線防護具類を判断し、要員に着用を指示する。)が、移動後の作業は重機での操作となること、重機にはエアコンが装備されていることから、酷暑期であっても作業負担は軽減される。                      また、アクセスルートが確保されてからは車両で移動できることから、徒歩による移動はないものと考えている。</p> <p>3. 徒歩移動時間の検証                      通常状態の道路における徒歩移動時間が時速4kmであることの妥当性について、保守的に放射線防護具を着用した状況(全面マスク等を着用)での移動時間を検証した。                      なお、検証は2022年7月24日に実施しており、検証ルートはその時点での構内ルートを使用した。</p>	<p>【島根】対応方針の相違                      ・泊は仮復旧が必要</p> <p>【島根】検証条件の相違                      ・泊は検証時と再稼働時で道路状況(構内ルート)が異なる。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）




1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
	 <p data-bbox="1181 949 1513 982">第1図 徒歩移動検証ルート</p> <p data-bbox="943 1066 1748 1096">第1表 緊急時対策所から第4保管エリアまでの徒歩による移動時間</p> <table border="1" data-bbox="979 1165 1697 1407"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">所要時間</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th>天候等</th> <th>被験者年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被験者A 全面マスク +化学防護服</td> <td>29分41秒</td> <td rowspan="4">曇り 気温：11.0℃ 湿度：67%</td> <td>56才</td> </tr> <tr> <td>被験者B +被水防護服 +化学防護手袋</td> <td>30分04秒</td> <td>26才</td> </tr> <tr> <td>被験者C +化学防護長靴+ヘッド ライト</td> <td>31分42秒</td> <td>41才</td> </tr> <tr> <td>被験者D</td> <td>32分07秒</td> <td>39才</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="934 1449 1760 1633">緊急時対策所から第4保管エリア（約2,710m）まで、徒歩での移動時間は約30分～32分であった。移動時間は積雪や暑さ等の環境による影響も考えられるが、途中休憩を取る、又はスローペースで移動することにより想定する移動速度（時速4kmで想定すると41分）程度での移動は可能であることを確認した。</p>	ケース	所要時間	参考		天候等	被験者年齢	被験者A 全面マスク +化学防護服	29分41秒	曇り 気温：11.0℃ 湿度：67%	56才	被験者B +被水防護服 +化学防護手袋	30分04秒	26才	被験者C +化学防護長靴+ヘッド ライト	31分42秒	41才	被験者D	32分07秒	39才	 <p data-bbox="2012 949 2344 982">第1図 徒歩移動検証ルート</p> <p data-bbox="1846 1066 2525 1138">第1表 総合管理事務所から1号炉西側31mエリアまでの徒歩による移動時間</p> <table border="1" data-bbox="1884 1165 2478 1407"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ケース</th> <th rowspan="2">所要時間</th> <th colspan="2">参考</th> </tr> <tr> <th>天候等</th> <th>被験者年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被験者A 全面マスク</td> <td>17分48秒</td> <td rowspan="4">曇り 気温：21.5℃ 湿度：81.7%</td> <td>28才</td> </tr> <tr> <td>被験者B +タイバック</td> <td>20分55秒</td> <td>56才</td> </tr> <tr> <td>被験者C +ヘルメット</td> <td>23分29秒</td> <td>43才</td> </tr> <tr> <td>被験者D +長靴</td> <td>23分33秒</td> <td>36才</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1774 1449 2599 1633">総合管理事務所から1号炉西側31mエリア（約1,850m）まで、徒歩での移動時間は約18分～24分であった。移動時間は積雪や暑さ等の環境による影響も考えられるが、途中休憩を取る、又はスローペースで移動することにより想定する移動速度（時速4kmで想定すると28分）程度での移動は可能であることを確認した。</p>	ケース	所要時間	参考		天候等	被験者年齢	被験者A 全面マスク	17分48秒	曇り 気温：21.5℃ 湿度：81.7%	28才	被験者B +タイバック	20分55秒	56才	被験者C +ヘルメット	23分29秒	43才	被験者D +長靴	23分33秒	36才	<p data-bbox="2626 949 2864 1096">【島根】記載内容の相違・試験条件の相違とそれに伴う試験結果の相違</p>
ケース	所要時間			参考																																					
		天候等	被験者年齢																																						
被験者A 全面マスク +化学防護服	29分41秒	曇り 気温：11.0℃ 湿度：67%	56才																																						
被験者B +被水防護服 +化学防護手袋	30分04秒		26才																																						
被験者C +化学防護長靴+ヘッド ライト	31分42秒		41才																																						
被験者D	32分07秒		39才																																						
ケース	所要時間	参考																																							
		天候等	被験者年齢																																						
被験者A 全面マスク	17分48秒	曇り 気温：21.5℃ 湿度：81.7%	28才																																						
被験者B +タイバック	20分55秒		56才																																						
被験者C +ヘルメット	23分29秒		43才																																						
被験者D +長靴	23分33秒		36才																																						



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
<p style="text-align: right;">補足資料(6)</p> <p>可搬型設備設置可能時間の保守性について</p> <p>可搬型設備保管場所及びアクセスルートの説明の目的として、有効性評価において示している可搬型設備設置制限時間に対して、アクセスルート復旧を含めた可搬型設備設置の有効性を示すものである。</p> <p>作業については一部同時並行で準備可能であるが、個別に時間を積み上げたほうが保守的な時間となること、作業の輻輳を回避する観点から、同時並行で準備する評価とはしていない。</p> <p>可搬型設備設置可能時間「10.0h」は、第1表、第2表のとおりアクセスルート復旧時間（4時間）及び大容量送水ポンプ設置作業時間（6時間）をそれぞれ保守的な時間で算出・評価しており、天候やトラブルを考慮しても、制限時間内に作業が可能であると考え。</p> <p style="text-align: center;">第1表 アクセスルート復旧時間（4時間）の保守性</p> <table border="1" data-bbox="94 766 926 1890"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">作業時間 [min]</th> <th rowspan="2">想定、時間的保守性</th> </tr> <tr> <th>ルート1</th> <th>ルート2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況確認・準備</td> <td colspan="2">15</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ルート確認・判断</td> <td>40 (25)</td> <td></td> <td>・実証試験結果（日中・酷暑／防護服着用）から求めた移動時間に1.5倍の裕度</td> </tr> <tr> <td>移動</td> <td>15 (10)</td> <td></td> <td>・実証試験結果（日中・酷暑／防護服着用）から求めた移動時間に1.5倍の裕度</td> </tr> <tr> <td>重機移動</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>・ルート2は移動速度の遅いバックホウ6.0km/hで算出（ブルドーザの移動速度は10.0km/h）（1.0.2-別紙21-4）</td> </tr> <tr> <td>3号開閉所引留鉄構電線切断作業</td> <td>-</td> <td>21 (18.7)</td> <td>・電線（14本）はすべてアクセスルートに干渉しているものと想定（1.0.2-別紙21-8） ・電線切断時間は実証試験結果で一番遅いタイム26秒（平均18秒）を1分としてさらに1.5倍した（1.0.2-別紙21-8, 10）</td> </tr> <tr> <td>3号開閉所引留鉄構分解作業</td> <td>-</td> <td>6 (4.9)</td> <td>・3号開閉所引留鉄構は基礎部が残ったままアクセスルートに倒壊するものと想定 ・どのような形状でアクセスルートに干渉しても撤去可能なように引留鉄構を切断し、分解するものとした（1.0.2-別紙21-9） ・部材切断実証試験は切断想定箇所の部材より大きい鋼材で実施（1.0.2-別紙21-10） 切断想定部材：70mm×6mm山形鋼SS400 実証試験部材：100mm×10mm山形鋼SS400 ・部材切断時間は実証試験結果で一番遅いタイム26秒（平均18秒）を1分としてさらに1.5倍した（1.0.2-別紙21-8, 10） ・実証試験で使用した重機及びブッカーより大型のものを配備する予定であるため、さらに容易に切断、分解することが可能であると考えられる。</td> </tr> <tr> <td>3号開閉所引留鉄構がれき撤去作業</td> <td>-</td> <td>10 (2.8)</td> <td>・3号開閉所引留鉄構は切断により分解されるが、想定がれきは引留鉄構総重量（15.5t）とした（1.0.2-別紙21-6） ・がれき撤去実証試験は想定がれき（15.5t）より重い模擬がれき（35t）で実施（別紙22） ・がれき撤去時間は実証試験結果で一番遅い速度0.6km/h（平均0.8km/h）を0.5km/hとして算出した時間3分36秒にさらに余裕をみて10分とした（1.0.2-別紙21-11, 別紙22-2）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	作業時間 [min]		想定、時間的保守性	ルート1	ルート2	状況確認・準備	15		—	ルート確認・判断	40 (25)		・実証試験結果（日中・酷暑／防護服着用）から求めた移動時間に1.5倍の裕度	移動	15 (10)		・実証試験結果（日中・酷暑／防護服着用）から求めた移動時間に1.5倍の裕度	重機移動	8	5	・ルート2は移動速度の遅いバックホウ6.0km/hで算出（ブルドーザの移動速度は10.0km/h）（1.0.2-別紙21-4）	3号開閉所引留鉄構電線切断作業	-	21 (18.7)	・電線（14本）はすべてアクセスルートに干渉しているものと想定（1.0.2-別紙21-8） ・電線切断時間は実証試験結果で一番遅いタイム26秒（平均18秒）を1分としてさらに1.5倍した（1.0.2-別紙21-8, 10）	3号開閉所引留鉄構分解作業	-	6 (4.9)	・3号開閉所引留鉄構は基礎部が残ったままアクセスルートに倒壊するものと想定 ・どのような形状でアクセスルートに干渉しても撤去可能なように引留鉄構を切断し、分解するものとした（1.0.2-別紙21-9） ・部材切断実証試験は切断想定箇所の部材より大きい鋼材で実施（1.0.2-別紙21-10） 切断想定部材：70mm×6mm山形鋼SS400 実証試験部材：100mm×10mm山形鋼SS400 ・部材切断時間は実証試験結果で一番遅いタイム26秒（平均18秒）を1分としてさらに1.5倍した（1.0.2-別紙21-8, 10） ・実証試験で使用した重機及びブッカーより大型のものを配備する予定であるため、さらに容易に切断、分解することが可能であると考えられる。	3号開閉所引留鉄構がれき撤去作業	-	10 (2.8)	・3号開閉所引留鉄構は切断により分解されるが、想定がれきは引留鉄構総重量（15.5t）とした（1.0.2-別紙21-6） ・がれき撤去実証試験は想定がれき（15.5t）より重い模擬がれき（35t）で実施（別紙22） ・がれき撤去時間は実証試験結果で一番遅い速度0.6km/h（平均0.8km/h）を0.5km/hとして算出した時間3分36秒にさらに余裕をみて10分とした（1.0.2-別紙21-11, 別紙22-2）	<p style="text-align: center;">該当箇所なし</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(5)</p> <p>可搬型設備設置可能時間の保守性について</p> <p>可搬型設備保管場所及びアクセスルートの説明の目的として、有効性評価において示している可搬型設備設置制限時間に対して、アクセスルート復旧を含めた可搬型設備設置の有効性を示すものである。</p> <p>可搬型設備設置可能時間「7時間10分」は、第1表、第2表のとおりアクセスルート復旧時間（2時間40分）及び可搬型大型送水ポンプ車設置作業時間（4時間10分）をそれぞれ保守的な時間で算出・評価しており、天候やトラブルを考慮しても、制限時間内に作業が可能であると考え。</p> <p style="text-align: center;">第1表 アクセスルート復旧時間（2時間40分）の保守性</p> <table border="1" data-bbox="1765 766 2605 1858"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>作業時間[min]</th> <th>想定、時間的保守性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況確認・準備</td> <td>15</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ルート確認・判断</td> <td>40 (27)</td> <td>・徒歩移動速度を4km/hとして設定 ・徒歩移動時間の検証結果（補足資料(4)）より、防護具を着用した場合においても、移動速度が4km/hを上回ることを確認 ・確認ルート（別紙(24)）の距離は、最も長い場合で約1.8km ・徒歩移動速度と確認ルートの距離からルート確認時間を27分と算出 ・ルート確認後、即座にルート判断できる見込みだが、状況の不確実性を考慮し、27分からさらに10分程度の余裕をみて40分とした</td> </tr> <tr> <td>重機移動（固縛解除含む）</td> <td>10 </td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>追而【走行速度検証結果の反映】 （ホイールローダの走行速度の検証について、実施結果を受けて反映のため）</p> </div> </td> </tr> <tr> <td>土砂撤去作業</td> <td>80 (71.7)</td> <td>・複数の文献から、ホイールローダの土砂撤去の作業量を算出し、最も作業量の小さい場合で、53m<sup>3</sup>/hであった（別紙(21)） ・土砂撤去の実証試験（別紙(22)）での一番遅いタイムにおける作業量（103m<sup>3</sup>/h）が、文献より算出したホイールローダの作業量（53m<sup>3</sup>/h）を上回っていることを確認したが、保守的に文献より算出したホイールローダの作業量（53m<sup>3</sup>/h）を採用した ・崩壊土砂の堆積形状は、堆積する土量が最大となるよう、斜面法層から土砂が堆積する想定とし、撤去土量を算出した（63.3m<sup>3</sup>）（別紙(23)） ・上記、ホイールローダの作業量と撤去に必要な土量から算出した土砂撤去時間71.7分に、作業の不確実性を考慮して、さらに余裕をみて80分とした</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>145 (119.6)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>アクセスルート復旧時間</td> <td>有効性評価では2時間25分（145分）を2時間40分（160分）として評価</td> <td>・天候やトラブルを考慮し、保守的な時間でアクセスルート復旧時間を算出</td> </tr> </tbody> </table>	項目	作業時間[min]	想定、時間的保守性	状況確認・準備	15	—	ルート確認・判断	40 (27)	・徒歩移動速度を4km/hとして設定 ・徒歩移動時間の検証結果（補足資料(4)）より、防護具を着用した場合においても、移動速度が4km/hを上回ることを確認 ・確認ルート（別紙(24)）の距離は、最も長い場合で約1.8km ・徒歩移動速度と確認ルートの距離からルート確認時間を27分と算出 ・ルート確認後、即座にルート判断できる見込みだが、状況の不確実性を考慮し、27分からさらに10分程度の余裕をみて40分とした	重機移動（固縛解除含む）	10 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>追而【走行速度検証結果の反映】 （ホイールローダの走行速度の検証について、実施結果を受けて反映のため）</p> </div>	土砂撤去作業	80 (71.7)	・複数の文献から、ホイールローダの土砂撤去の作業量を算出し、最も作業量の小さい場合で、53m <sup>3</sup> /hであった（別紙(21)） ・土砂撤去の実証試験（別紙(22)）での一番遅いタイムにおける作業量（103m <sup>3</sup> /h）が、文献より算出したホイールローダの作業量（53m <sup>3</sup> /h）を上回っていることを確認したが、保守的に文献より算出したホイールローダの作業量（53m <sup>3</sup> /h）を採用した ・崩壊土砂の堆積形状は、堆積する土量が最大となるよう、斜面法層から土砂が堆積する想定とし、撤去土量を算出した（63.3m <sup>3</sup> ）（別紙(23)） ・上記、ホイールローダの作業量と撤去に必要な土量から算出した土砂撤去時間71.7分に、作業の不確実性を考慮して、さらに余裕をみて80分とした	計	145 (119.6)	—	アクセスルート復旧時間	有効性評価では2時間25分（145分）を2時間40分（160分）として評価	・天候やトラブルを考慮し、保守的な時間でアクセスルート復旧時間を算出	<p>【女川】対応方針の相違          ・泊は、復旧箇所が土砂撤去の1箇所のみであり、並行して実施する作業が無い</p> <p>【女川】記載内容の相違          ・作業内容の相違とそれに伴う作業時間の相違</p>
項目		作業時間 [min]			想定、時間的保守性																																																					
	ルート1	ルート2																																																								
状況確認・準備	15		—																																																							
ルート確認・判断	40 (25)		・実証試験結果（日中・酷暑／防護服着用）から求めた移動時間に1.5倍の裕度																																																							
移動	15 (10)		・実証試験結果（日中・酷暑／防護服着用）から求めた移動時間に1.5倍の裕度																																																							
重機移動	8	5	・ルート2は移動速度の遅いバックホウ6.0km/hで算出（ブルドーザの移動速度は10.0km/h）（1.0.2-別紙21-4）																																																							
3号開閉所引留鉄構電線切断作業	-	21 (18.7)	・電線（14本）はすべてアクセスルートに干渉しているものと想定（1.0.2-別紙21-8） ・電線切断時間は実証試験結果で一番遅いタイム26秒（平均18秒）を1分としてさらに1.5倍した（1.0.2-別紙21-8, 10）																																																							
3号開閉所引留鉄構分解作業	-	6 (4.9)	・3号開閉所引留鉄構は基礎部が残ったままアクセスルートに倒壊するものと想定 ・どのような形状でアクセスルートに干渉しても撤去可能なように引留鉄構を切断し、分解するものとした（1.0.2-別紙21-9） ・部材切断実証試験は切断想定箇所の部材より大きい鋼材で実施（1.0.2-別紙21-10） 切断想定部材：70mm×6mm山形鋼SS400 実証試験部材：100mm×10mm山形鋼SS400 ・部材切断時間は実証試験結果で一番遅いタイム26秒（平均18秒）を1分としてさらに1.5倍した（1.0.2-別紙21-8, 10） ・実証試験で使用した重機及びブッカーより大型のものを配備する予定であるため、さらに容易に切断、分解することが可能であると考えられる。																																																							
3号開閉所引留鉄構がれき撤去作業	-	10 (2.8)	・3号開閉所引留鉄構は切断により分解されるが、想定がれきは引留鉄構総重量（15.5t）とした（1.0.2-別紙21-6） ・がれき撤去実証試験は想定がれき（15.5t）より重い模擬がれき（35t）で実施（別紙22） ・がれき撤去時間は実証試験結果で一番遅い速度0.6km/h（平均0.8km/h）を0.5km/hとして算出した時間3分36秒にさらに余裕をみて10分とした（1.0.2-別紙21-11, 別紙22-2）																																																							
項目	作業時間[min]	想定、時間的保守性																																																								
状況確認・準備	15	—																																																								
ルート確認・判断	40 (27)	・徒歩移動速度を4km/hとして設定 ・徒歩移動時間の検証結果（補足資料(4)）より、防護具を着用した場合においても、移動速度が4km/hを上回ることを確認 ・確認ルート（別紙(24)）の距離は、最も長い場合で約1.8km ・徒歩移動速度と確認ルートの距離からルート確認時間を27分と算出 ・ルート確認後、即座にルート判断できる見込みだが、状況の不確実性を考慮し、27分からさらに10分程度の余裕をみて40分とした																																																								
重機移動（固縛解除含む）	10 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>追而【走行速度検証結果の反映】 （ホイールローダの走行速度の検証について、実施結果を受けて反映のため）</p> </div>																																																								
土砂撤去作業	80 (71.7)	・複数の文献から、ホイールローダの土砂撤去の作業量を算出し、最も作業量の小さい場合で、53m <sup>3</sup> /hであった（別紙(21)） ・土砂撤去の実証試験（別紙(22)）での一番遅いタイムにおける作業量（103m <sup>3</sup> /h）が、文献より算出したホイールローダの作業量（53m <sup>3</sup> /h）を上回っていることを確認したが、保守的に文献より算出したホイールローダの作業量（53m <sup>3</sup> /h）を採用した ・崩壊土砂の堆積形状は、堆積する土量が最大となるよう、斜面法層から土砂が堆積する想定とし、撤去土量を算出した（63.3m <sup>3</sup> ）（別紙(23)） ・上記、ホイールローダの作業量と撤去に必要な土量から算出した土砂撤去時間71.7分に、作業の不確実性を考慮して、さらに余裕をみて80分とした																																																								
計	145 (119.6)	—																																																								
アクセスルート復旧時間	有効性評価では2時間25分（145分）を2時間40分（160分）として評価	・天候やトラブルを考慮し、保守的な時間でアクセスルート復旧時間を算出																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

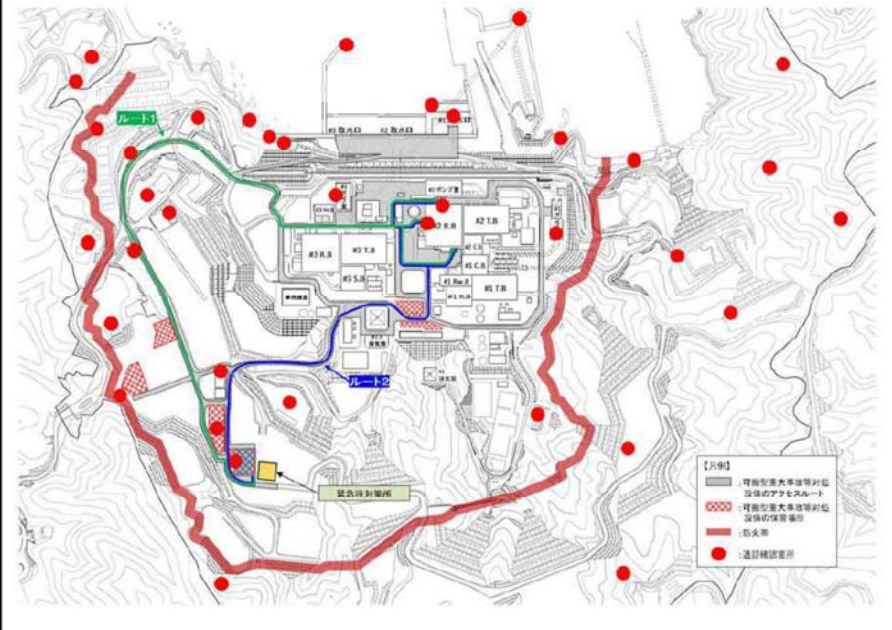
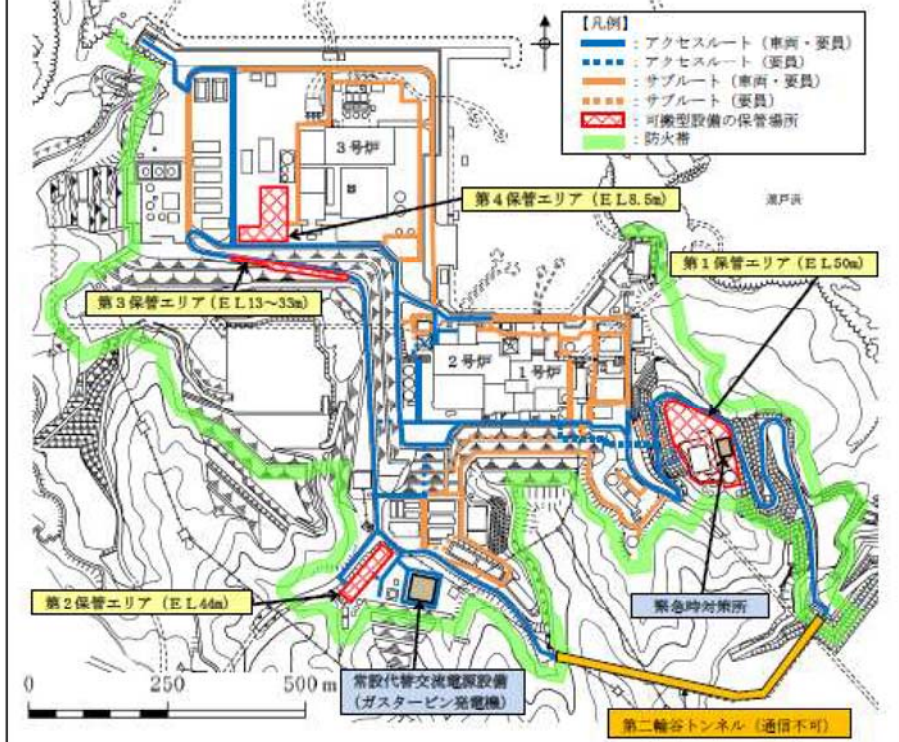
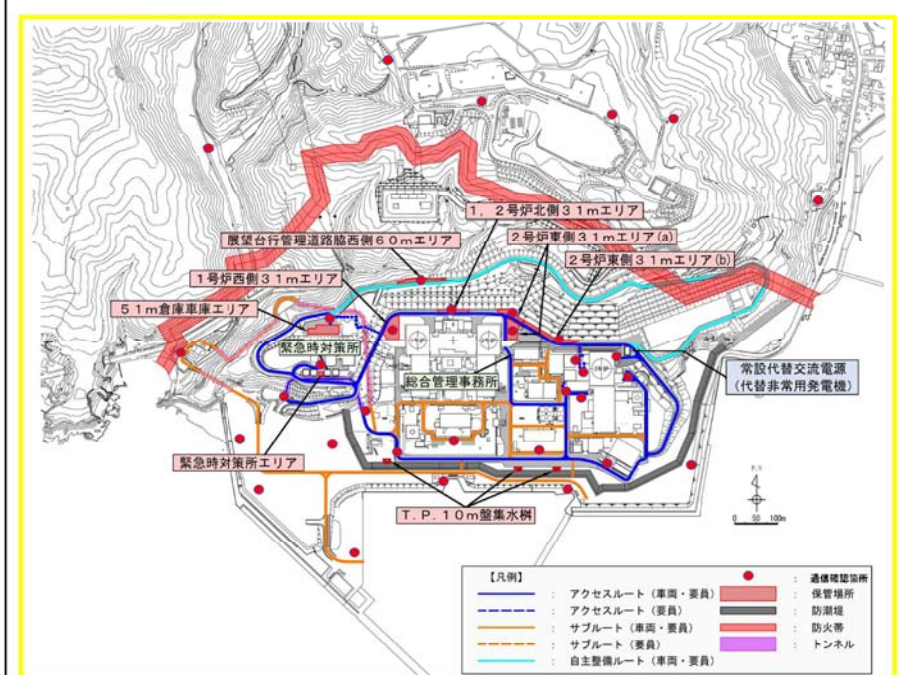
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
項目	作業時間 [min]								
	ルート1	ルート2							
3号給排水処理建屋分解作業	-	108 (99.8)							
3号給排水処理建屋がれき撤去作業	-	10 (2.4)							
段差解消作業	70 (54)	-							
計	148 (112)	230 (183.6)							
アクセスルート復旧時間	有効性評価では3時間50分(230分)を4時間(240分)として評価		・天候やトラブルを考慮し、それぞれ保守的な時間でアクセスルート復旧時間を算出						
<p>( ) 内は実証試験結果等又は作業プロセスの積上げ結果に基づく値を示す。                      作業プロセスの積上げ結果については別紙(21)別添1参照。</p>									
<p>第2表 大容量送水ポンプ設置作業時間(6時間)*の保守性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>作業時間 [min]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量送水ポンプ(タイプ1)の設置、ホースの敷設、接続(ルート1を使用した場合)</td> <td>360 (290)</td> </tr> </tbody> </table> <p>( ) 内は訓練実績等に基づく値を示す。                      ※ 移動時間はアクセスルート復旧時間に含む。</p>						項目	作業時間 [min]	大容量送水ポンプ(タイプ1)の設置、ホースの敷設、接続(ルート1を使用した場合)	360 (290)
項目	作業時間 [min]								
大容量送水ポンプ(タイプ1)の設置、ホースの敷設、接続(ルート1を使用した場合)	360 (290)								
<p>( ) 内は文献等に基づいて算出した値を示す。</p> <p>第2表 可搬型大型送水ポンプ車設置作業時間(4時間10分)の保守性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>作業時間 [min]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車の設置、ホースの敷設、接続*</td> <td>250 (190)</td> </tr> </tbody> </table> <p>( ) 内は訓練実績等に基づく値を示す。                      ※ 移動やホース敷設に最も時間を要するルートの組合せで想定</p>						項目	作業時間 [min]	可搬型大型送水ポンプ車の設置、ホースの敷設、接続*	250 (190)
項目	作業時間 [min]								
可搬型大型送水ポンプ車の設置、ホースの敷設、接続*	250 (190)								
<p>【女川】対応方針の相違                      ・泊は作業時間について、文献等を基に算出し、実証試験はその妥当性を確認するために実施。                      ・泊は実証試験にて一連の作業を模擬していることから作業プロセスの積上げは実施していない</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・作業内容の相違とそれに伴う作業時間の相違                      ・泊は、可搬型大型送水ポンプ車設置作業時間に移動時間を含む</p>									



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>補足資料(7)</p> <p>屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>発電所構内における屋外での作業や移動中及び発電所構外における要員参集の途中において、通信機器が確実に機能することを以下の方法により確認した。</p> <p>方法：無線連絡設備（携帯型）での通話確認                      アクセスルート上の車中又は屋外において、緊急時対策所建設予定地との通話が可能であることを確認する。確認方法は、ルート上で、緊急時対策所と通信を行う可能性のある場所（例：可搬型設備保管場所、可搬型設備接続口、可搬型モニタリングポスト設置場所等）を想定して、緊急時対策所と実際に通話を行い、感度及びSメータの値を確認した。</p> <p>結果：アクセスルートからの通信状況は良好であること（必要箇所での通話が可能であること）を確認した。</p>  <p>第1図 無線連絡設備（携帯型）における通信状況の確認結果</p>	<p>補足 (5)</p> <p>屋外での通信機器通話状況の確認</p> <p>発電所構内における屋外での作業や移動中、及び発電所構外における要員参集の途中において、通信機器が確実に機能することを以下の方法により確認した。</p> <p>方法：無線通信設備（携帯型）での通話確認                      屋外アクセスルート上の車中、又は、歩行において、緊急時対策所及び中央制御室との通話が可能であることを確認する。</p> <p>結果：アクセスルート、サブルートからの通信状況は良好であること（一部連絡が取りづらい場所も少しの移動で解消されること）を確認した。                      なお、第二輪谷トンネルについては、通信連絡設備が使用できないことから、入城の際と退出の際に緊急時対策本部へ連絡する運用とする。</p>  <p>第1図 無線通信設備（携帯型）における通信状況の確認範囲</p>	<p>補足資料(6)</p> <p>屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>発電所構内における屋外での作業や移動中及び発電所構外における要員参集の途中において、通信機器が確実に機能することを以下の方法により確認した。</p> <p>方法：衛星携帯電話での通話確認                      屋外アクセスルート上の歩行において、緊急時対策所及び中央制御室との通話が可能であることを確認する。確認方法は、ルート上で、緊急時対策所及び中央制御室と通信を行う可能性のある場所（例：可搬型設備保管場所、可搬型設備接続口、可搬型モニタリングポスト設置場所）を想定して、緊急時対策所及び中央制御室と実際に通話を行い、通話が可能であることを確認した。</p> <p>結果：屋外アクセスルートからの通信状況は良好であること（必要箇所での通話が可能であること）を確認した。</p> <p>なお、トンネル部については、通信連絡設備が使用できないことが想定されることから、入城の際と退出の際に緊急時対策所又は中央制御室へ連絡する運用とする。</p>  <p>第1図 衛星携帯電話における通信状況の確認結果</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違                      ・通話設備の相違                      ・通話確認方法の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 記載内容の相違                      ・泊はトンネル部での対応について記載</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">補足資料(8)</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について、有効性評価で提示したケースをもとに評価を行った。</p> <p>1. 前提条件                      (1) 想定する重大事故等&lt;有効性評価で説明&gt;                      必要となる対応操作、必要な要員及び資源を評価する際に想定する各号炉の状態を第1表に示す。                      東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故及び共通要因による複数炉の重大事故等の発生の可能性を考慮し、女川原子力発電所1号、2号及び3号炉について、全交流動力電源喪失及び使用済燃料プールでのスロッシングの発生を想定する。                      なお、1号及び3号炉の使用済燃料プールにおいて、全保有水喪失を想定した場合は自然対流による空気冷却での使用済燃料の冷却維持が可能と考えられるため<sup>*</sup>、必要な要員及び資源を検討する本事象では、使用済燃料プールへの注水実施が必要となるスロッシングの発生を想定した。</p> <p>また、不測の事態を想定し、1号及び3号炉のうち、いずれか1つの号炉において、事象発生直後に内部火災が発生していることを想定する。なお、水源評価に際しては、1号及び3号炉における消火活動による水の消費を考慮する。</p> <p>2号炉について、有効性評価の各シナリオのうち、必要な要員及び資源（水源、燃料及び電源）ごとに最も厳しいシナリオを想定する。</p> <p>2号炉への対応に必要な緊急時対策所機能及び重大事故等対策に関する作業、アクセスルートの移動による現場の線量率を評価する際において、1号及び3号炉の状態は放射線遮蔽の観点で厳しい使用済燃料プールの全保有水喪失を想定する。</p> <p>※ 技術的能力 添付資料 1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」参照</p>	<p style="text-align: right;">補足 (6)</p> <p>1～3号炉同時発災時における屋外のアクセスルートへの影響</p> <p>1～3号炉同時発災時におけるアクセスルートへの影響について、有効性評価で提示したケースをもとに評価を行った。</p> <p>1. 前提条件                      (1) 想定する重大事故等&lt;有効性評価で説明&gt;                      必要となる対応操作、必要な要員及び資源を評価する際に想定する各号炉の状態を第1表に示す。                      東京電力福島第一原子力発電所の事故及び共通要因による複数炉の重大事故等の発生の可能性を考慮し、島根原子力発電所1、2号炉について、全交流動力電源喪失及び燃料プールでのスロッシングの発生を想定する。                      なお、1号炉の燃料プールにおいて、全保有水喪失を想定した場合は自然対流による空気冷却での使用済燃料の冷却維持が可能と考えられるため<sup>*1</sup>、必要な要員及び資源を検討する本事象では、燃料プールへの注水実施が必要となるスロッシングの発生を想定した。</p> <p>また、不測の事態を想定し、1号炉において事象発生直後に内部火災が発生していることを想定する。なお、水源評価に際しては1号炉における消火活動による水の消費を考慮する。                      なお、島根原子力発電所3号炉については、初装荷燃料装荷前のため、燃料からの崩壊熱除去が不要であり、アクセスルート等への影響評価のみを実施する。</p> <p>2号炉について、有効性評価の各シナリオのうち、必要な要員及び資源（水源、燃料及び電源）ごとに最も厳しいシナリオを想定する。</p> <p>2号炉への対応に必要な緊急時対策所における活動、及び重大事故等対策に係る作業、アクセスルートの移動による現場の線量率を評価する際において、1号炉の状態は放射線遮蔽の観点で厳しい1号炉の燃料プールの全保有水喪失を想定する。</p> <p>※1：技術的能力 添付資料 1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」参照</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(7)</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について、有効性評価で提示したケースをもとに評価を行った。</p> <p>1. 前提条件                      (1) 想定する重大事故等&lt;有効性評価で説明&gt;                      必要となる対応操作、必要な要員及び資源を評価する際に想定する各号炉の状態を第1表に示す。                      東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故及び共通要因による複数炉の重大事故等の発生の可能性を考慮し、泊発電所1号、2号及び3号炉について、全交流動力電源喪失及び使用済燃料ピットでのスロッシングの発生を想定する。                      なお、3号炉の重大事故等への影響について包絡的に評価するため、仮想的に1号及び2号炉の使用済燃料ピットにおいて、全保有水喪失を想定し、必要な要員及び資源について評価した。1号及び2号炉の使用済燃料ピットにおいて全保有水が喪失した場合、燃料被覆管が到達する最高温度より、被覆管がクリープラプチャするまでの最短期間を簡易的に評価した結果、貯蔵されている燃料集合体の健全性は約1ヶ月間維持されることを確認した<sup>*1</sup>。</p> <p>また、不測の事態を想定し、1号及び2号炉のうち、いずれか1つの号炉において、事象発生直後に内部火災が発生していることを想定する。なお、水源評価に際しては、1号及び2号炉における消火活動による水の消費を考慮する。</p> <p>3号炉について、有効性評価の各シナリオのうち、必要な要員及び資源（水源、燃料及び電源）ごとに最も厳しいシナリオを想定する。</p> <p>※1：技術的能力 添付資料 1.0.16「重大事故等<sup>の</sup>発生時における停止号炉の影響について」参照</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川及び島根は燃料プールの全保有水喪失を想定した場合は自然対流による空気冷却での使用済燃料の冷却維持が可能であり、注水は不要であるものの、必要な要員及び資源を検討する本事象では注水が必要となるスロッシングの発生を想定している。また、線量率を評価する上では放射線遮蔽の厳しい燃料プールの全保有水喪失を想定している。</li> <li>・泊の1号及び2号炉の燃料ピットの全保有水喪失時は約1ヵ月後に燃料被覆管がクリープラプチャするため、燃料ピットへの注水が必須である。また、線量率等がスロッシングより厳しい全保有水喪失を評価対象とした。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 必要となる対応操作，必要な要員及び資源の整理                      「(1) 想定する重大事故等」にて必要となる対応操作，必要な要員，7日間の対応に必要なとなる資源，各作業の所要時間について，第2表及び第1図のとおり整理する。また，各号炉の必要な水量を第3表，1号及び3号炉の注水及び給電に用いる設備の台数を第4表に示す。</p> <p>(3) 想定する高線量場発生                      2号炉への対応に必要なとなる緊急時対策所における活動，重大事故等対策に関する作業及びアクセスルートの移動による現場線量率の概略を第2図，第3図に示す。</p>	<p>(2) 必要となる対応操作及び必要な要員及び資源の整理                      「(1) 想定する重大事故等」にて必要となる対応操作，必要な要員，7日間の対応に必要なとなる資源，各作業の所要時間について，第2表及び第1図のとおり整理する。また，各号炉の必要な水量を第3表，1号炉の注水及び給電に用いる設備の台数を第4表に示す。</p> <p>(3) 想定する高線量場発生                      2号炉への対応に必要なとなる緊急時対策所における活動，及び重大事故等対策に係る作業，アクセスルートの移動による現場線量率の概略を第2図～第3図に示す。</p>	<p>(2) 必要となる対応操作，必要な要員及び資源の整理                      「(1) 想定する重大事故等」にて必要となる対応操作，必要な要員，7日間の対応に必要なとなる資源，各作業の所要時間について，第2表及び第1図のとおり整理する。また，1号及び2号炉の注水及び給電に用いる設備の台数を第3表に示す。</p> <p>(3) 想定する高線量場発生                      3号炉への対応に必要なとなる緊急時対策所における活動及び重大事故等対策に関する作業のアクセスルートの移動の概略を第2図，第3図に示す。</p>	<p><b>【女川及び島根】</b>                      設備の相違                      ・女川及び島根は淡水を水源としているため，必要な水量を表に整理している。                      ・泊は海水を水源としているため，表に必要な水量は整理していない。</p> <p><b>【女川及び島根】</b>                      記載内容の相違                      ・女川及び島根は線量率の概略分布を図で示しているのに対し，泊はアクセスルートの移動経路に被ばくの評価点を示しているため，記載内容が異なる。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>アクセスルートへの影響については、1号及び3号炉の使用済燃料プールで全保有水が喪失した場合の現場線量率をもとに評価した。第2図、第3図に、線量率の概略を示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所への参集及び保管場所への移動による影響</p> <p>緊急時対策所への参集については、事務建屋又は事務本館からのアクセスルートにおける周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべりを考慮した徒歩の総移動時間は約20分であり、各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率（1号炉からの線量率：0.33mSv/h、3号炉からの線量率：4.5mSv/h）の関係より移動にかかる被ばく線量は約1.7mSvとなる。</p> <p>また、緊急時対策所から第1～第4保管エリアへの移動等における被ばく線量の一例として、緊急時対策所から第3保管エリア（保守性を考慮し最も1号及び3号炉寄りの場所）への移動を考える。周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべりを考慮した場合、徒歩での総移動時間は約20分であり、各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率（1号炉からの線量率：1.2mSv/h、3号炉からの線量率：3.2mSv/h）の関係より移動にかかる被ばく線量は約1.5mSvとなる。</p> <p>なお、線量率の高いエリアは限られることから、これらを極力避けることにより、被ばく線量を抑えることができる。また、徒歩での移動に比べ車両で移動した場合は総移動時間及び被ばく線量は小さくなる。</p>	<p>2. 1～3号炉同時発災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>アクセスルートへの影響については、1号炉の燃料プールで全保有水が喪失した場合の現場線量率をもとに評価した。第2図に、線量率の概略を示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所への参集及び保管場所への移動による影響</p> <p>緊急時対策所への参集については、管理事務所又は宿泊場所からのアクセスルートにおける徒歩の総移動時間は約10分であり、各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率の関係より移動にかかる被ばく線量は約1.7mSvとなる。</p> <p>また、緊急時対策所から各保管エリアへの移動等における被ばく線量の一例として、緊急時対策所から第4保管エリア（保守性を考慮し最も移動時間がかかるエリア）への移動を考える。徒歩での総移動時間は約40分であり、各エリアでの移動時間及び第2図の現場線量率の関係より移動にかかる被ばく線量は約0.45mSvとなる。</p> <p>なお、線量率の高いエリアは限られることから、これらを極力避けることにより、被ばく線量を抑えることができる。また、徒歩での移動に比べ車両で移動した場合は総移動時間及び被ばく線量はより小さくなる。</p>	<p>2. 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>アクセスルートへの影響については、1号及び2号炉の使用済燃料ピットで全保有水が喪失した場合の現場線量率をもとに評価した。第2図、第3図に評価点を示す。</p> <p>(1) 緊急時対策所への参集による影響</p> <p>緊急時対策所への参集については、総合管理事務所からのアクセスルートにおける徒歩の移動時間は、第2図に示す複数の緊急時対策所への参集ルートのうちAルートの場合約10分であり、緊急時対策所への参集ルート上で、1号及び2号炉の使用済燃料ピット内の使用済燃料からの線量影響が最大となる地点（2号炉使用済燃料ピット最近接点）における線量率（1号炉からの線量率：約0.32mSv/h、2号炉からの線量率：約6.0mSv/h）より移動にかかる被ばく線量は約1.1mSvとなる。</p> <p>なお、線量率の高いエリアは限られることから、これらを極力避けることにより、被ばく線量を抑えることができる。また、徒歩での移動に比べ車両で移動した場合は総移動時間及び被ばく線量はより小さくなる。</p> <p>また、緊急時対策所近傍の屋外作業となる緊急時対策所用発電機への給油作業については、第2図の給油作業地点における線量率（1号炉からの線量率：約0.27mSv/h、2号炉からの線量率：約0.038mSv/h）より給油作業にかかる被ばく線量は7日間の作業を考慮しても約0.12mSvとなる。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、第2図の緊急時対策所中心点における線量率（1号炉からの線量率：約<math>3.4 \times 10^{-4}</math>mSv/h、2号炉からの線量率：約<math>4.7 \times 10^{-5}</math>mSv/h）より被ばく線量は7日間の滞在を考慮しても約0.064mSvとなる。</p>	<p>【島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川及び島根は線量率の概略を図で示している。泊は評価点を図で示している。</li> </ul> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構内常駐場所から緊急時対策所への参集時の被ばく線量を算出しており、移動時間、線量及び被ばく線量評価の相違。</li> </ul> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川及び島根は、被ばく線量の一例として、緊急時対策所から保管場所への被ばく線量評価を記載している。泊は、緊急時対策所近傍での屋外作業の被ばく線量評価を記載している。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>よって、高線量場の発生を含め、1号及び3号炉に重大事故等が発生した場合であっても、2号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</p> <p>また、固体廃棄物貯蔵所に保管されている低レベル放射性廃棄物からの放射線についてはアクセスルートに対して十分な離隔距離が確保されていること、遮蔽能力を有した建物内に保管されていることから影響はない。</p> <p>(2) 2号炉の重大事故等への対応作業への影響</p> <p>2号炉の重大事故等への対応作業のうち、比較的時間を要する操作として原子炉補機代替冷却水系の準備操作（資機材配置及びホース敷設、起動及び系統水張り）が想定されるが、当該操作場所及びアクセスルートに対する線量率は、第3図に示すとおり3号炉近傍が最も高い箇所約4.9mSv/h（1号炉からの線量率：0.33mSv/h、3号炉からの線量率：4.5mSv/h）となる。</p> <p>当該操作の想定時間は9時間であるが、線量率の高いエリアは限られ、この想定時間には当該操作場所への移動時間も含まれている。また、起動後には監視が必要となるが、当該監視における被ばく線量率は約2.3mSv/hであることから、常駐している要員にて被ばく線量を管理し交代しながら対応を継続していくことが可能である。</p> <p>さらに、事象発生12時間以降参集してくる要員による交代も可能であることから、緊急時被ばく線量を超えることはない。</p> <p>また、固体廃棄物貯蔵所に保管されている低レベル放射性廃棄物からの放射線についてはアクセスルートに対して十分な離隔距離が確保されていること、遮蔽能力を有した建物内に保管されていることから影響はない。</p>	<p>よって、高線量場の発生を含め、1号炉に重大事故等が発生した場合であっても、2号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</p> <p>(2) 2号炉の重大事故等への対応作業への影響</p> <p>2号炉の重大事故等への対応作業のうち、比較的時間を要する操作として原子炉補機代替冷却系の準備操作（資機材配置及びホース敷設、起動及び系統水張り）を想定しているが、1号炉の燃料プールに近い2号炉での当該操作場所での線量率は、第2図に示す線量率を内挿すると約5mSv/hとなる。</p> <p>当該操作の想定操作時間は約7時間20分であること、及びこの想定操作時間には当該操作場所への移動時間が含まれていること、あるいは参集要員による操作要員の交代も可能であることから、重大事故等時における活動が可能である。</p>	<p>よって、高線量場の発生を含め、1号及び2号炉に重大事故等が発生した場合であっても、3号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</p> <p>(2) 3号炉の重大事故等への対応作業への影響</p> <p>3号炉の重大事故等への対応作業のうち、作業員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる有効性評価「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」の燃料取替用水ピットへの補給（海水）、使用済燃料ピットへの注水確保（海水）及び原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）への影響について確認した。</p> <p>各評価点は第3図、当該作業の作業時間は、第4表のとおりであり、燃料取替用水ピットへの補給（海水）、使用済燃料ピットへの注水確保（海水）及び原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）の作業それぞれについて、作業員の被ばく線量は、それぞれ約32mSv、約68mSv、約16mSvであるが、1号及び2号炉の使用済燃料ピットにおいて高線量場が発生した場合であっても、被ばく線量の増加分はそれぞれ約3mSv、約2mSv、約2mSvであるため作業性に影響はない。</p> <p>また、当該作業は、常駐している要員にて被ばく線量を管理し交代しながら対応を継続していくことが可能である。</p> <p>さらに、事象発生12時間以降参集してくる要員による交代も可能であることから、緊急時被ばく線量を超えることはない。</p> <p>よって、高線量場の発生を含め、1号及び2号炉に重大事故等が発生した場合であっても、3号炉の重大事故等への対応作業のためのアクセスは可能であり、重大事故等時における活動が可能である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【追而】【3号炉原子炉建屋西側を經由したルートの設定変更】</p> <p>T.P.+10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、代替ルートを検討しており、当該ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。</p> </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被ばく線量を考慮した操作にて評価していることに相違はない。</li> <li>泊は作業時間を示した表を整理している。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>追而</p> </div>